第２節　隈府地区の調査

⑴　守山城跡の測量調査

平成27年９月、菊池神社の北側の目視できる範囲について土塁実測調査を行った（第63図）。守山城跡周辺は菊池神社の敷地であるため、樹木が茂り、目視では遺構の全容を把握するのが困難であった。そのため、平成28年９月、航空レーザー測量を実施し、地形起伏図を作成した（第64図）。

第63・64図を見ると、菊池神社が建っている平坦な地形は、北西方向から南東方向に伸びる舌状の丘陵地であることが分かった。この平坦地の南東部は北西部より一段高くなっている。一段高い部分の北西端部に、長方形の平面形をした旧地形を留めていると思われる高まりが残っている。舌状の上下二段の平坦地がいつ築造されたか不明であるが、現状では守山城跡の主郭と推定されている。主郭推定地より約10m～30m離れた北東部から北西部にかけて連続した土塁状の高まりが確認できる。この土塁状の高まりと主郭推定地の間には凹部がある。土塁状の高まりは内側で約10mの比高差があり、土塁状の高まりの頂部には平坦面があり、最大で７ｍを測る。主郭推定地、土塁状の高まりや空堀推定地の確認調査は未実施であり詳細は不明である。

第63図　守山城跡平面図

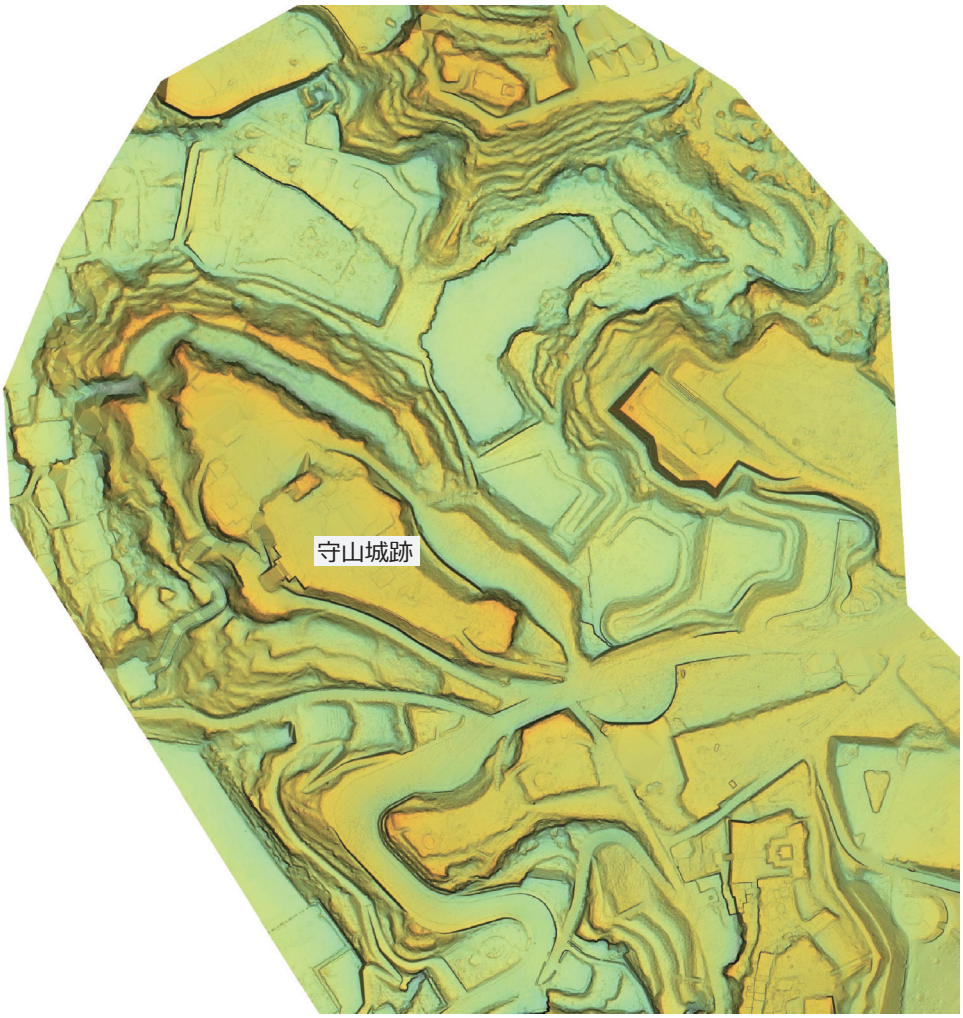

第64図　守山城跡周辺航空レーザー測量図

⑵　隈府城下遺跡の確認調査

平成28年11月、菊池市ふるさと創生市民広場の南西側隣接地点にある熊本県県北広域本部の施設改修事業に伴って、県教育庁教育総務局文化課が確認調査を行った（第65図１）。２基のトレンチで溝跡を確認し、溝跡覆土から土師器が出土している。二箇所で確認した溝跡の伸びる方向はほぼ直交しており、この場所に方形の区画が存在していた可能性が高い（第66図）。第67図２～４は１トレンチ、第67図５・６は２トレンチから出土した土師器で、底部調整が判断できるものは回転糸切痕を確認できる。

平成29年４月、菊池市ふるさと創生市民広場の再整備に伴って、市立体育館・青少年ホーム跡地の確認調査を実施した（第65図２）。確認調査は１～10トレンチで行った。各トレンチの土層を観察すると、地表から1.8m～2.4mまでは後世の客土であった。その客土の下から２箇所のトレンチで遺構を確認した。また、旧体育館建物の西側角付近で井戸跡を確認した（第68図）。３トレンチではピット１基（第69図１）、９トレンチでは溝跡１条を確認した（第69図２）。この溝跡は菊池神社の参道に直行する方向に伸びている。第70図２は６トレンチ①層から出土した土師器高台付埦片である。第70図３・４は９トレンチの客土層から出土した土師器小皿底部片である。２点とも外底部には回転糸切痕、板状圧痕が確認できる。また、体育館解体時に、建物の角隅から井戸跡１基を検出した。井戸跡は上端が約1.2m～1.3mの円形の平面形で、断面形は長い筒状を呈し、深さ約10mを測る。井戸跡は略楕円形の河原石を積んで築造しているが、最下部には石積はなく、一回り小さな円形に土の掘り込み状のものが観察できる。これは最下部に木製の桶を設置していたのが消滅

した状態と考えられる（第69図３・第71図）。深さ約10mの井戸跡の内部に入ると、酸欠状態の危険性が想定されるため、第71図は上から目視できる範囲で実測した。井戸跡などの遺構を確認したので、市民広場の当初の工事内容を変更し、遺構は埋め戻し、砂利敷きの仮設駐車場として保存している。また、井戸跡は仮保護施設を設置し、埋め戻さず確認時のままで保存している（第69図４）。

平成29年９月､菊池市ふるさと創生市民広場の再整備に伴って､旧物産館横の確認調査を行った（第65図３）。第70図１はトレンチの客土から出土した瓦質土器の擂鉢底部片で、内器面に４条一単位の擂目を放射状に施し、その目に交差するように斜めの同擂目を加えている。

第65図　隈府地区の確認調査・踏査位置図（国土地理院地図を一部加工して作成）

⑶　隈府院馬場遺跡の確認調査

平成30年12月、民間開発に伴う確認調査を行い、約２ｍの客土の下から河原石の石組井戸跡の約半分を確認した（第65図４）。残りの半分は土地境界の外にあるため、詳細は不明である。後述する隈府土井ノ外遺跡で検出した井戸跡と比較すると規模、石材、石の積み方に共通点がある。この場所は盛土を行って工事を実施したので、遺構等は現地に保存されている。

⑷　立石遺跡の確認調査

立石遺跡は碁盤目状に区画された隈府の町の北西隅で、守山城跡（現菊池神社）の西側裾部から直線距離で約1.6km離れた箇所に位置する。航空写真を見ると、迫間川が南側に大きく湾曲する箇所からほぼ南側に向けて直線的に土塁跡と考えられるものが伸びている（第72図１・２）。土塁跡の長さは直線距離で約168m、幅は約７～10mを測る。第72図２にはその土塁跡の撮影箇所、方向を示した。第72図４はその土塁跡の一部を南東側から撮影したもので、現状で土の高まりが確認できる。第72図５は土塁の南側端部付近を南西方向から撮影したもので、土塁の西側に築地堰から取り入れた水が流れる井手（用水路）が土塁に沿った状態で造られている。

この場所に記念碑を建造する工事に伴って、平成22年３月に遺跡範囲確認調査を実施した。確認調査の結果から、土塁跡には影響がない平坦面に記念碑を建てることになった。その確認調査の概要は以下のとおり

である（菊池市教育委員会2017）。

【トレンチ１】

トレンチ１はほぼ南北方向にのびる土塁跡のほぼ中央部に設定した（第73図１）。このトレンチでは約３ｍの厚さの盛土を確認した。盛土内には人頭大の河原石を多量に含んでおり、人工的に固めたと考えれる層も確認した。備前焼の擂鉢片、瓦質土器片が出土した。第72図３はトレンチ１の東壁の土層写真である。トレンチ１の層序は下記のとおりである（第73図２）。

①層：表土である。

②層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質である。人頭大の河原石、円礫を特に多量に含む。

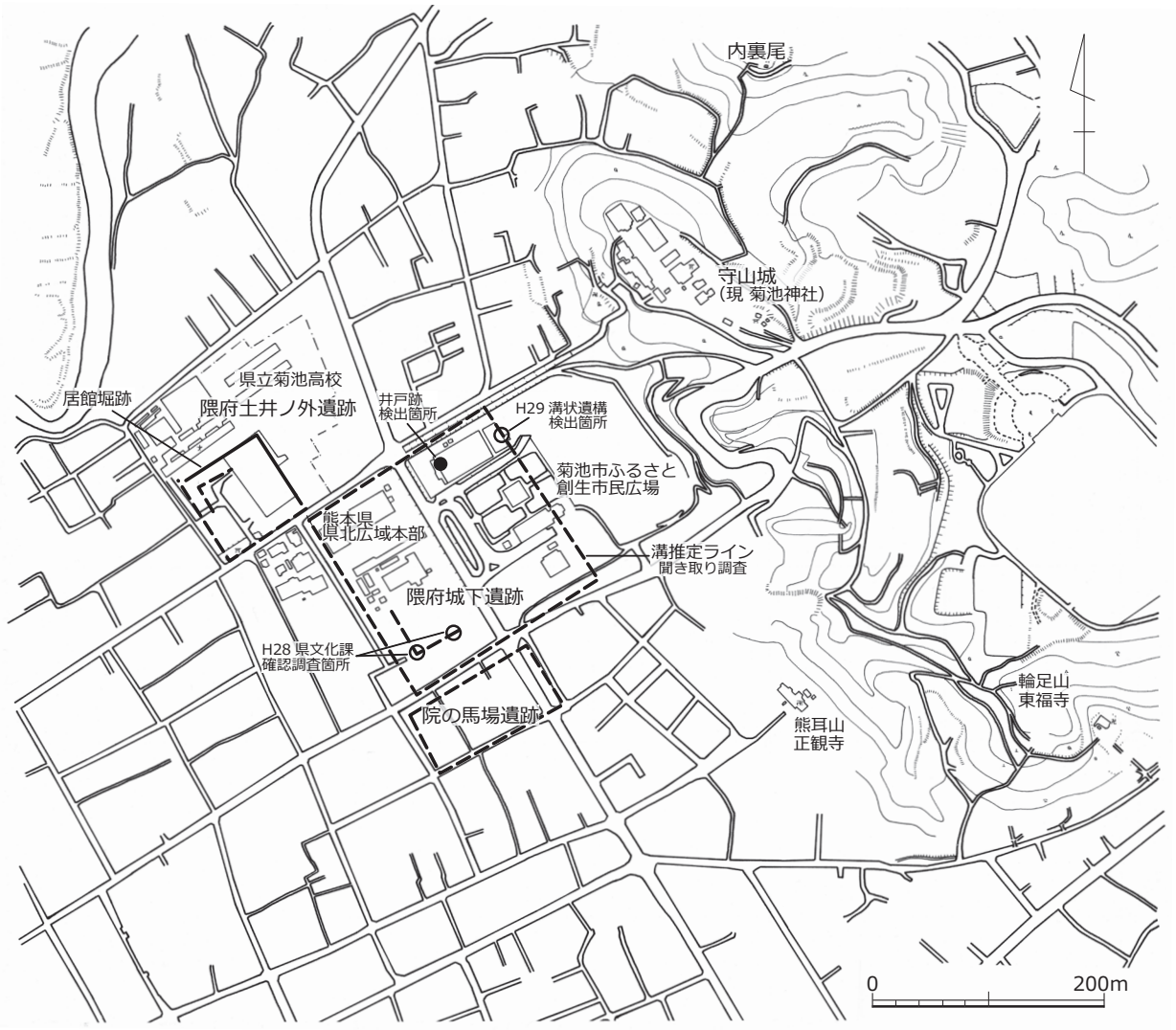

第66図　確認調査等による隈府城下遺跡周辺想定図

③層：暗褐色土で②層に比べて暗く、河原石、円礫が少ない。

④層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質土で、①層より暗い。中心部に近い箇所で、人頭大よりやや小さい円礫を多量に含む。

⑤層：暗褐色土で、きめが細かく硬くしまる。人為的に固められたと考えられる。中心部に近い箇所には円礫を多く含むが、それ以外の箇所では河原石、円礫は少ない。

⑥層：暗灰茶褐色土で、きめが細かく硬くしまる。人為的に固められたと考えられる。河原石、円礫は少ない。

⑦層：暗褐色土である。⑤層に類似するが、きめが細かくしまらない。河原石、円礫は少ない。

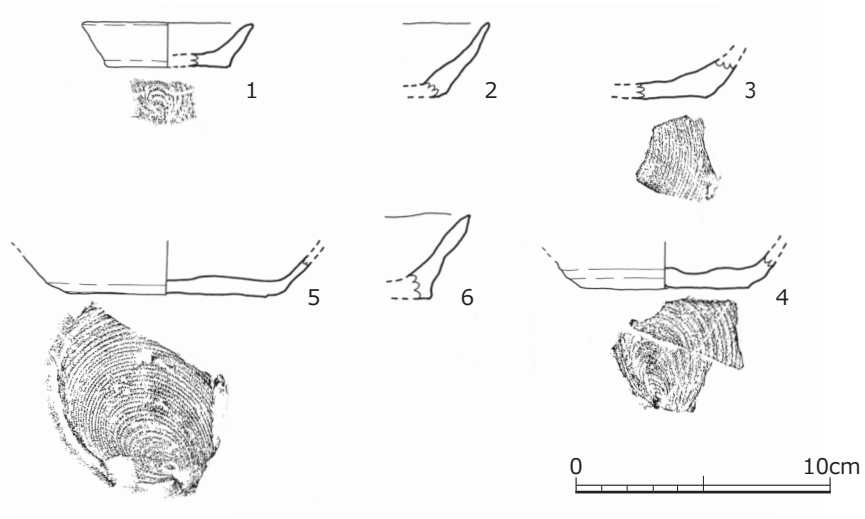

第67図　隈府城下遺跡表採・出土遺物実測図

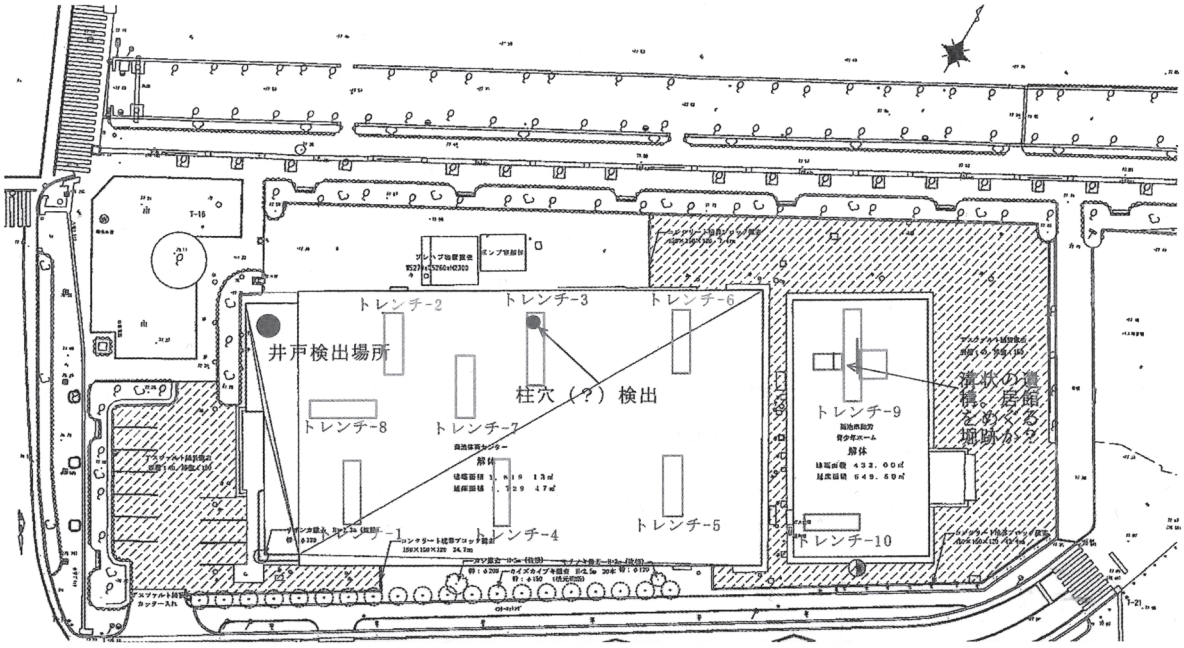

第68図　隈府城下遺跡（市立体育館・青少年ホーム跡地）確認調査平面図

⑧層：黄褐色のきめが粗くしまりがなく、明るい砂質土である。地山と思われる。最上面から擂鉢片が出土した。

【トレンチ２】

トレンチ２はほぼ南北方向にのびる土塁跡の南側寄りの箇所に設定した（第73図１）。トレンチ２では約３ｍの厚さの盛土を確認した。盛土内には人頭大から一抱えの大きさの河原石や円礫を多量に含んでいる。人工的に固めたと考えれる層も確認した。盛土から須恵器片が出土した。トレンチ２の層序は下記のとおりである（第73図３）。

①層：表土である。

②層：暗褐色のきめが粗くしまりがない砂質土である。人頭大から一抱え大きさの河原石、円礫を特に多量に含む。

③層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない。②層に類似するが②層よりはややしまっている。河原石、円

1　隈府城下遺跡３トレンチ（南から）

2　隈府城下遺跡９トレンチ（東から）

3　隈府城下遺跡井戸跡（南から）

4　隈府城下遺跡井戸跡
現地保存状況（東から）

第69図　隈府城下遺跡の確認調査写真

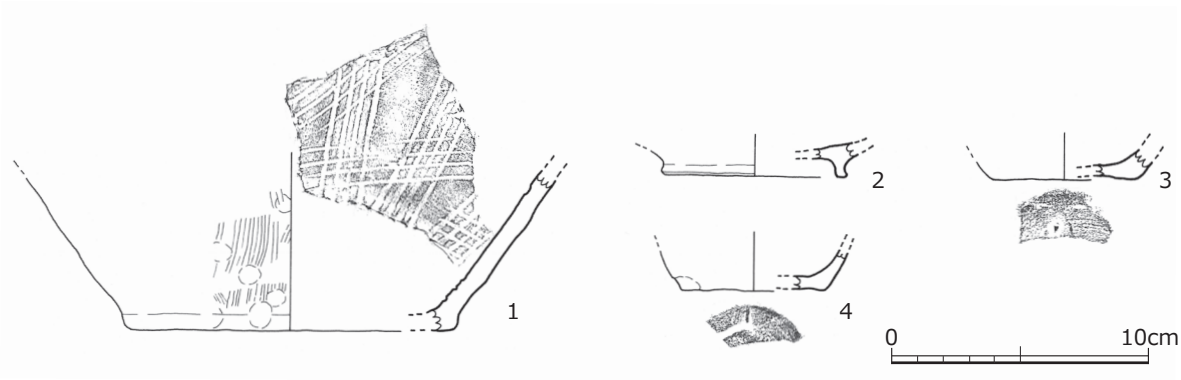

第70図　隈府城下遺跡出土遺物実測図

礫が少ない。裾部の一部で硬くしまっており、人為的に固められた層と考えられる。

④層：黒色土である。③層よりも暗くしまりがある。きめがやや細かく小礫を含む。上面で硬くしまる。

⑤層：黒色土で、きめが細かく硬くしまる。全面に硬くしまるが、上面のしまり度合いが顕著である。人為的に固められた層と考えられる。河原石、円礫は少なく、須恵器片が包含される。

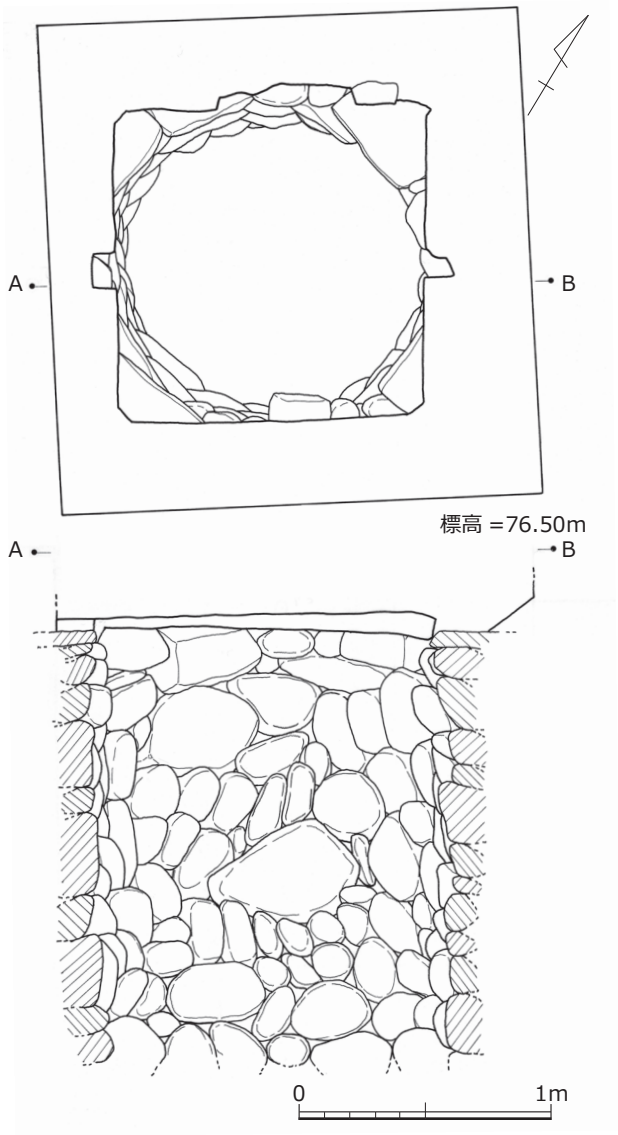

第71図　隈府城下遺跡井戸跡実測図

⑥層：暗褐色土で、きめが細かく硬くしまる。人為的に固められた層と考えられる。人頭大の河原石、円礫を含む。

⑦層：暗黄褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質土である。礫を多く含み、地山と考えられる。

⑧層：暗褐色土で、裾部に見られる。崩落土の可能性もある。硬くしまり、河原石、円礫は殆ど含まれない。

⑨層：黄色土で、きめの粗い砂質土である。②層に類似している。

⑩層：暗褐色土で、きめが粗くしまらない砂質土である。

【出土遺物】（第74図）

第74図１はトレンチ１の⑧層最上面から出土した備前焼の擂鉢の口縁部から体部にかけての破片である。口縁部には端部が突起状に突出する口縁帯があり、端部はほぼ真上に立ち上がり、丸く収まる。中世５期（15世紀第三四半期～15世紀末）と考えられる（乗岡2005）。第74図２はトレンチ２の盛土から出土した瓦質土器の口縁部片で、器種不明である。外反しながら直線的に立ち上がると思われる。

(5)　隈府周辺の現地踏査

平成30年４月、菊池市文化財保護委員会元会

国土地理院地図を一部加工して作成

1

2

3

4

5

第72図　立石遺跡位置図、トレンチ1土層写真、現況写真

トレンチ配置図

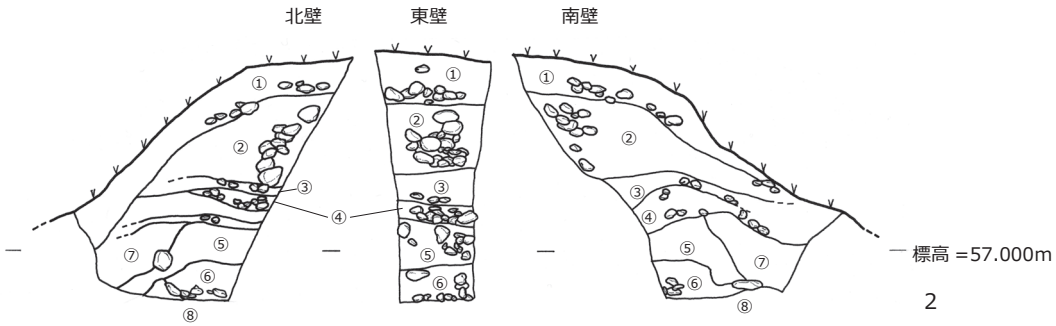

トレンチ 1

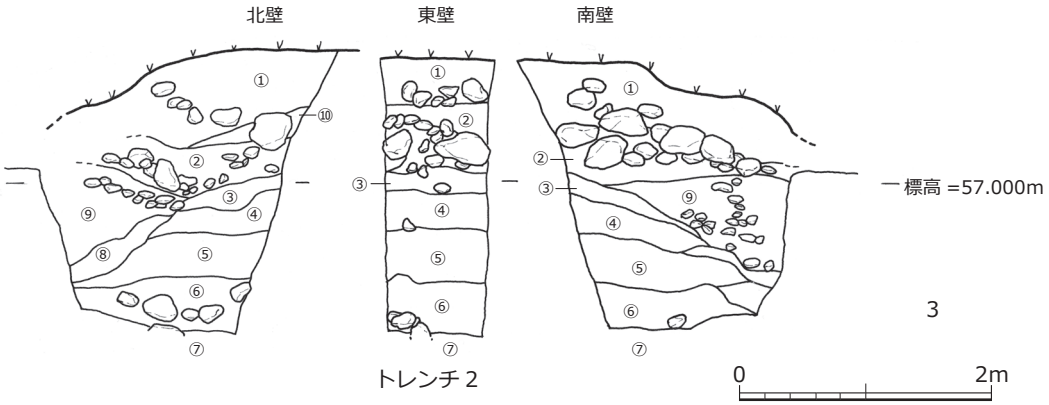

トレンチ 2

第73図　立石遺跡トレンチ配置図・土層断面図

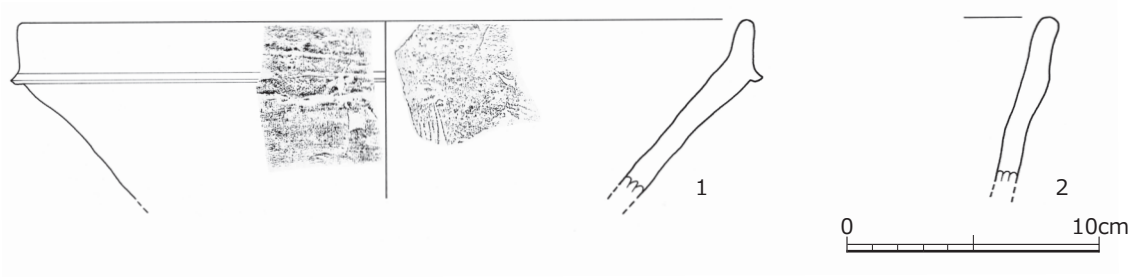

第74図　立石遺跡出土遺物実測図

長の坂口金次郎氏のご指導により、隈府周辺の現地踏査を行った。坂口氏から、昭和20年代の隈府周辺の旧地形の状態を聞きながら現地踏査を行った。その時の踏査地の一つである隈府城下遺跡から土師器片を表採した。この場所は隈府城下遺跡の南端部に約１ｍ低くなる段差があり、その低い面で土師器を表採した（第65図５、第75図１）。第67図１はその土師器小皿の実測図で、回転糸切痕が外底部に残る。

坂口氏の話によれば、隈府城下遺跡の段差は、旧地形のままで、この段差は熊本県県北広域本部の敷地の西側端部にある南北方向に伸びる約１ｍ低い段差と一連のものであり、この両方の段差の交わりはほぼ直角である。つまり、直交する状態で壕が存在していたと考えられる。この段差の低い箇所は現在、菊池高校の第２運動場（テニス場）となっている（第65図６、第75図２）。この菊池高校第２運動場の南西隅には、周囲より一段高くなった箇所が帯状に残っている。この高まりは坂口氏の記憶では土塁がかつて存在したとのことであった。敷地境の樹木根元付近には土塁跡と考えられる高まりが残っている（第65図７、第75図３）。さらに、坂口氏の記憶では、菊池神社の参道の南側には壕が存在していて（第65図８）、隈府城下遺跡の市立体育館・青少年ホーム跡地の確認調査で、菊池神社参道と直交する状態で存在する溝跡は、この壕と一連のものと考えられる。第76図２は菊池神社参道南側の壕の写真で、菊池市中央図書館のデジタルアーカイブ中にあり、1930年代のものとされている（菊池市2017）。さらに、第76図３・４には菊池神社の参道の南側に土塁と考えられる高まりとその北側に壕と考えられるものが写っている。この写真は坂口金次郎氏（菊池公歴史研究会会長）から、令和３年度に資料提供を受けたもので、1955年頃の写真と思われるとのことであった。また、熊本県県北広域本部の場所には以前、県立菊池蚕業高校学校があった。その絵ハガキを入手することができ、その写真に今回の確認調査で明らかになった９トレンチの溝跡の箇所が壕と土塁として写っていると考えられる（第76図１、菊池市2017）。写真の左奥にある大きな屋根の建物は明治45年に完成した「桜座」であると坂口氏からご教示を受け、この写真は明治45年～大正時代の頃の様子であることが分かった。また、坂口氏から菊池神社参道南側の壕と元県立菊池蚕業高校学校東側の壕は、昭和35年の熊本国体会場となり、安全上の理由で埋められたとの情報も得た。隈府城下遺跡の土師器を表採した第65図５の地点南側で、字境となっている道路の北側寄りの箇所には、以前土塁が残っていたと坂口氏は記憶されている（第65図９、第75図４）。これらのことから、隈府城下遺跡の内部に壕と土塁で囲まれた方形区画が存在した可能性がある。

⑹　隈府土井ノ外遺跡の発掘調査

県教育庁教育総務局文化課は、熊本県立菊池高校校舎改築工事に伴い、平成17年11月～平成18年３月、平成18年４月～11月に隈府土井ノ外遺跡の発掘調査を行った。発掘調査報告書より概要をまとめる（熊本県教育委員会　2009）。調査区は1区～３区で、１区はアリーナ建設箇所、２区は地下貯留槽建築箇所、３区はプール建設箇所である。遺構は３時期の変遷が考えられている。各時期ごとに特徴的な遺構を見てみる（第77図）。

①**１期**（14世紀後半～末頃）（第78図）

【壕跡】

1　隈府城下遺跡表採地点（東から）

2　隈府城下遺跡の段差（北から）

3　隈府城下遺跡の土塁跡推定地（北から）

4　隈府城下遺跡の南端部付近（西から）

第75図　隈府城下遺跡の踏査写真

1　（菊池市2017より）

2（菊池市2017より）

3（菊池公歴史研究会会長　坂口金次郎氏提供）

4（菊池公歴史研究会会長　坂口金次郎氏提供）

第76図　隈府城下遺跡の古写真

１区では４・５号壕跡を確認した（長さ約73m、幅約2.6m）。断面形は略台形である（深さ約2.1m）。２区では99号壕跡を検出した（長さ約20m、幅約2.75m）。断面形は略台形である（深さ約1.6m）。この壕跡は両者の位置関係から、同一のものと考えられ、１区の北西側の調査区外で直交すると想定できる。さらに、２区では99号壕跡の内側（南西側）で直角方向に交わる186号壕跡の角周辺を確認した。北東から南西方向に伸びる壕跡は、99号壕跡と並行した状態で、長さ約12m、幅約1.6m、断面形は略台形で深さ約0.64mである。これと直交する状態で伸びる壕跡は長さ約4.8m、幅約1.76m、断面形は略台形で、深さ約0.72mである。４号・５号・99号壕跡と186号壕跡から、二重の壕跡が存在することが明らかになった。186号壕跡の南西方向の角周辺を確認調査で明確にでき、長さ約58mの地点で直角に屈曲している。

これらの壕跡から、二重に囲まれた壕跡内部に居館跡が存在していたと考えられる。外側の壕跡は未調査部分に伸びており、一辺が約90m～100mの規模に推定できる。

【井戸跡】（第80図）

１区に１号井戸跡（SE1）がある。１号井戸跡の平面形は円形に近い楕円形で、長軸約2.05m、短軸約1.85mを測る。断面形は深い筒状で、深さ約2.85mを測る。底部から上端部付近にかけての表面には円礫を積んでおり、上端部には大型礫を配置している。第80図１は１号井戸跡から出土した土師器坏で、外底部に回転糸切り痕が残る。

②２期（14世紀末頃～15世紀初頭）（第78図）

【壕跡】

１区には掘り直しを行った４・５号壕跡が引き続き存在するが、２区の99・186号壕跡は消滅すると考えられる。

③３期（15世紀初頭～前半）（第79図）

【壕跡】

２期と同様に１区に４・５号壕跡が存在する。

【井戸跡】（第80図）

１区に２号井戸跡（SE2）がある。２号井戸跡の平面形は円形に近い楕円形で、長軸約1.95m、短軸約1.63mを測る。断面形は略台形で、深さ約1.40mを測る。底部に大型礫を置き、底部から上部に向けての中程までは素掘りのままで、中程から上部にかけて円礫を積んでいる。

④土坑

この遺跡では土師器を一括廃棄した土坑が確認できている。これらは遊興後の食器等をまとめて廃棄した跡と想定できる。ここでは代表的な２基の土坑について述べる。

８号土坑（SK8）（第81図・第82図））

８号土坑は１区の南側に寄った箇所で確認した。平面形は略楕円形で、長軸約0.84m、短軸約0.68mである。断面形は略台形で深さ約0.44mである。土師器は土坑の西壁に寄った箇所からまとまった状態で出土した。第81図１～34、第82図35～69は出土した土師器で、外底部に回転糸切り痕が残る。第81図１～33は口径約６～７cmの小皿で、第81図34、第82図35～69は口径約10～11cmの坏である。第82図40・43・44・54・56・60・65・67の外底部には板状圧痕が確認できる。

９号土坑（第83図）

９号土坑は10号土坑（長軸約0.67m、短軸約0.36m、深さ約0.31m）と同一場所にあり、両者は一つの土坑と考えられる。第83図１～38は９号土坑出土遺物で、38の青磁碗以外は外底部に回転糸切り痕のある土師器である。１～23は口径約６～７cmの小皿で、24～37は口径約10～11cmの坏である。25・31・32の外底部には板状圧痕が残る。

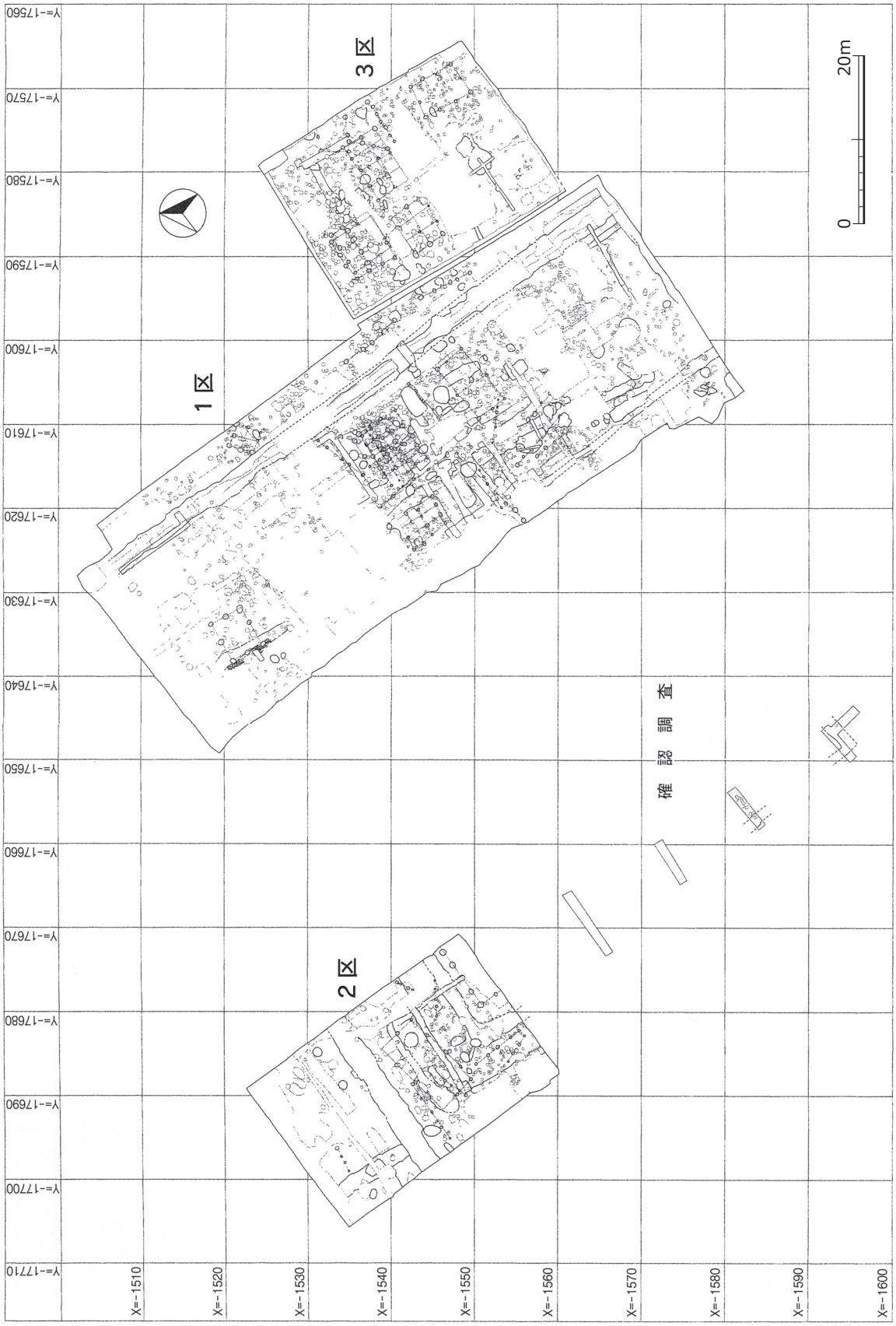

第77図　隈府土井ノ外遺跡全体遺構配置図

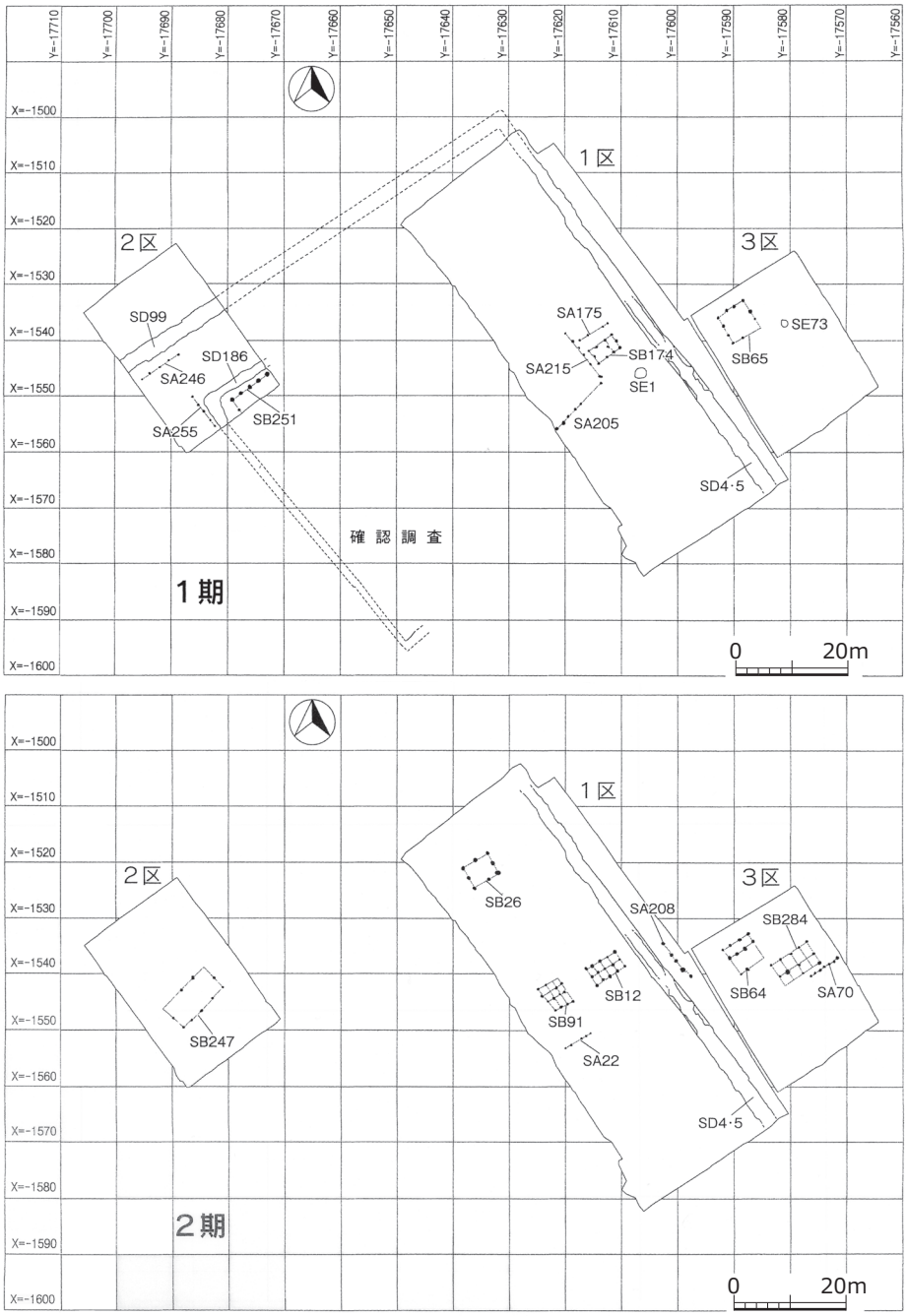

第78図　隈府土井ノ外遺跡遺構分布図（１・２期）

⑺　隈府土井ノ外遺跡出土陶磁器の再評価

菊池市では令和元年度から図書館内に菊池文化研究所を設置し、菊池に関連する調査・研究を公募する事業を開始した。各年度３名の採用者を決定し、一人30万円の研究助成費を支給する新たな取り組みを行うことで、菊池に関する研究を深化させることをねらいとした。令和２年度、第２回目の調査・研究の採用者の一人が中山　圭氏であり、隈府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器について考察を行った。この研究は、上記⑹の報告書の既報告の遺物と未掲載の遺物の中で、特殊な器種に注目して、検討を加えている。以下、陶磁器の種別・器種に分けて研究要旨を述べる（中山2021）。

①　**龍泉窯系青磁**（第84図・第85図）

１は青磁琮形瓶である。釉色は涼やかな粉青色で南宋期のものである可能性が高い。２は装飾のない方形

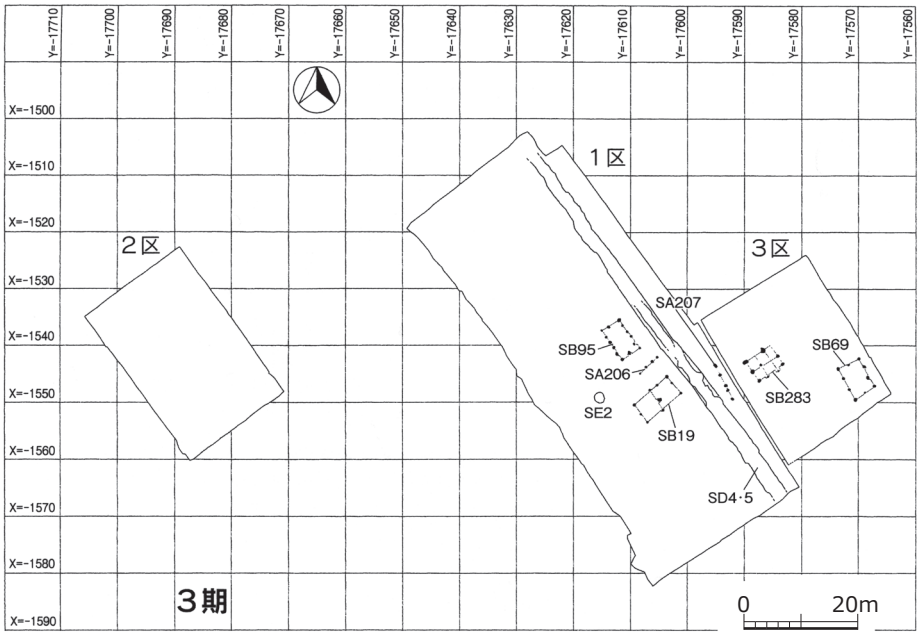

第79図　隈府土井ノ外遺跡遺構分布図（3期）

耳である。砧形等頸部の長い瓶類に付属していたと考えられる。3は水注の注口部である。頸部に接続する一部分が残っており、巻雲文が施されている。4は瓶類の頸部である。段の凹凸があり、破断面が楕円形を呈しており、この先に獣口・龍頭等の突起が付き、さらに不遊環が取りつくと推定できる。5は小皿と報告してあるが、体部がやや外に張る砧形瓶等の口縁部と考えられる。6は体部が外反しながら立ち上がる瓶口縁部で、端部はほぼ直角につまみ上げている。7は薄手の瓶口縁部である。体部は内傾気味に立ち上がり、口縁部は「く」の字形状の断面になる。頸部ですぼまらずそのままの径で胴部にいたると想定できる。9は肩が張る瓶で、肩付近に段をもち、その下部に文様を施している。頸部は直立している。10は器形不明で、外器面に陽刻で文様を描き、隙間に細線を加えている。11は瓶の底部で、高台付近に蓮弁帯が巡る。12は瓶の体部片で、熱による器面の荒れが観察できる。13は頸部で屈曲して立ち上がる小型の壺である。肩が張り、口唇部は露胎である。14は胴部が丸みを帯びた瓶である。外器面に唐草文を刻み、その下部に二条の圏線を施す。15は蓋のつまみで、内器面は露胎である。16は酒海壺の蓋で、つまみ部は欠損している。17は薄手の蓋類であろう。内器面は口縁部付近以外が露胎であり、外器面には文様を密に施文している。18·19は器台の透かし部付近の破片であろう。20は小型器台の口縁部で、やや外反している。21は外器面に雷文帯をもつ鉢である。内外器面に花文が刻まれている。22は擂鉢で、器壁は薄く、口縁部は玉縁状になる。23は強く屈曲する盆の口縁部であろう。屈曲部の上面・内器面に鎬蓮弁を施しており、装飾的な作りである。24は盤の見込み部片で、方形枠の七宝繋ぎ文がある。25は厚さ約3cmの分厚い盤底部片である。外底部には蛇の目釉剥ぎが施される。白色帯は化粧下地であろう。26は折れ縁直立口縁の盤である。復元口径が40cmを超える遺跡の中では最大級のものである。

② **青花**（第85図）

27は見込みに「福」字文と二重圏線、腰部にも圏線を施す。畳付から外底部の黒色は焼成時の変色とすれば、首里城京の内出土の福字文タイプの類品と考えられる。変色でなく着色であれば、ベトナム産の青花の可能性もある。28は口縁部が強く外反した折縁タイプの大皿で、復元口径は約31cmになる。縁は型打ちで稜花になっている。高台は内傾し、見込みはやや窪んでおり、外器面に唐草文を描く。29は皿の破片で、高台がやや内傾し、28に近いタイプである。30はラマ式蓮弁文を施す瓶である。31は碗の底部で、見込みに水草文を描き、高台内側を斜めに成形している。畳付から高台にかけて露胎である。沖縄分類のB1類碗であ

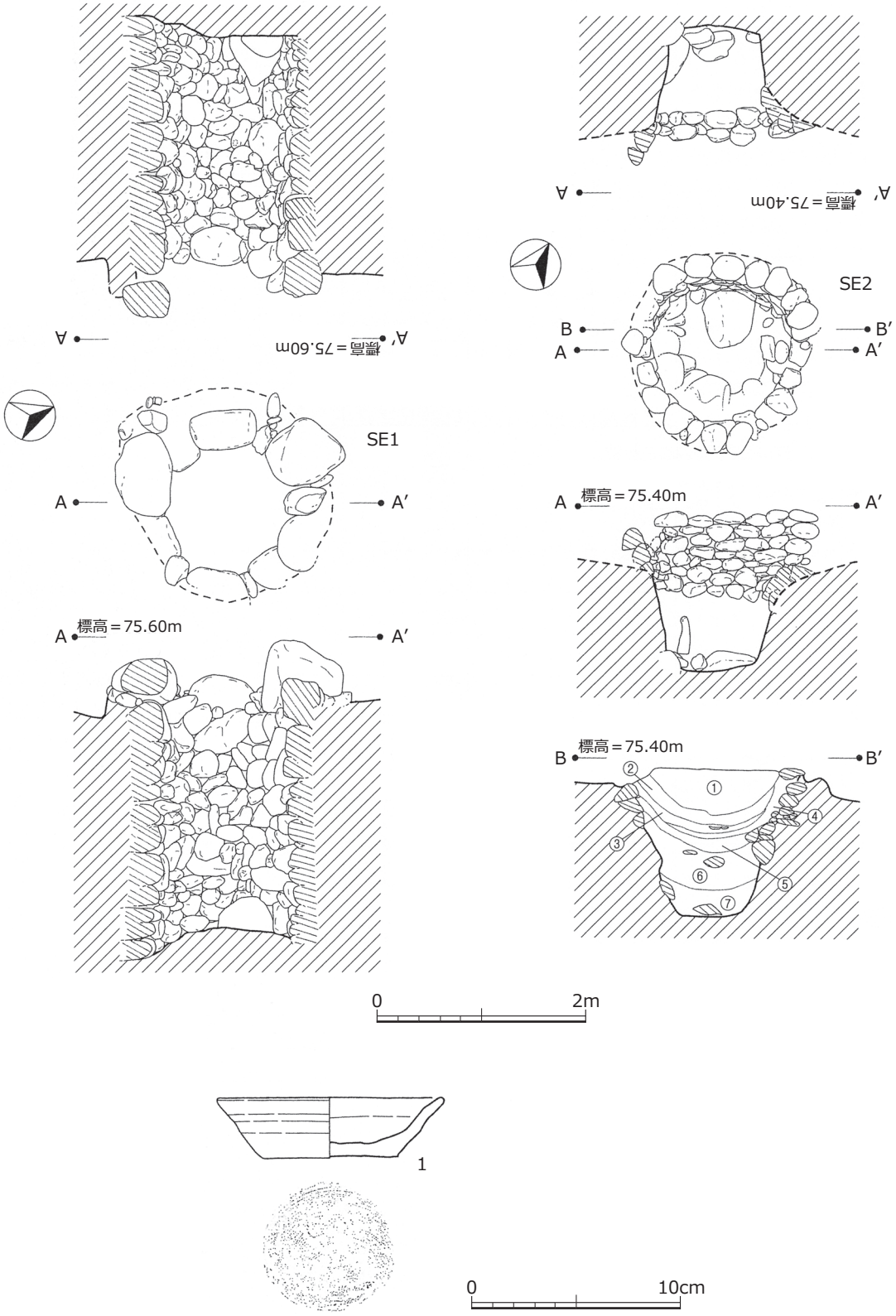

第80図　隈府土井ノ外遺跡１号・２号井戸跡実測図

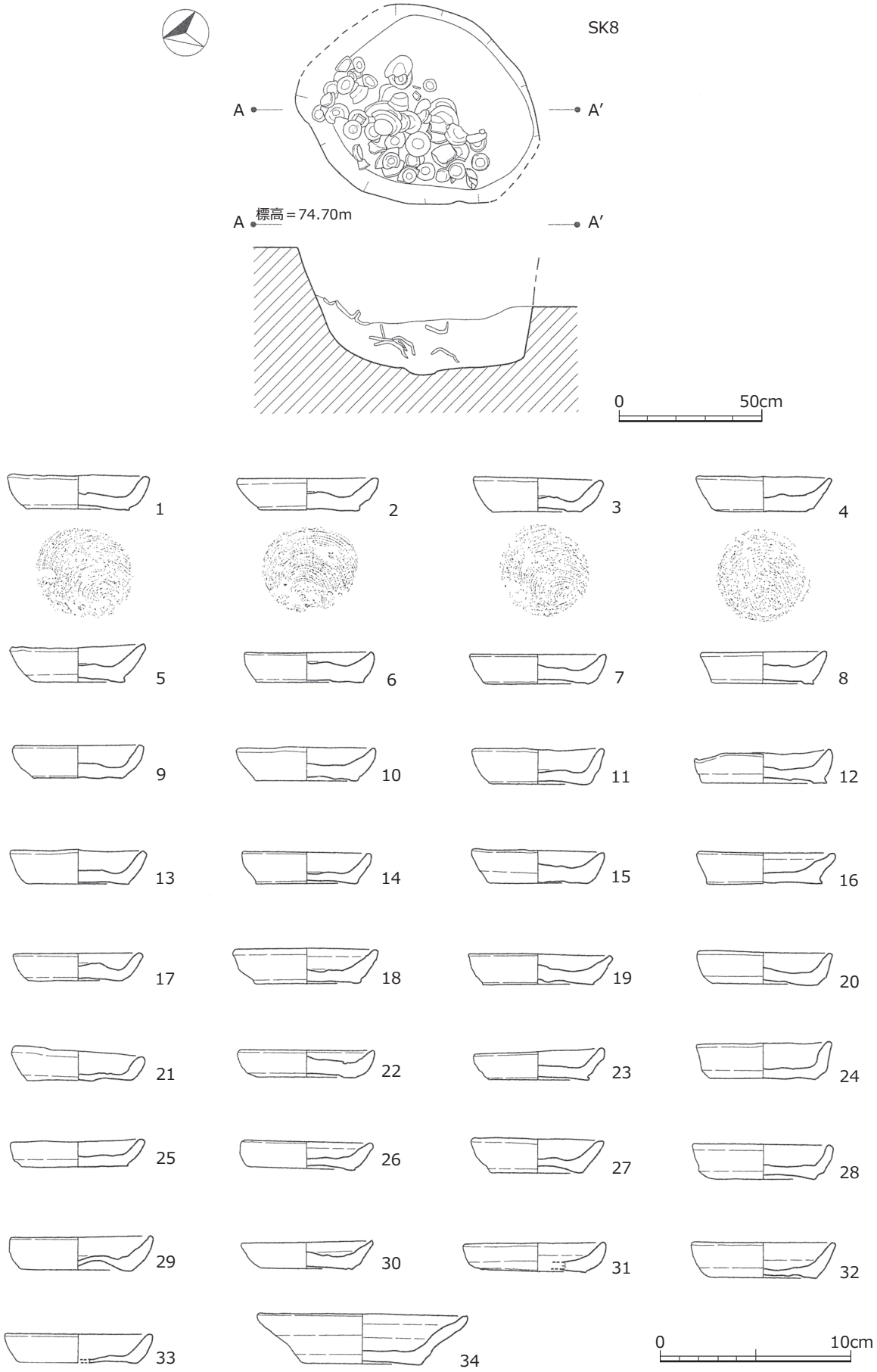

第81図　隈府土井ノ外遺跡８号土坑・出土遺物実測図

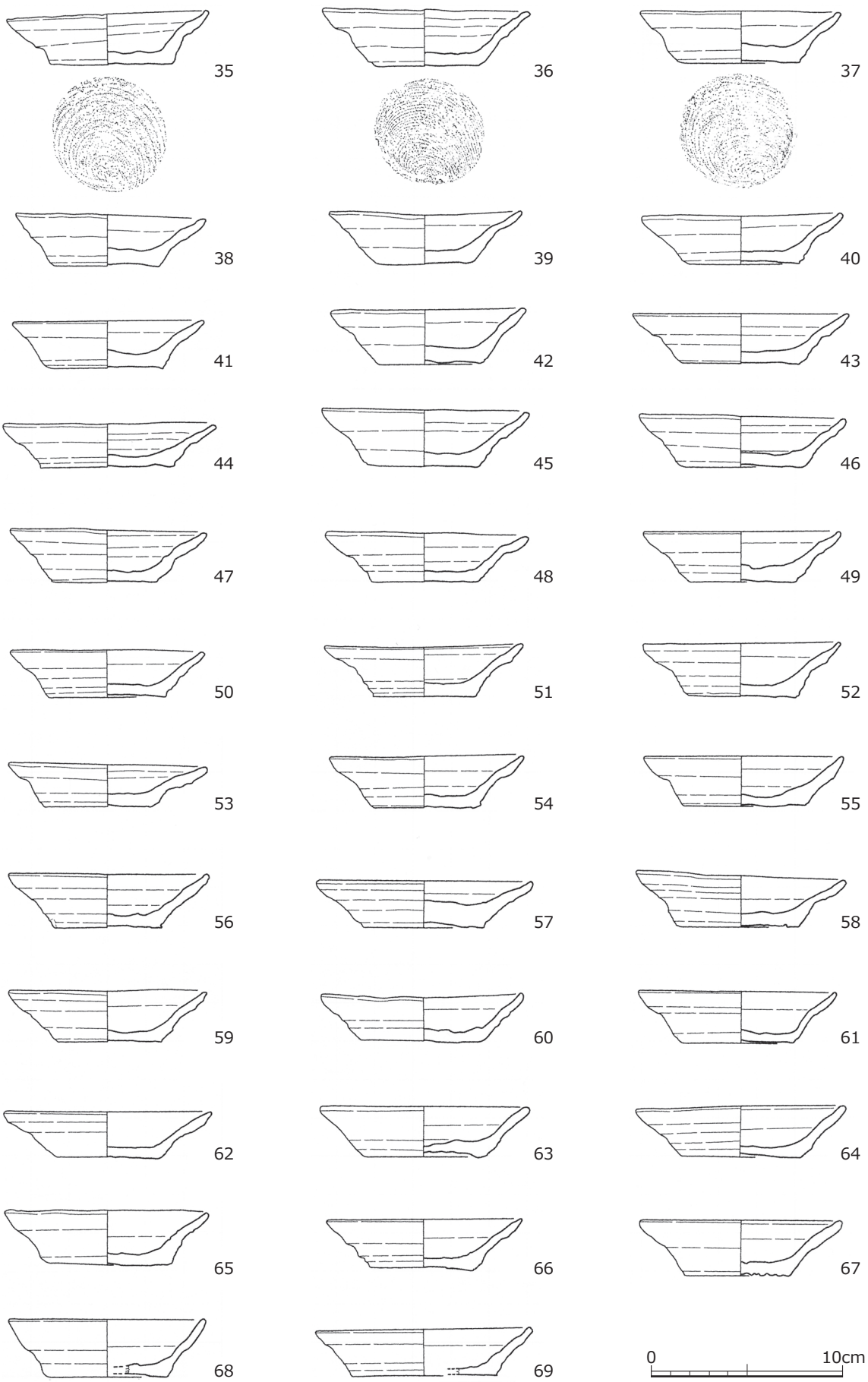

第82図　隈府土井ノ外遺跡８号土坑出土遺物実測図

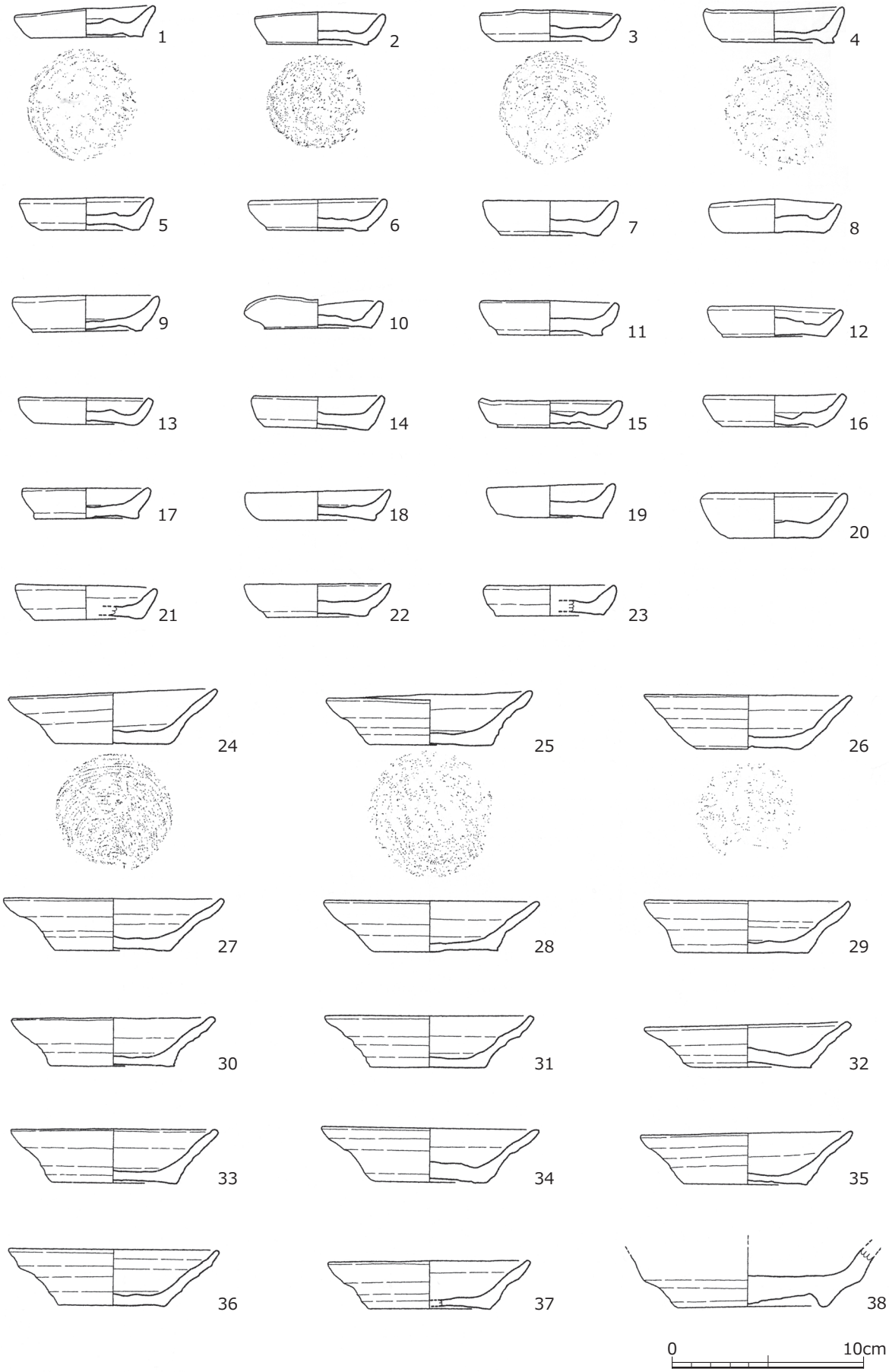

第83図　隈府土井ノ外遺跡９号土坑出土遺物実測図

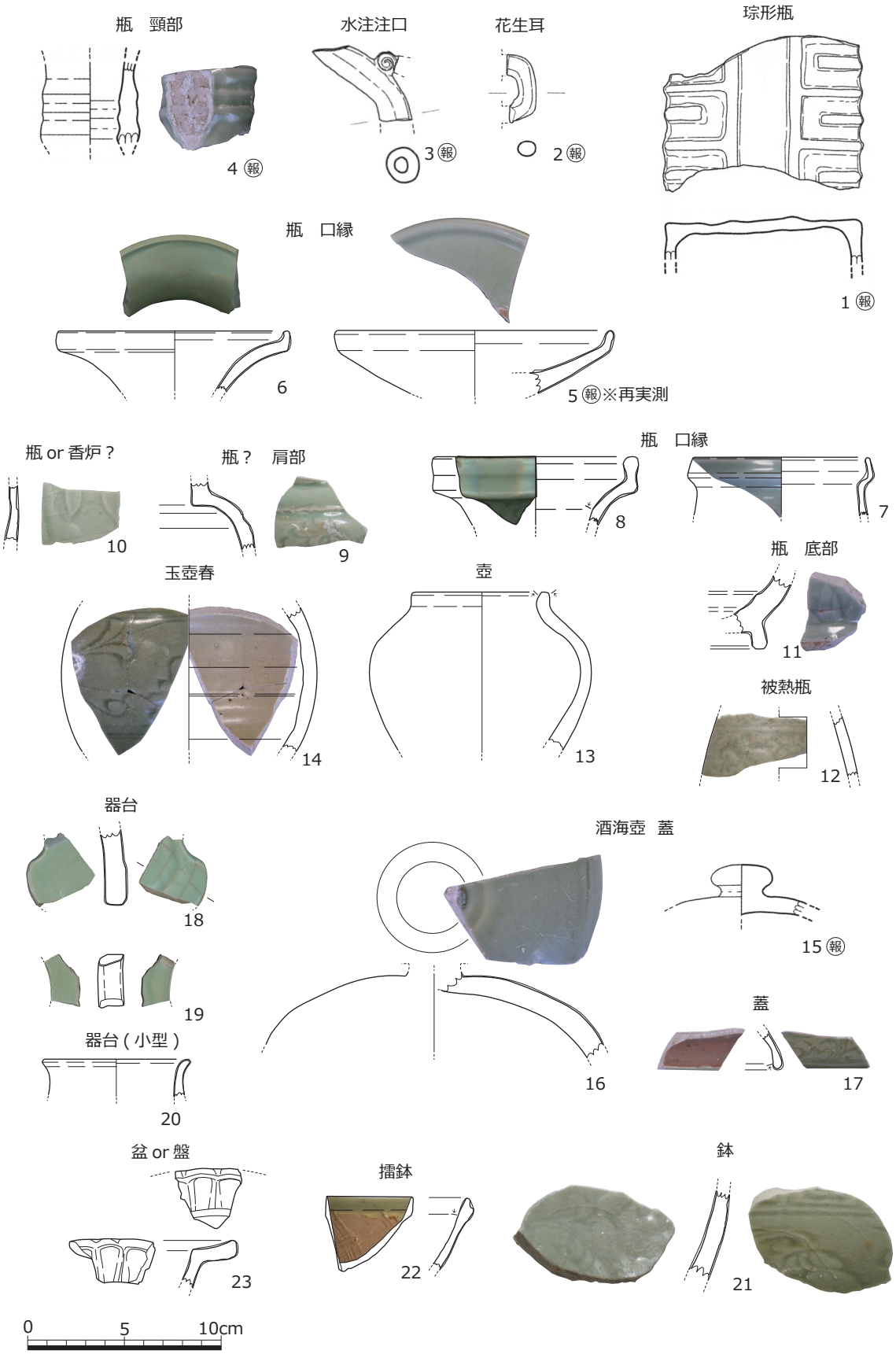

第84図　隈府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・青磁類

り、15世紀前半から16世紀前半の期間が想定されている。27～31は15世紀を主体とする資料である。

32はいわゆる饅頭心タイプの小野Ｅ群の碗で、外底部には「大明年造」の銘がある。33は見込みに人物を描く小野Ｅ群の皿で、高台内の銘は残存した文字から「大明洪武年造」に復元できる。34は漳州窯系の大皿で、高台付近に砂が付着している。32～34は16世紀中葉～後半の製品である。

ここでは小野Ｅ群を図示しているが、15世紀後半～16世紀前半の小野Ｃ群碗皿･Ｂ１群皿も出土している。15世紀代の青花が存在しており、16世紀後半まで青花の各分類が出土していることが明確になり、隈府土井ノ外遺跡の存続期間が16世紀後半までである可能性がある。

③　彩釉陶磁器・朝鮮半島産陶磁器・陶器壺（第86図）

35は法花壺片で、外器面に堆線で巻雲文・蓮弁文を盛り上げている。文様部はマリンブルー、下地はネイビーブルーで彩色している。内器面はやや濃い緑色の釉が施されている。景徳鎮窯系の製品と考えられ、出土例が少ない希少な輸入品である。15世紀～16世紀の時期が考えられる。36は華南系緑釉の香炉で、竹筒を表現したものである。外器面が一定間隔で厚くなり、肥厚部に二条の界線を入れる。内器面は口縁部以外が露胎である。37～40は景徳鎮窯系の褐釉磁器小坏で体部端部が外反する。38～40は同一個体と思われる。いずれも外器面は褐釉、内器面は白磁釉を施す。これまで、中世の褐釉磁器は沖縄以外での出土例はない。41は景徳鎮窯系の瑠璃釉碗の腰部片である。内器面にかすかに呉須による圏線が確認でき､内面は青花になる。42は高麗青磁で、黒白象嵌が施されている。形状から梅瓶であろう。43も朝鮮半島産で、雑釉陶器の碗と思われる。44は中国産の褐釉壺で、口縁部が扁平な環状になっている。

④　見込釉剥碗・皿（第86図）

見込釉剥ぎは重ね積みを行い生産数を増やすための痕跡である。45～47は青磁碗で、見込に釉剥ぎが確認できる。奢侈品が出土する一方で、品位・等級が落ちる製品も存在している。46は釉剥ぎの中心に工具の軸刷りと思われる小穴がある。48は白磁皿で見込が無釉で、体部下半が露胎である。49は白磁碗で、見込に釉剥ぎが確認できる。

⑤　茶道具類（第86図）

50は中国産天目茶碗である。体部下半の釉端には釉だまりがある。50以外に中国産と考えられる天目茶碗の破片３点が出土している。51・52は青磁の香炉で、聞香炉と考えられる。52は円盤高台に脚部が装飾されている。53～55は瓦質土器の風炉である。53は張り出した肩部で､連珠文帯が施されている。54は脚部片で、突帯上部に帯状の蓮弁文・菊花文がある。55は脚部片で、脚の両端に透かしが確認できる。53～55は胎土から同一個体と考えられる。56は白磁、57は青磁の香炉である。58は小型の陶器瓶の底部片で、茶入れと考えられる。外底部は糸切り痕があり、内器面にはロクロ目が明瞭に残っている。外器面には褐色の釉が垂れながらかかっている。59～61は茶臼片である。59は上臼で、挽き木穴周辺に菱形の装飾を施す。60・61は下臼受け皿部片である。

⑥　文房具（第86図）

62は粘板岩製の硯で、色調は黒色である。海部は木瓜形に作り、装飾性に富む。

⑦出土陶磁器の類例（第87図）

青磁琮形瓶

第84図１は青磁琮形瓶の方形の胴部片で、上下に円形の口縁部と高台部が付く。類似品として第　図アが挙げられる。徳川美術館所蔵の尾張徳川家の伝世品とされている。また、東京大学本郷構内遺跡の旧富山藩邸跡からも出土している（第87図ウ）。その他に韮崎市新府城跡・福井市一乗谷朝倉氏遺跡第108次調査・京都市平安京左京４条３坊12町などがある。第87図イのように志野・備前等で模倣品も制作されている。近世大名家の茶道具類として長く珍重されていたと考えられる。九州での出土例は無いようである。

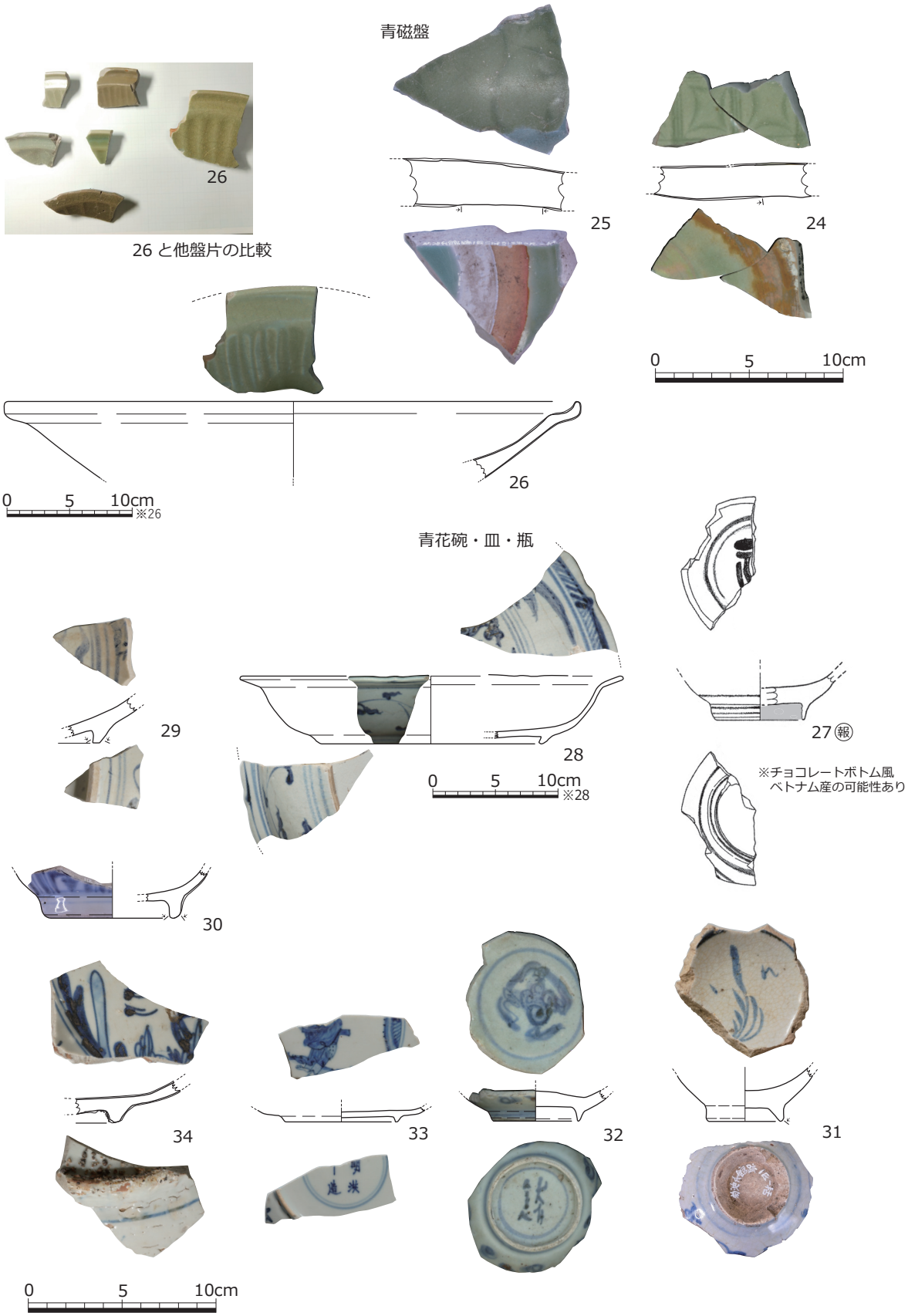

第85図　隈府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・青磁盤・青花

第86図　隈府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・彩釉陶・釉剥ぎ碗皿・茶道具・硯

青磁各種瓶

第84図２の方形耳は第87図エ・オのような鶴頸形の瓶頸部に付いていた可能性が高い。第84図４は不遊環へ接続する破断面があるので、第87図オの不遊環瓶と同様な器形になると思われ、明代のものと考えられる。第84図６も同タイプの瓶口縁部と考えられる。第84図７は頸部がすぼまらない器形から、第87図カに類似している。第84図８の口縁部に近いものが第87図キの朝倉氏遺跡第24次調査出土品である。ただ、口縁部の文様は異なる。

青磁水注

第84図３の注口部が無文で、ブリッジが巻雲文になっているので、第87図クの首里城跡京の内跡出土品が類似している。15世紀頃の時期が考えられる。

青磁細口壺

第84図13は肩が張る壺の上半分で、口縁部は直立する。この形状と口縁部から第87図ケの渡地村跡出土、第87図コの龍泉窯大窯楓洞窯址出土の壺に類似する。楓洞窯址出土品は永楽年間の官器とされている。

青磁玉壺春形瓶

第84図14は玉壺春瓶の可能性が高い。外器面の唐草文と下部の圏線の配置は、第87図サの首里城跡京の内出土の玉壺春瓶に似ている。第87図サの頸部には芭蕉文が施され、底部の高台には蓮弁文帯があるので、第84図11は第84図14の底部になるかもしれない。

青磁酒海壺蓋

酒海壺は全国各地の大名クラスの城館跡等で出土しており、奢侈品の代表格である。隈府土井ノ外遺跡では胴部片は確認できなかったが、第84図16は厚い器壁の特徴から酒海壺の蓋と判断できる。この製品は柴田圭子氏の編年研究では第87図シ（首里城跡二階殿地区出土）に類似しており、15世紀後半の年代に位置づけている。

青磁器台

第84図18・19は同一個体と考えられる青磁器台片で、器壁の厚みからある程度の大きさの透かしがあると考えられる。柴田氏の研究から、沖縄県以外の出土例は豊後府内の大友氏館跡・町跡、東京都八王子城跡、秋田県脇本城跡の４例で、隈府土井ノ外遺跡が５例目になるとしている。参考資料として、第87図スの沖縄県大城城跡出土青磁器台、第87図セの龍泉窯大窯楓洞岩窯址出土品を挙げている。

青磁鉢

第84図21は外器面に雷文帯とその下部に唐草文の組み合わせ、内器面にアラベスク様の唐草文が施されている。この文様のパターンは第87図ソの首里城跡京の内出土の鉢と同類と考えられる。

青磁擂鉢

第84図22は小型の青磁擂鉢である。擂鉢は在地の瓦質土器、備前焼が普及しているため、青磁擂鉢は特殊な用途で使われた可能性が高い。この製品に類似しているのが第88図タの那覇市天界寺跡出土の青磁擂鉢である。参考資料として、第88図チの那覇市渡地村跡出土品を挙げている。

青磁盆

第84図23は折れ縁の上面・内面に鎬蓮弁を施し、菊花形に成形している。小破片であるため全体像が掴めないが、第88図ツの久米島村宇江城城跡出土盤、第88図テの新安沈船出土盆のようになると想定できる。

青磁盤

第85図24～26は特徴的なものである。24は見込みに七宝繋ぎ文が施されており、第88図トの首里城跡京の内出土青磁盤に類似している。第88図ナの例から龍泉窯大窯楓洞岩窯址で生産されたと考えられる。25は外底部にチャツを置く蛇の目釉剥ぎが残り、器壁が厚い。見込みに描かれたのは唐草文であろうか。26は折れ

第87図　類例伝世品・他遺跡出土資料１

縁の直立口縁タイプであり、復元口径は約46cmで大型である。龍泉窯の盤は口径30cm前後のものが普通であるので、40cmを超える製品は少ないと思われる。

青花大皿

第85図28は外器面の唐草文や内傾高台に特徴があり、第88図ニの首里城跡京の内出土資料に類似している。異なる点は第85図28が口縁部を稜花型に成形し、波濤文を施すが、第88図ニは口縁部が外反し、縁に四方襷文を巡らせている。第85図28の折れ縁口縁・稜花型打ち・波濤文が第88図ヌ南京明故宮玉帯河出土の青花大皿に確認できる。

法花壺

第86図35の法花壺片の類例として、第88図ネの南島原市の日野江城跡出土品、第88図ノの沖縄県中城御殿跡出土品がある。

褐釉磁器

第86図37～40は景徳鎮窯系の褐釉磁器小坏である。首里城跡京の内から褐釉磁器碗が出土しており、「国内での出土例が無いもの」と報告されている。第88図ハの那覇市渡地村跡出土品が類例である。隈府土井ノ外遺跡の出土品は明代のものである可能性が高く、貴重な出土例である。

褐釉陶器壺

第86図44の褐釉陶器壺の類例として、第88図ヒの首里城跡京の内出土品があり、沖縄で５類と分類されており、15世紀代におさまると考えられている。出土当時は沖縄以外での出土例は殆どなかったが、その後、いちき串木野市の栫城跡、南さつま市芝原遺跡、芦北町花岡古町遺跡などで出土している。

風炉

第86図53～55は胎土から同一個体と考えられる瓦質土器の風炉である。輸入陶磁器ではないが、類例を挙げると、第88図フの青森県尻八館跡出土品、第88図への岐阜県江上館跡出土品がある。

⑻　まとめ

⑴～⑺で記述したことをまとめる。隈府土井ノ外遺跡は14世紀後半～15世紀前半（後半）の居館跡である。居館跡は一辺が約90m～100mに推定できる壕跡が北側と東側で確認され、その角がほぼ直角になっている。壕の埋土の状況から土塁の存在も想定されている。この二本の直交する壕跡の存在から約100m四方の壕に囲まれていると考えられる。この遺跡が位置する隈府の街並みの現況は碁盤目状に道路が交差している。これらの道路の中で、守山城跡（現、菊池神社）から南西方向に伸びる道路（現、御所通り）と遺跡の東側で確認された壕跡の位置関係をみると、両者はほぼ直交している。このことは隈府の現在の町割りは居館跡が存在した当時の区画を反映していると考えられる（第66図）。

立石遺跡では企画性のある隈府の町割りの北西隅にある土塁跡と考えられるものが確認された。この遺構は人工的に固めた盛土で、ほぼ南北方向に伸び、迫間川の左岸に接している。盛土中から出土した備前焼の擂鉢は15世紀第三四半期～末と考えられる。中世の土塁が隈府の町割りの北西隅に存在している。

上記の守山城跡から南西方向に伸びる道路の東側は菊池神社の参道になっており、その参道の南側に壕の存在が考えられる。その壕とぼぼ直角に交わるのが隈府城下遺跡で確認した溝跡であり、古写真の壕跡と土塁跡の存在が考えられる。この壕跡と菊池高校のテニスコートにあった壕跡との直線距離は約200mでる。さらに、菊池神社参道の南側の壕跡と隈府院馬場遺跡と隈府城下遺跡の段差までの直線距離約200mある。つまり、約200m四方の区画の存在が推定でき、その区画内部で深さ約10mの井戸跡の存在から、大規模な居館跡が浮かび上がってくる。この居館跡の南側に隣接した状態で、隈府院馬場遺跡の区画が存在する。この「院馬場（いんのばば）」の地名は「犬追う物」を行った場所と考えられ、武士のステータスシンボルで

ナ　龍泉窯大窯楓洞岩窯址出土青磁盤

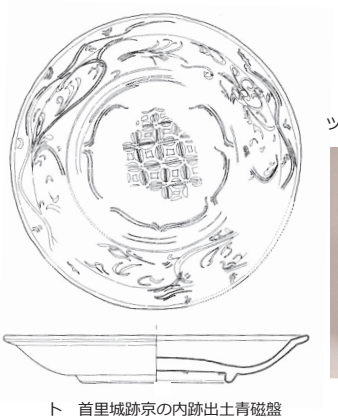

ト　首里城跡京の内跡出土青磁盤

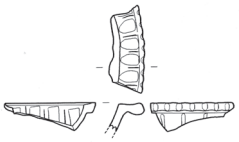

ツ　宇江城城跡出土青磁菊形口縁盤

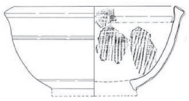

タ　天界寺跡出土青磁擂鉢

テ　新安沈船出土青磁菊形口縁盆

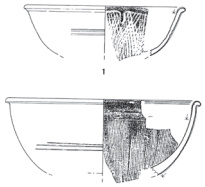

チ　渡地村跡出土青磁擂鉢

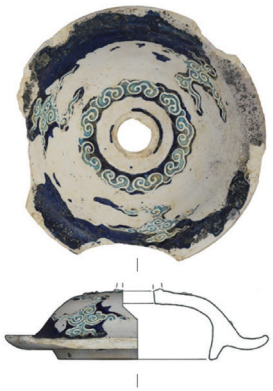

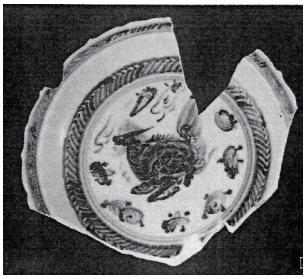

ヌ　南京明故宮玉帯河出土青花大皿

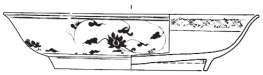

二　首里城跡京の内跡出土青花大皿

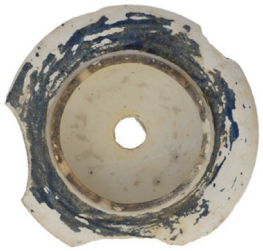

ノ　中城御殿跡出土法花雲文蓋

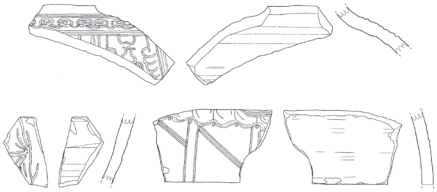

ネ　日野江城跡出土法花壺

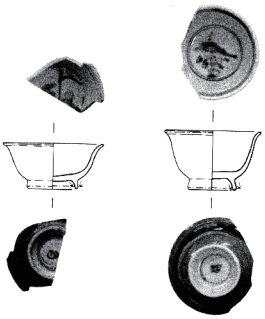

ハ　渡地村跡出土褐釉磁器

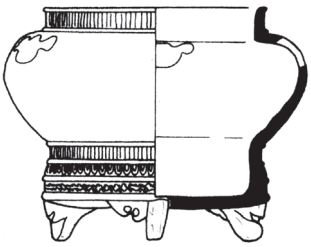

フ　尻八館跡出土風炉

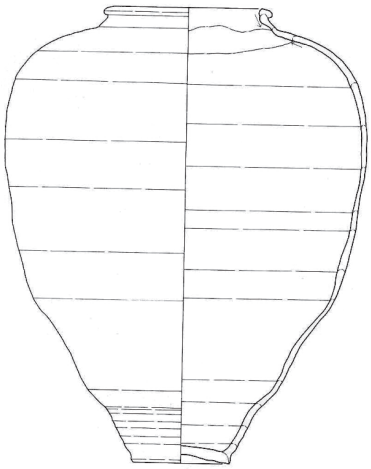

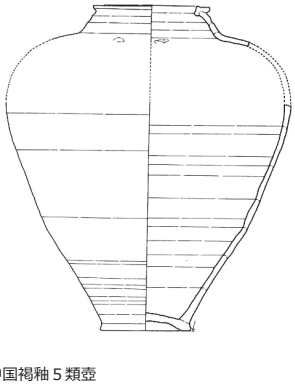

ヒ　首里城跡京の内跡出土中国褐釉５類壺

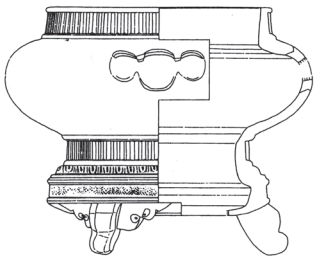

ヘ　江上館跡出土風炉

第88図　類例伝世品・他遺跡出土資料２

ある（服部2012）。この居館跡は守護館の可能性が高い（第66図）。

出土陶磁器から隈府土井ノ外遺跡の姿を中山氏は次のように考えている（中山2021）。⑺で述べた陶磁器は各地の美術館で所蔵されているような奢侈品を含んでおり、全国的にみて出土例が希少である様相が明らかになった。その中でも、青磁瓶類は複数の器形の口縁部が確認でき、多様な器を所有していたことになる。これらは『立花図巻』に記述された内容から花瓶として使用されたことになる。青磁の瓶類は全国各地から出土しているが、様々な器形が揃って出土している遺跡は一部の守護館跡や寺院等に限られる。さらに、中山氏は書院造成立後の室礼を記述した『君台観左右帳記』の降矢哲男氏の分析研究成果に基づいて、飾りについて検討を加えている。第86図62の硯は書院飾り等に使用された可能性が高い。また、第86図53～55の風炉は違い棚に飾られていたと考えられる。隈府土井ノ外遺跡出土の輸入陶磁器には、日常に使用する用具だけでなく、青磁の瓶類に代表される室礼の奢侈品が多数出土していることが特色である。

また、出土した青花の小野Ｅ群皿・Ｃ群碗皿・Ｂ１群皿、漳州窯系大皿に着目し、15世紀代から16世紀後半までの製品が出土していることを明らかにした。このことは隈府土井ノ外遺跡の存続期間が16世紀後半までである可能性があると指摘している。

以上のような出土遺物が使用された施設について、小野正敏氏の研究成果を踏まえて考察している。中世武家社会で、唐物が武家の権威と富を表す威信財であり、これらは単に所有しているだけでは意味が薄く、価値観を共有する空間で使用されることが重要である。つまり、モノ、場、行為が一体となることで大きな意義をもつことになる。そのような空間として、14世紀以降に独立していった「会所」が唐物の室礼をもった遊興の寄り合いの場として機能した。花瓶や水注等の青磁類や装飾性をもつ茶道具などが確認できた隈府土井ノ外遺跡は、「会所」として性格をもつと考えられる。

さらに、中山氏は小野氏がまとめた各地の戦国大名、領主クラスの館跡での中国陶磁器の威信財としての所有状況を隈府土井ノ外遺跡出土の陶磁器と比較検討を行っている。その結果、隈府土井ノ外遺跡では、盤・酒海壺・花生・茶道具は出土しているが、太鼓胴盤・元青花は確認できてない。しかし、青磁水注・青磁玉壺春瓶・青磁器台・青磁鉢・青磁擂鉢・青花大皿・法花壺・褐釉磁器小杯等が出土しており、これらは列島の守護等があまり所有していない、首里城跡や沖縄県のグスク出土品と共通している。この出土状況は列島の戦国大名の城館と遜色ないレベルの奢侈品を所有していた。このことは、先述した「会所」としての蓋然性を補強すると考えられる。

第３節　赤星地区の踏査

赤星地区は後述する深川・北宮地区の菊池川を挟んだ対岸（南西側）に位置する。現在の赤星集落の北側の菊池川に沿った箇所に赤星舟着場の伝承地がある。『菊池市史』ではこの伝承地について、『戸崎村誌』を引用して次のように述べている。下赤星のうちで、菊池川に沿った長さ約500ｍの川岸を舟着場と呼んでいた。その中に第一～第六までの「くんば」という舟着場があり、古老の話では明治の中頃までは石畳の跡が残っていたとのことである（菊池市1986）。そのため、地元の稲田たつえ氏のご教示により、赤星地区の現地を確認した（第89図・第90図）。

第89図１～６は稲田氏の話によれば、「一番くんば」～「六番くんば」と呼んでいる細長い通路である。第89図１～６が立地する場所は集落内の道路が菊池川に向かって大きく曲がっている箇所である。「一番くんば」～「六番くんば」の通路は何れもこの道路と連結しており、菊池川に向かって伸びている。この湾曲した道路は菊池川との間の物資の輸送等に配慮した結果と推定できる。「一番くんば」～「六番くんば」の通路と菊池川とが交わる箇所が舟着場と推定できる。菊池川の舟着場跡推定地と「一番くんば」～「六番くんば」の通路の配置状況を総合的に判断すると、「一番くんば」～「六番くんば」は、菊池川の舟着場跡と

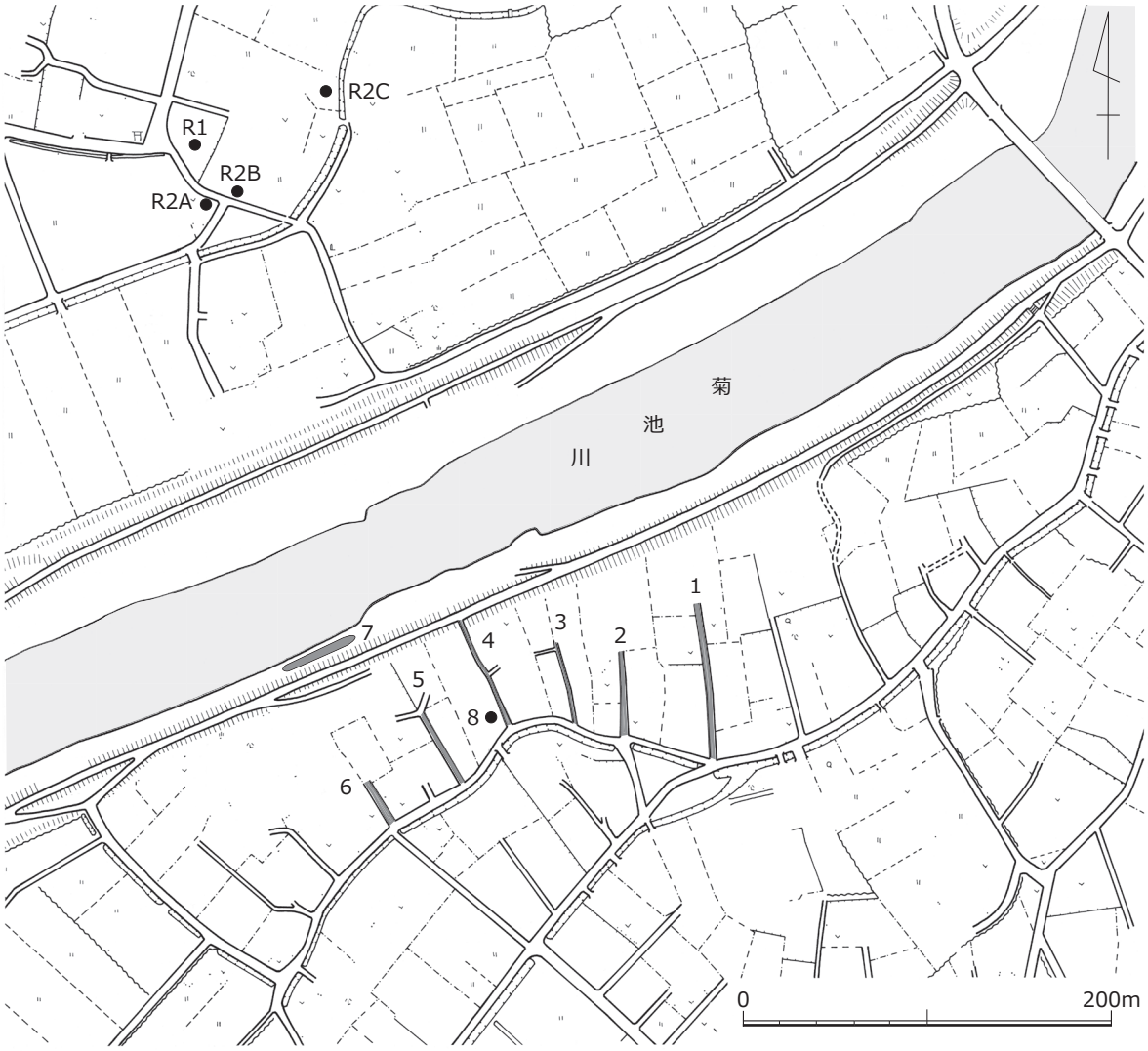

第89図　赤星地区の踏査図

物資の輸送に利用された通路と考えることができる（第90図）。

第89図７には菊池川の左岸で河川と堤防との間には方形・長方形に加工した石がまとまっている箇所がある。これらの石は舟着場跡と関係する石材と推定できる。河川改修が行われた箇所であるため、原位置ではないと考えられる（第90図加工した石）。

「四番くんば」の道路との連結点の西側隣接地である第89図８には、赤星有隆屋敷跡の石柱がある。肥後赤星氏の初代当主の屋敷跡の伝承地となっている。

これらの通路の時期については、判断する明確な資料がない。菊池川の流路が現在とほぼ変わらない状態になった時期に舟着場と共に通路として整備された考えられる。第112図は『菊池川全図』（安政２年・1855）に描かれた流路と現在の流路を掲載した。両者を比較すると、現在の川の流路と大きく変わりないものが『菊池川全図』に描かれている（菊池市2017）。

さらに、第112図Ａは北宮阿蘇神社で、第112図Ｂは菊池井手の取水口である。この両者も現在位置と変わらない箇所に描かれている。また、『菊池川全図』にはＢ地点西側の菊池川沿いに深川村の集落と思われるものが描かれており、菊池川の対岸には赤星村の集落と考えられる描写がある。

これらのことから、安政２年（1855）には旧河道とは異なる現在の流路と殆ど変わらない菊池川が存在していたと想定できる。その左岸に赤星村があり、集落の中に菊池川との連絡通路が整備されていたと考えら

一番くんば（南から）

二番くんば（南から）

四番くんば（南から）

五番くんば（南から）

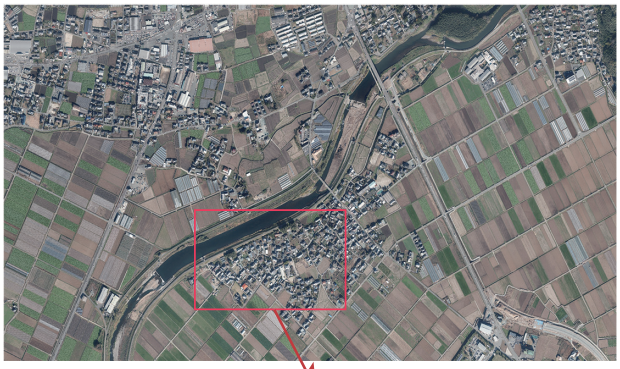

加工した石

第90図　赤星地区踏査状況

れる。

第４節　北宮遺跡の踏査

北宮阿蘇神社が所在する周辺は埋蔵文化財包蔵地の北宮遺跡である。この遺跡の現状を把握するために、2022年１月に現地踏査を行った。第91図Ａ～Ｓは今回の踏査を実施した地点で、Ｂ地点以外では古代～近世の遺物が表採できた。Ｂ地点は北宮阿蘇神社から菊池川に向かって伸びる階段の東側隣接箇所である。この箇所に平面形が楕円形（長径約50cm、短径約30cm）で、頂部がほぼ平らな安山岩ある。第91図Ｔは2021年２月9日に開発事業に伴う確認調査を実施した箇所である。

第92図１はＡで表採した青磁高台片で、高台内は外周に沿って環状に釉を削っており、その部分が赤褐色に発色している。龍泉窯系青磁碗Ⅳ類で、大宰府Ｇ期（14世紀初頭～後半）と考えられる（山本2000）。第92図２・３・５・７はＦで表採した遺物である。２は瓦質土器の擂鉢体部片である。内器面に三条一単位の条線を施している。３は土師器の底部片で、外底部に回転糸切痕がある。５は土師器の底部片である。外底部に回転糸切痕が確認できる。７は瓦質土器の擂鉢の底部から体部にかけての破片である。内器面には間隔が狭い横方向の条線を切る状態で五条一単位の縦・斜め方向の間隔が広い条線が施されている。第92図４はＥ地点で表採した土師器底部片で、外底部に回転糸切痕が残る。第92図６・８・10はＨ地点で表採した遺物である。6･8は瓦質土器の擂鉢片である。６は口縁部片で､内器面に浅い六条の条線がある。８は底部片で、内器面に八条一単位の深めの条線が施されている。10は龍泉窯系青磁の体部片で、内器面に花文がある。第92図９は陶器の体部片である。第92図11は現在の北宮阿蘇神社の境内のＪ地点で表採した。外器面に芭蕉草文のある青花碗は皿の体部片である。小野分類Ｃ群（15世紀後半～16世紀後半）と考えられる（小野1982）。第92図12はＫ地点での表採遺物である。黒色土器Ｂ類で、内外器面に丁寧なヘラ磨きが施されている。時期としては美濃口４期～６期（11世紀～12世紀初頭から12世紀代）と考えられる（美濃口1994）。

第93図１・４・５はＫ地点で表採した。１は白磁鉢底部片で、大型品に復元できる。円盤状高台で、段状

第91図　北宮遺跡踏査地点（国土地理院地図・標準地図を一部加工して作成）

に円形の線を入れ、一見蛇ノ目風になっている。高台畳付外側を斜めにカットしている。内器面には重ね焼きの目跡がある。14世紀後半～15世紀頃と考えられる。４・５は白磁碗の高台片である。両者とも高台は幅広で、外底部の削り出しが浅いので、高台の器壁が厚い。両者の外器面から外底部にかけての部位は露胎である。４の見込み端部には片彫りの文様が円形に巡るが、５の見込みには沈線や段はない。両者は白磁碗Ⅳ類で、大宰府Ｃ期（11世紀後半～12世紀前半）と考えられる（山本2000）。第93図２はＯ地点での表採遺物である。青磁体部片で、外器面に櫛目文、内器面に点描文がある。同安窯系青磁碗か皿で、大宰府Ｄ期（12世紀中頃～後半）の時期が考えられる（山本2000）。第93図３はＱ地点で表採した土師器坏の底部片で、外底部に回転糸切痕がある。第93図６はＳ地点で表採した。土師器坏の底部片で、外底部には回転糸切痕が確認できる。第93図７はＱ地点での表採遺物である。滑石製品片で、外器面には煤が付着しており、直径約４mm、深さ約５mmの小孔が穿たれている。第93図８の平瓦片はＬ地点で表採した。凹凸面にはタタキ痕はなく、ナデ消しが行われている。第93図９・10はＴ地点の確認調査で出土した土師器片である。９は客土出土の土師器坏片で、不明瞭であるが、外底部に回転糸切痕が確認できる。10は土師器坏の口縁部片で、旧耕作土から出土した。

遺物を図示していない地点については下記の状況である。Ｃ地点では近世磁器片・陶器片、Ｄ地点では近世磁器片、陶器片、Ｉ地点では近世・近代磁器片、Ｍ地点では土師器片、青磁片、Ｎ地点では瓦質土器片、陶器片、Ｒ地点では土師器片、瓦質土器片を表採した。

踏査の結果、北宮阿蘇神社周辺には菊池氏が活躍した時代の遺物が採集できることが明らかになった。

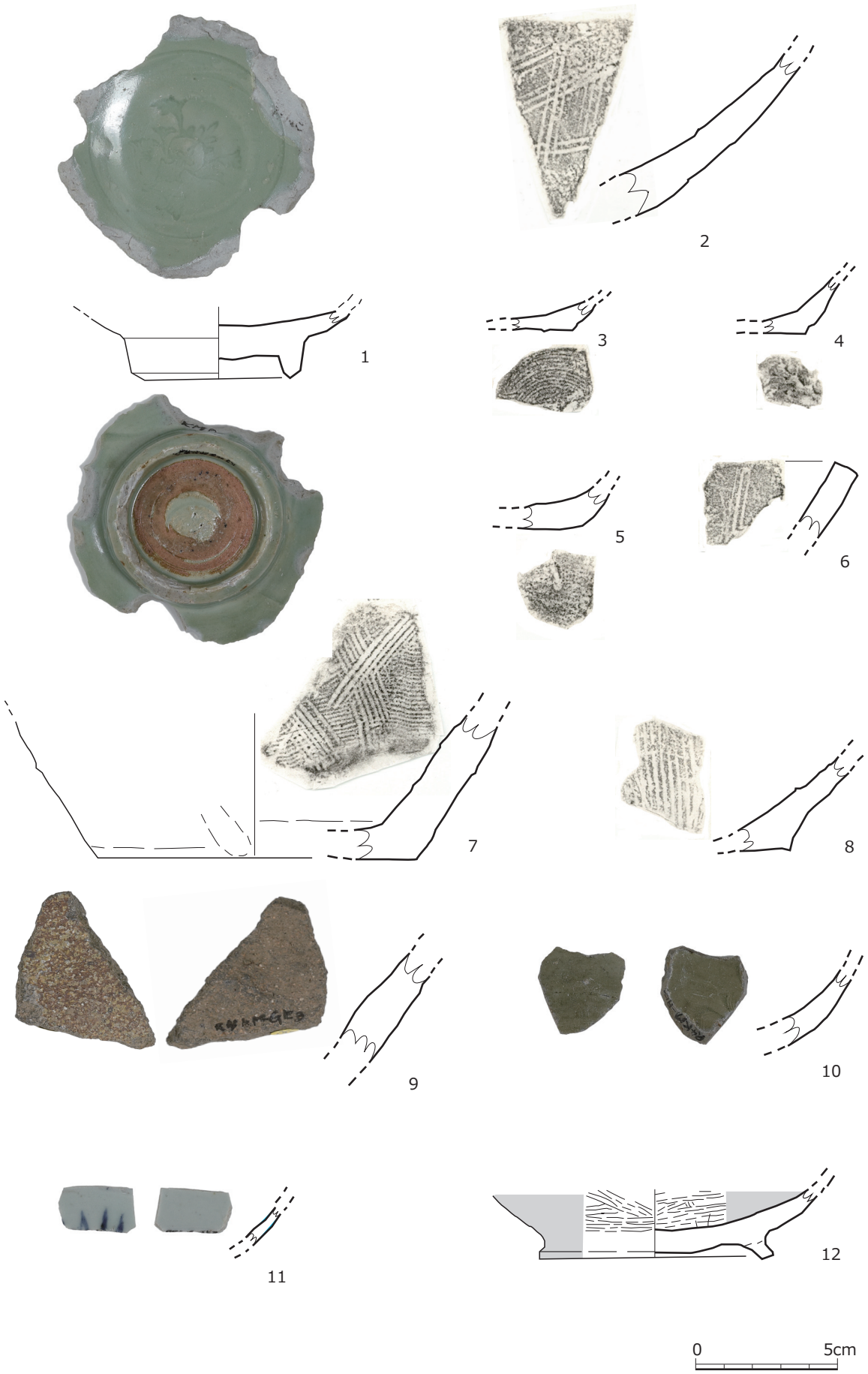

第92図　北宮遺跡表採遺物実測図１

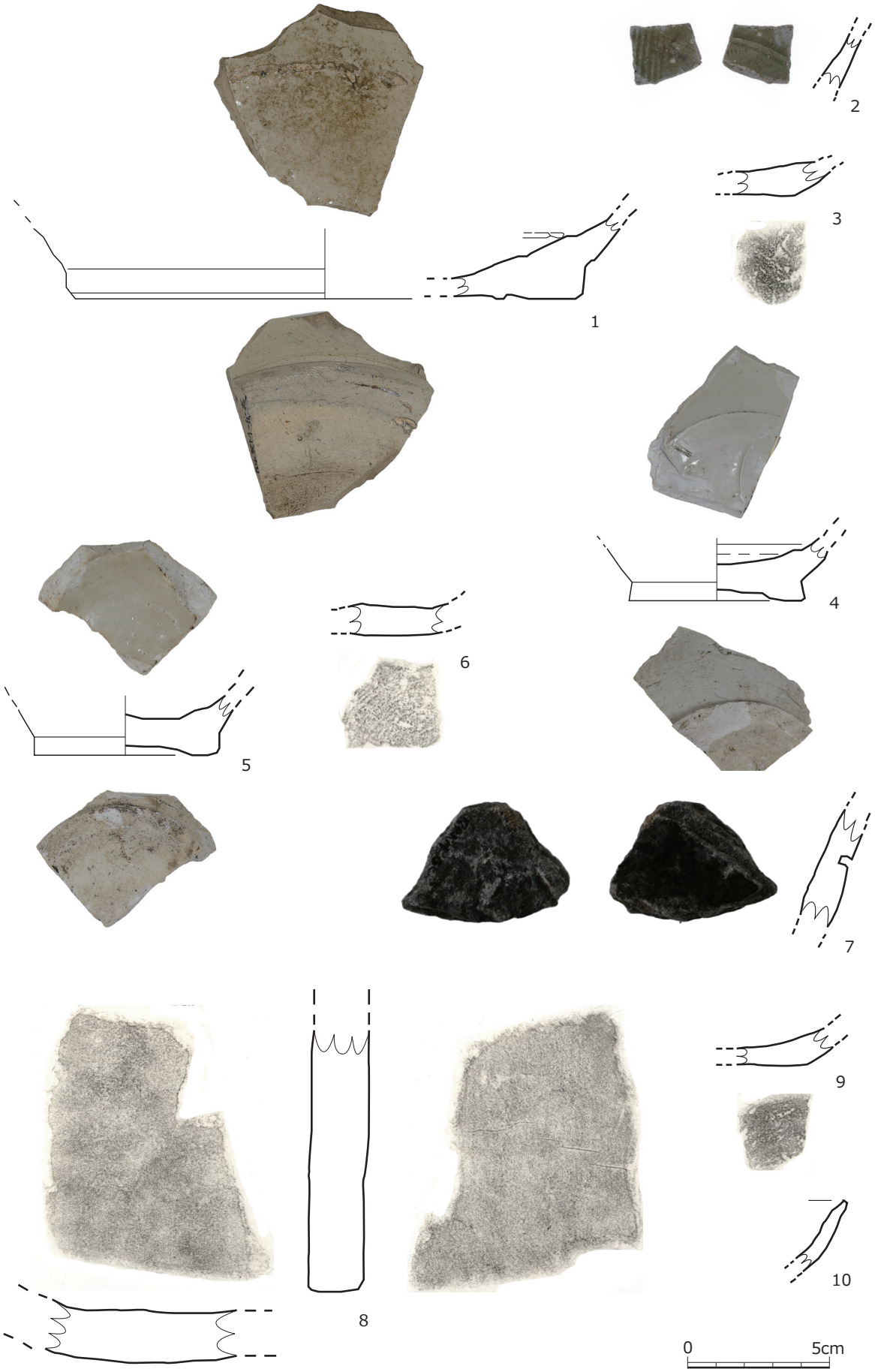

第93図　北宮遺跡確認調査出土遺物・表採遺物実測図２

第Ⅴ章　文献史料調査

第１節　文献史料にみえる菊池一族

はじめに

肥後菊池氏に関する近年の研究は、19世紀の段階から形づくられたいわば勤王武士団像のベールをはぎ、信頼できる一次史料に立脚して、平安末期から戦国期に至るまでの菊池氏の実像を通時的に把握する段階にまで深化している。もとより菊池氏は自立した武家領主としての命脈を戦国初期に絶たれ、家伝の文書を喪失しており、文献史料による実証研究には大きな壁が存在するのだが、それでも所々に伝来した発給・受給文書等をくまなく収集するという基礎作業に基づきながら、工藤敬一や阿蘇品保夫による先駆的な研究（工藤・1992、阿蘇品・1990）を前提に、菊池氏研究は近年一層の深化を遂げてきた。

具体的には小川弘和・山田貴司らが中心となって、熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』（2019年）がまとめられたことは大きな画期であった。小川はかねて2016年に『中世的九州の形成』を上梓し、九州における荘園体制の形成・展開過程を詳細に跡づけており、山田は南北朝期以降の菊池氏及び一族の発給・受給文書を網羅的に収集する作業を進めていた（山田・2020）。上記の図録には、これらの成果に基づいた小川弘和「中世菊池氏の虚と実」、森茂暁「南北朝時代の菊池氏―征西将軍宮懐良親王との関係を中心に―」、稲葉継陽「室町・戦国期の菊池氏権力」等が一次史料の図版群とともに収録され、平安末期から戦国期までの菊池氏の実像に容易に接することができるようになった。

さらに、菊池市教育委員会は2018年に「菊池文化研究所」を設置し、研究プロジェクトの公募制による「菊池一族調査研究事業」を展開させて、その成果は菊池市教育委員会・菊池文化研究所『菊池一族解体新章』（既刊２巻）として公開されている。収録された論稿のうち、山本隆一朗「応永年間の九州情勢と菊池武朝」、兒玉良平「戦国期肥後菊池氏･相良氏と北部九州の政治的･軍事的情勢」は文献史学の立場から、萬納恵介「菊池一族の信仰と造像活動について」は神像研究によって、そして中山圭「菊池氏関連遺跡『隈府土井ノ外遺跡』の輸入陶磁器に関する研究」は考古学の立場から、菊池氏研究の最新の知見を示している。

以下、これらの事業の成果をもとにして、中世菊池氏の概要をとともに、菊池氏及び北宮阿蘇神社の歴史的評価について述べる。

Ⅰでは、14世紀内乱期までの菊池氏について、勤王史観による評価が克服されてどのような菊池氏像が提示されているかを示し、併せて北宮阿蘇神社の歴史的位置について検討する。

また、ながく菊池氏の全盛期が14世紀内乱期（＝勤王期）だと評価されていたことと関わって、室町幕府体制（15世紀）のもとでの地域権力･守護権力としての菊池氏は不当に低い評価を受けてきたきらいがある。しかしこの点も近年の研究によって克服されつつある。Ⅱではその点を具体的に示す。

Ⅰ　深川・北宮時代の菊池氏

ここでは、菊池氏の文献史料上の初見である11世紀中葉から室町幕府体制のもとで守護職に任じられる直前の14世紀末までを「深川・北宮時代」と呼び、６節にわたって検討する。

１．菊池氏のルーツ

⑴　平安時代後末期の九州

まず、菊池氏の登場を理解する前提として、小川弘和『中世的九州の形成』での分析によりながら、平安時代末期の九州における中世的開発・領有秩序、すなわち荘園制的秩序の概要をおさえておく。

宇佐八幡宮は九州における最大の権門であるが、その勢力は九州北部から東部、すなわち豊前・豊後（福岡県東部、大分県）、さらに日向・大隅（宮崎県、鹿児島県東部）へと拡大、宇佐宮領を広範に成立させていた。一方、京都で王家とともに平安王権を構成する摂関家、わけてもその筆頭である近衛家は、薩摩・大隅・日向南部（鹿児島県、宮崎県南部）を覆う近衛家領島津荘を成立させ、中世国家の境界領域となる九州南部をおさえた。

宇佐宮・近衛家という都鄙の二大勢力の所領形成と競うように、律令国家の地方官制に位置づけられていた大宰府もまた、地方権門化すなわち荘園領主化をとげた。それは天満宮安楽寺領の集積という形態をとりながら、筑前・筑後・肥前・肥後（福岡県西部・南部、長崎県、熊本県）において展開されたのである。大宰府はこれら地域の現地有力者を「府官」として編成し、彼らは主要河川沿いに勢力を扶植して、安楽寺領荘園群の形成を在地の側から促進していったと考えられる。

⑵　菊池則隆・政隆の登場

こうした状況にあった長暦４年（1040）、貴族藤原資房の日記『春記』４月13日・21日条に菊池氏の活動が記録されるにいたる。すなわち、肥後国の人である「則高」の子息「正高」が租税の運上使として肥後から上洛し、肥後の前国司貞任を殺害した事件の顛末が記されている。さらに正高・則高はともに大宰権帥藤原隆家の「郎頭」＝従者であったことも明記されている。彼らは「菊池系図」における菊池則隆・政隆にあたり、大宰権帥藤原隆家の従者である有力府官にして肥後国衙の在庁官人として、早くも都鄙をまたにかけて活動していたことが知られ、大宰府に赴任した藤原氏の一族が菊池郡の在来豪族と結合し定着したものと考えられている（志方1959）。

⑶　大宰府＝安楽寺と共同の地域開発

第94図は小川弘和『中世的九州の形成』28頁に収録された肥後国における荘園の分布図である。ここでは安楽寺領の分布に注目されたい。重要なのは菊池川下流部に安楽寺領玉名荘が成立していることである。府官系武士・菊池氏がこれに関与したと考えられるが、同荘は有明海上の交通と菊池川流域の内陸部とを接続する要地に成立していた。さらに、肥後北部の山鹿・玉名・菊池・合志の各郡には安楽寺領が集中している。これらは菊池川の河川交通を媒介とした地域開発の様相を反映している。

こうして、大宰府安楽寺と菊池氏が領主権を共有する所領＝荘園の形成が進展していったことが知られるのである。

⑷　院政期（12世紀）の社会動向と菊池氏の勢力進展

再度、第94図をご覧いただきたい。院政期の肥後国北部にはまた、多くの王家領荘園が成立する。王家領荘園の特質は、王家側と国衙との交渉によって、それ以前に成立していた私領を包摂しながら、ときに郡単位の領域を国衙行政権から割き取り立荘する点にあった。つまり、国衙行政権の分割とその王家及び王家に連なる権門への付与が王家領荘園の本質であり、それには王家側と国衙との交渉が不可欠であった。当然、国衙在庁の要であった菊池氏が肥後北部の王家領荘園の立荘を支えたものと考えられる。さらに菊池氏略系図１（第95図）によれば、この時期の菊池氏は肥後北部の各郡に一族を分出し、なおかつ、惣領の経宗・経直は二代にわたって鳥羽院武者所になっていた。次いで鳥羽・後白河院政期の惣領隆直は、肥後国衙最大の勢力である「権守」を称していた。

こうして菊池氏は、王家＝院権力と密着しつつも、肥後国衙の最有力在庁たる地位を維持しつづけ、広大な王家領荘園の立荘を支えて国衙での地位も安定させ、菊池・山鹿・玉名・合志郡を勢力下におさめたと考えられる。

菊池氏の九州における地位を伝えるのが、『吾妻鏡』治承５年２月29日条である。

　廿九日　丙午　於鎮西有兵革、是肥前（後）国住人菊池九郎隆直・豊後国住人緒方三郎惟能等、反平家

第94図　肥後国荘園分布図　小川弘和『中世的九州の形成』（高志書院、2016年）28頁

之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛実法師・南郷大宮司惟安、相具惟能者、大野六郎家基・高田次郎隆澄等也、此外長野太郎・山崎六郎・同次郎・野中次郎・合志太郎幷太郎資奉已下、率六百余騎精兵、固関止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直、相催九州軍士二千騎遂合戦、隆直等郎従多以被疵云々、

治承・寿永内乱（いわゆる源平合戦）の勃発に際して惣領隆直は、豊後国の緒方惟能とともに反平家の兵をあげていた。院権力と結び付きながら肥後国衙最大の勢力を維持していた菊池隆直は、院とともに王朝権力を実質的に掌握していた平家との結び付きを強めていた。にもかかわらず、東国における源頼朝の挙兵をうけて、反平家の挙兵に踏み切ったのである。

注目するべきは、隆直が阿蘇郡の南郷大宮司惟安、益城郡の木原盛実ら、肥後国北西部及び中部の有力武士を率い、さらに合志太郎ら有力一族とともに陸海の交通をおさえていることである。このうち阿蘇氏は豊後方面と肥後との交通路上に勢力をはり、木原氏は緑川中流の安楽寺領田口荘（第94図参照）を拠点とする菊池一族田口氏（工藤・1992）を媒介に、隆直と連携したものと推察される。まさに肥後国最有力の武家＝権守としての権力の実質を示唆する記述である。

しかし、上に引用した『吾妻鏡』の記事の末尾にあるように、菊池氏らは平家方に敗北して従属し、平家方として内乱の終結を迎えることになる。

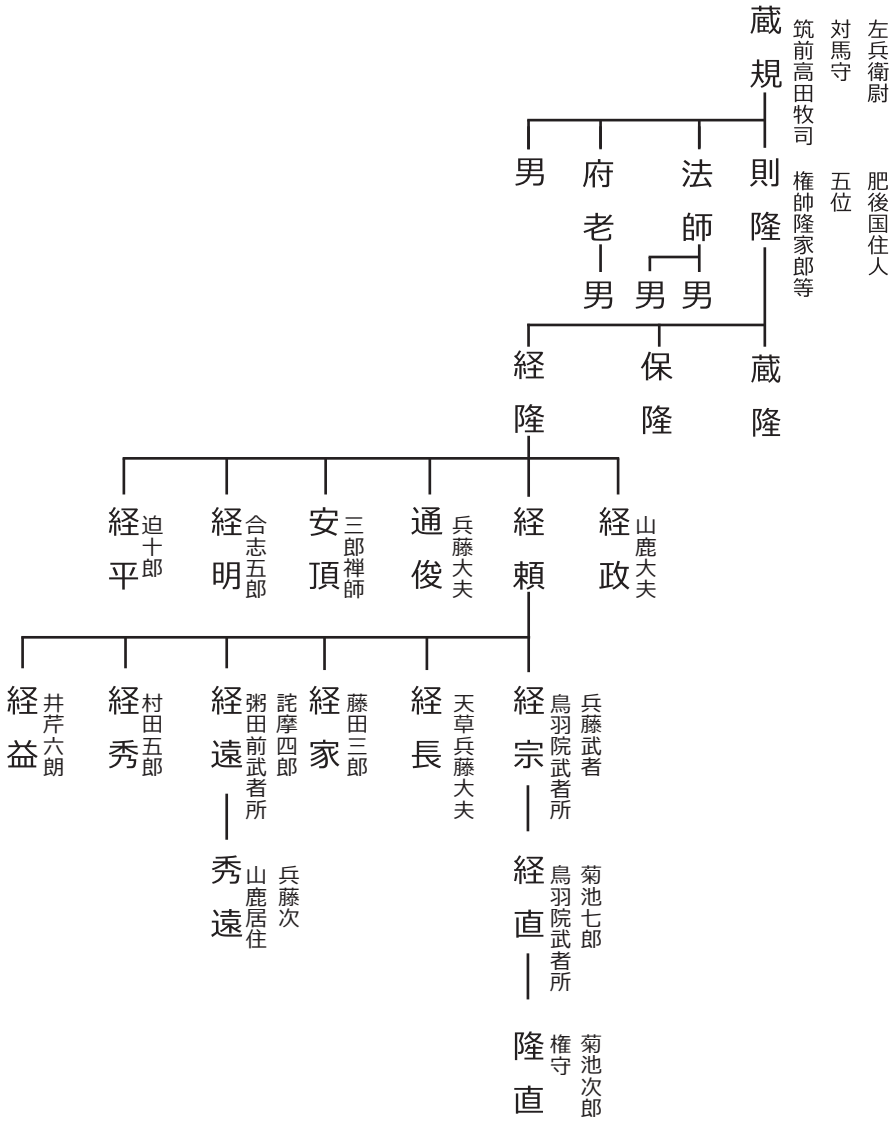

志方 1959・菊池系図（『続群書類従』）などをもとに作成

第95図　菊池氏略系図１

２．鎌倉幕府と菊池氏

⑴　蒙古襲来絵詞に描かれる菊池氏

平家方であった菊池一族の所領は、頼朝の覇権が確立した段階で少なからず没官＝没収されたが、平家のうちでも平清盛と一定の距離を置き内乱後には源氏方となった平頼盛の所領維持を菊池氏が担っていたこともあり、菊池郡の所領は没収を免れたものと考えられている（小川・2019）。そして菊池氏は鎌倉時代の肥後においても国御家人の筆頭たる地位を維持していた。それを物語るのが、モンゴル襲来後に肥後国御家人の竹崎季長によって益城郡甲佐大明神に奉納された「蒙古襲来絵詞」である。

「絵詞」には文永・弘安それぞれの襲来防戦の象徴的場面で、惣領菊池武房及び菊池一族が登場する。

文永11年（1274）の襲来に際して、季長が博多住吉の鳥居を過ぎて赤坂へ向かう途中、小松原を通っているとき、敵と一戦交え、分捕の敵首を数多持って引きあげてきた菊池武房の一隊と出会い、季長は彼らに自らの心意気を示して出陣する。さらに詞書には、菊池武房は敵の赤坂の陣地を切り崩し、敵は二手になって退却したと記される。

次に弘安４年（1281）の襲来に際しては、季長は文永の襲来で名をあげた菊池武房らの守る生の松原の石築地の前を通りながら、「敵の将軍の兵船は帆柱を白く塗って標にしていると聞いています。これを攻撃して一矢射て君の見参に入れようと出撃します。菊池殿がご存命ならば、ひとつこのことをご披露ください」と述べ、出陣している。詞書には、「人々多しといえども、菊池の二郎たけふさ、文永の合戦に名をあげし」と記されている。この名場面に名のみえる菊池一族は赤星太郎、菊池三郎有高、菊池三郎武房の３名で、一族全体が石築地の上で６つの戦闘ユニットに分かれて描かれている。竹崎季長は、自分の戦功の証人として菊池武房を頼んだのであった。

ここから読み取れるのは、一族軍事組織を拡大かつ分節化して惣領の武房が統率し出色の戦功をあげるという菊池氏の軍団組織のあり方と、竹崎季長のような国内御家人の上に立って恩賞申請に深く関わる菊池武房の姿、すなわち国内随一の武士団としての菊池一族の存在感である。肥後における平安末期以来の菊池氏の地位は、幕府体制下でも不動であった。

⑵　菊池武房と得宗権力

こうした菊池氏の地位の背景には、得宗との親密性があったことが指摘されている。その根拠の一つが、次に示す文永10年（1273）の閏５月29日付の菊池武房書状（蓬左文庫所蔵文書）である。

畏令啓候、左京権大夫殿御非常之由、承及候、殊以驚歎入候之間、企参上、可申入候之処、依異国之事、鎮西地頭御家人等不可令参向之由、被下御教書候之間、不参拝仕候之条、恐存候、仍相親候出田又太郎泰経令進上之候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

後五月廿九日　藤原武房（花押）

進上　平岡左衛門尉殿

冒頭にある左京権大夫とは、北条一族の重鎮で元執権、現職の連署のまま亡くなった北条政村で、彼の臨終を知った武房が金沢実時の家臣平岡に宛てて次のように伝えたものである。「北条政村殿が亡くなったとのこと、驚いています。弔問に参上したいのですが、鎮西御家人らはモンゴル軍との戦いがあるので法事に出向くなとの探題からの指示があり、動けません。代理に私と親しい一族の出田泰経を遣わします。この旨を実時に御披露ください」。

伝統的な勤王史観によれば、14世紀菊池氏の勤王の前提として、鎌倉幕府による菊池氏への抑圧が語られてきたのだが、逆に北条得宗権力との親密な関係の維持こそが肥後国第一の御家人たる地位の維持につながったというのが実像であっただろう。

なお、こうした関係の背景に阿蘇郡に権益を保持していた得宗と阿蘇・菊池両氏との姻戚関係の展開をみるとともに、後に倒幕の主体となった足利高氏、楠木正成、赤松円心らが、いずれも得宗と近い関係にあった事実に注目する、小川弘和の見解が注目される（小川・2019）。

菊池氏を含む、得宗と結び付いた各地の有力御家人らは、得宗が自らの期待に応える権力たり得なくなったとき、一斉に倒幕に動く主体となったと考えられるのである。

⑶　菊池氏の菊池川流域支配

こうした菊池氏の地位を物理的に支える地域支配の様相について、鎌倉末期には菊池川下流の玉名郡に強い勢力を保持していた事実を示唆する文書が存在する。嘉暦３年（1328）３月９日付鎮西御教書（深江文書）である。

安富左近将監貞泰申肥後国大野別符岩崎村内田屋敷事、重申状三通如此、早任下知状等、守護使相共可被沙汰付貞泰、仍執達如件、

嘉暦三年三月九日　修理亮（花押）

菊池次郎入道殿

本文書は鎮西探題が所領紛争の勝訴者（正当な知行人）に対して当該物件の引き渡し、すなわち「沙汰付」を命じた公的文書であり、差出人の修理亮が探題の北条英時、宛名人の菊池次郎入道が時の惣領菊池武時である。係争物件の所在地である大野別府岩崎村は現在の玉名市街地の一角を占め、まさに中世の菊池川河口部に位置する。

本文書の特異性として、九州探題が沙汰付執行人として守護使とともに菊池武時を直接指名している点が指摘される。一般的には幕府及びその地方機関である探題は、当該係争物件が所在する国の守護に対して守護使２名による沙汰付執行（「使節遵行」）を命じるのであるが、本文書では探題が菊池武時を直接指名しているのである。

沙汰付の確実な執行は、幕府権力による統治の成否を握る最重要案件であった。本事例における特殊な手法は、幕末期の菊池武時が菊池川河口部の秩序維持を担う存在として突出した社会的地位を有していた事実を反映しているとみて間違いない。

以上のように鎌倉期の菊池氏は、得宗権力との政治的密着を背景に、菊池川河口部を含む肥後北部地域における領域的支配を実現しながら、国内随一の武士団としての社会的・政治的、そして軍事的地位を不動のものとしつつ、14世紀の動乱期を迎えることになるのである。

３．14世紀の動乱と菊池氏

⑴　動乱初期の菊池氏

菊池氏は、その領主制の展開、肥後国御家人中での地位、そして北条氏との緊密な関係からみて、九州内においても有数の武士団として幕末期を迎えた。惣領の武時は伯耆の後醍醐天皇と早期に連絡をとって、元弘３年（1333）３月に阿蘇惟直や大友・少弐氏らとともに鎮西探題を襲うが、あえなく敗死してしまう。その跡を継いだ武重は、建武政権のもとで肥後守に任じられた。これ以後、16世紀初期まで綿々と継続する菊池氏惣領の肥後守への任官のはじまりであった。

そもそも、鎌倉時代の国司官途は島津や大友それに北条氏のような東国出身武士の独占物であった。菊池氏は平安後期の菊池郡の開発以来、一貫して肥後国随一の実力と地位を保ってきたが、肥後守に任じられることはなかった。その実現、すなわち菊池氏の歴史の新段階は、まさに倒幕とともにあらわれたのである。

しかし、武時を厚遇した建武政権は崩壊し、動乱の展開の中で九州の宮方勢力が苦境に陥ると、菊池氏の内部においても一族集団と当主との対立が深刻化することになる（阿蘇品・1990、小川・2019）。延元３年（1338）７月25日付で菊池武重が書いた自筆の血判起請文（菊池神社文書）は、この点を明確に示している。原文はかな書きであるが、漢字かな交じりに直して以下に示す。

寄合衆内談の事

一、天下の御大事は内談の議定ありというとも、落居の段は武重が所存に落し着くべし、

一、国務の政道は内談の儀を賞すべし、武重優れたる儀を出すといふとも、管領以下の内談衆一同せずば、武重が儀を捨てらるべし、

一、内談衆一同して菊池の郡に於いて堅く畠を禁制し、山を賞して繁生の儀を増し、家門・正法とともに龍華の暁に及ばん事を念願すべし、謹んで八幡大菩薩の妙浄を仰ぎ奉る、

延元三年七月廿五日　藤原武重（花押・血判）

本起請文からは以下の点が読み取れよう。

第一に、当該期菊池氏の意思決定は惣領肥後守武重の専権によってなされていたわけではなく、「管領」以下の「寄合衆」「内談衆」と呼ばれる一族家臣団の合議体の意向によって大きく左右されたこと。

第二に、「天下の御大事」すなわち宮方・武家方の政治的選択には武重の意向が尊重され、「国務の政道」「菊

池の郡」の「禁制」、すなわち領国統治に関する意思決定は、内談衆合議の意向と一揆的団結（「一同」）によってなされると明記しているとおり、武重と内談衆とが意思決定上の持ち分を明確に分割していること。

そして第三に、かかる分割の前提には惣領武重と一族家臣団＝内談衆合議との鋭い対立が想定されることである。

一族家臣団の力量は、これ以降中世後期を通じて強化されていくが、近年は惣領と一族家臣団との緊張関係を基軸にして菊池氏の動向を把握しようという観点が明確化してきている（阿蘇品・1990、小川・2019）。すなわち武重は、宮方への奉公を一貫して維持することで、一族家臣団の惣領のもとへの糾合を実現・維持しようとしたものと考えられる。したがって、菊池氏の宮方としての長期にわたる活動は、勤王史観によってではなく、惣領と一族一揆の複合権力という観点から理解されるべきであろう。

⑵　宮方守護菊池武光と征西府

武重死去の後に惣領となった武士はその役割を十分に果たせず、菊池氏は内乱の渦中で危機的状況に陥ったと考えられる。そこで登場するのが菊池武光であった。注意するべきは、武光が実は武時の八男、つまり菊池一族内の傍流の出身であったことである（第96図菊池氏略系図２、参照）。他の一族重臣＝内談衆らとの差異が明確でない武光が、それらを統合して所領を維持するためには、武重が敷いた路線をより徹底させて、宮方として方針一定して内乱に対処することが現実的であったと考えられる。

こうして武光は1348年に征西将軍宮懐良を菊池に迎え（菊池征西府）、1361年には筑後川合戦の勝利をうけて征西府は大宰府に入る（大宰府征西府）。大宰府はいうまでもなく古代以来の九州統治の拠点であり、復古的な正統性を武器とする征西府を大宰府で支える存在こそは、府官に出自を有する菊池氏をおいて他に

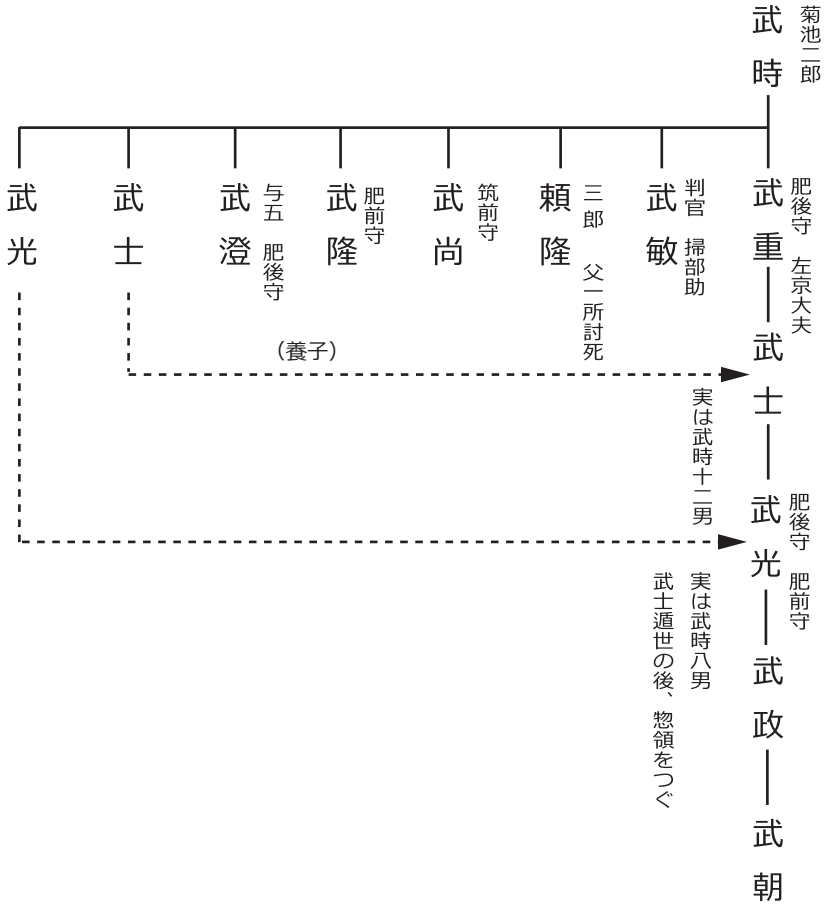

第96図　菊池氏略系図２（『続群書類従』六下より）

なかっただろう。

武光は阿蘇氏における宮方勢力たる恵良惟澄とともに、征西府に結集した肥後の在来武士団の中核的存在として菊池氏の軍事活動の全盛期を現出させた。それとともに、肥後国宮方守護としても比較的多くの活動の痕跡を文書として残している（森・2019）。守護としての活動のうちで特筆されるのは、国内武士に対する軍事統率と所領引渡にかかる権限の行使である。次に示す恵良（阿蘇）惟澄重申状案（阿蘇家文書）は、それを示す一例である。

恵良筑後守惟澄重言上

欲早被下重　令旨預御遵行肥後国守富庄事、

副進

一通　三ヶ度　令旨案

右度々言上事舊訖、而河尻七郎令違背両度御下知之間、以去年八月十三日被下三ヶ度御下知之処、河尻七郎尚以申異議、剰構城郭、張行之間、守護人肥後守武光不及遵行之条、背定法畢、而早重被仰下、且被破却城郭、為渡給下地、重言上如件、

正平十四年二月　日

宮方として軍忠に励んだ惟澄は、恩賞として肥後国益城郡守富荘を征西府から拝領したが、そこには同荘の本主でもと武家方の河尻七郎が城郭を構えて立て籠もっていた。惟澄は同荘「下地」の自分への沙汰付＝「遵行」は「守護人肥後守武光」の権限によってなされるべきだとして、河尻の城郭の「破却」を求めている。こうした実力行使を伴う所領引き渡しこそは、後述する室町期の守護職権の嚆矢であった。

さらに武光は、1350年代を中心に、北部九州の宮方武士たちが提出した軍忠状に証判を加えており、その現存数は12点にも及ぶ。征西府における武光の軍事統率権限の集中的行使が、征西府の大宰府への進出の前提を形成する時期に集中的になされた事実を示す史料群として、きわめて重要である（森・2019）。

しかし1372年、九州探題今川了俊の攻勢で征西府は筑後の高良山に移り（高良山征西府）、1373年には武光も死去したと考えられる。次の惣領は嫡子武政であったが短命であり、その後は嫡子の賀々丸すなわち武朝が継承する。しかし1374年についに征西府は肥後へと撤退し、菊池から宇土、そしてさらに八代高田へと移動することになるのである（末期征西府）。

⑶　肥後国守護菊池武朝

肥後では1392年以前に菊池武朝を含む肥後の多くの宮方武士が今川了俊に降伏して本領を安堵され、九州においても室町幕府に一元化された政治体制が確立することになるわけだが、大友氏や島津氏との対立を深めた今川了俊は探題を解任され、菊池氏は後任の渋川氏と対立するなどの混乱が続いた。

菊池武朝は末期征西府すなわち宇土・八代時代に、肥後最南部球磨郡の相良氏、葦北・天草の諸領主、宇土氏らの国人領主との関係を深め、彼らを室町幕府体制のもとでの所領安堵に導いている。小川弘和は、末期征西府におけるこうした武朝の活動こそが室町期肥後の政治秩序へとつながったとし、武朝の末期征西府への奉仕を勝算なき勤王と評価するべきではないとする。注目すべき見解である（小川・2019ｂ）。

さらに武朝は、阿蘇氏との関係を深めるとともに、応永２年（1395）の混乱期には「高瀬御陣」で菊池川河口を確保し、筑後の武士をも動員している（山本・2021）。菊池氏による菊池川流域＝肥後北西部の支配は、室町幕府体制の出発とともに復活したのであった。

そしてこれ以後、武朝は武光以来の菊池氏惣領の受領名「肥後守」を称して、応永14年（1407）の死去まで、肥後・筑後の領主に対する本領安堵や所領給付、阿蘇神社修理費用の一国課税を行うなど、肥後国の実質的な守護権力となった（山本・2021）。

こうして菊池氏は、惣領武光・武朝の時代に征西府の全盛から衰退・滅亡、そして室町幕府体制の確立と

いう激動の政治過程をつうじて、肥後国守護としての地位と実績を蓄積し、15世紀に一貫して維持される守護権力の内実を獲得した。その象徴が、応永10年（1403）における肥後守武朝と菊池一族による北宮阿蘇神社（菊池三社大明神）への阿蘇十二神像の寄進であった（後述）。

⑷ 北宮館跡（菊之城跡）の捉え方

北宮館跡（菊之城跡）の発掘調査で得られた遺物の年代比定によれば、以上に述べてきた鎌倉期から南北朝期、すなわち菊池氏が最も大きなスケールで軍事行動を展開していた時期に使用されていた館が、そこに存在したことが明らかである。一貫して高瀬をおさえていた菊池氏にとって、活発な軍事行動の継続には大量の物資を迅速に移動させる機動力の保持が必要不可欠であった。北宮館跡（菊之城跡）は、菊池川・海上交通と密着した立地を重視した菊池氏本拠の館跡である可能性がきわめて高い。

４．北宮阿蘇神社の基本性格

⑴ 「菊池三社大明神」

北宮館跡（菊之城跡）の北西約１㎞の菊池川右岸に鎮座する北宮阿蘇神社は、菊池一族と肥後国守護菊池氏の宗教的拠点であった。ここでは、そのことを一次史料によって具体的に述べる。

現在、明治初期に創建された菊池神社には、応永10年（1403）に「大願主肥後守藤原朝臣武朝　願主宇治氏女慈俊」（像底銘文）が寄進した木造僧形坐像があり、菊池武士の像だと伝えられている。しかし『菊池風土記』によれば、この像は本来は北宮阿蘇神社にあったことは明らかで、僧形八幡神像であると考えられている（萬納・2021）。願主の慈俊は「宇治氏女」とあることから阿蘇氏の女性で武朝の母（武政の妻）である可能性が指摘されている（同前）。現存する菊池氏発給起請文を通覧すると、全11例中で６例が起請文言に八幡大菩薩を記載している。15世紀初頭の菊池氏が八幡神を最も重要な氏神として信仰していたこと、現在の北宮阿蘇神社が八幡神を祭っていた可能性は極めて高い。

次に注目するべきは、永享５年（1433）４月29日付で「肥後守持朝」が阿蘇氏惟郷・惟忠との昵懇、合力関係、秘密保持を誓った三ヶ条契状の写（阿蘇家文書）である。その起請文言には次のようにある。

日本国諸神、奉仰　阿蘇大明神、菊池三社大明神御照覧候、不可有虚言候、仍申定状如件、

持朝は諸神のうちでも阿蘇大明神と「菊池三社大明神」にかけて契約内容を遵守すると誓っている。15世紀前期の菊池氏は菊池の「三社」大明神を氏神として信仰していたとみられるのである。

北宮阿蘇神社の現在の祭神は国造神（阿蘇十二神の第十一神）、境内摂社には八幡、若宮、春日、新宮、山崎、天満宮、稲荷社が祀られている。15世紀の「菊池三社大明神」のうちに八幡が入ることは、武朝寄進の僧形八幡像の存在からみても確実である。もう二神は、藤原姓の氏神である春日、そして菊池氏の出自が大宰府官にあることにかんがみて天満宮の可能性が高いと考えられる。

いずれにせよ、北宮阿蘇神社は菊池氏の氏神であったのが本来の姿だと考えられる。

⑵ 菊池武朝による一宮阿蘇十二神勧請の意味

応永10年（1403）、「大願主肥後守藤原朝臣武朝」とその一族は、僧形八幡神像だけではなく、同時に多くの神像を一括して北宮阿蘇神社に奉納していた。現存するのは木造男神坐像５体と同女神坐像５体の計10体で、いずれも像底に墨書銘文を有する。すべて肥後守藤原武朝を大願主とし、男神像は菊池一族の男性の名前を併記し、女神像は同じく女性の名前を併記しており、「應永癸未六月一日」と記される（第97図～第101図、像底墨書解読文を参照）。

注意するべきは、それぞれの像底に異筆で漢数字が書き込まれていることである。これについて近年、萬納恵介は、この漢数字は神像群を安置する際の場所を示すもので、「一」から「六」までそれぞれ２体ずつ同じ数字が振られていた可能性が高いことからみて、応永10年に武朝らによって北宮阿蘇神社に僧形八幡神

像とともに寄進された神像群は、現存の10体を含む12体であったと推測している。妥当性のある解釈だといえる（萬納・2021）。

さらに萬納は、武朝らが寄進した12体の神像を「阿蘇十二神」と推測している（同前）。中世阿蘇社では、同社本来の祭主である建磐龍命・阿蘇比咩・国造に他の神々が付け加えられ、大宮司家をはじめとする阿蘇神官・禰宜諸家の先祖となるように編成されて、十二神（男神七体・女神五体）による中世的な一宮の神祇体系が成立した。

萬納は、武朝による北宮への阿蘇十二神像の寄進の背景に、当該期の九州探題渋川氏・阿蘇氏・菊池氏をめぐる政治的緊張をみているが、同時に、応永10年（1403）が阿蘇社修理のために一国棟別銭の国衙米を充当する旨を武朝が沙汰した応永12年の直前にあたること（阿蘇家文書、山本・2021）に注意が必要である。室町幕府体制のもとで肥後国の実質的な守護としてスタートを切った菊池武朝は、大宮司阿蘇氏との緊張をはらみながら守護として一国祭祀権・課税権を行使するにあたり、自らの氏神三明神と肥後一宮とを本拠近くで一括し、北宮阿蘇神社に守護所隈府の惣社（一国祭祀の中心）としての機能を持たせるべく、十二神を勧請したものと考えられる。

⑶　北宮阿蘇神社の歴史的機能

このように中世の北宮阿蘇神社は、菊池三社大明神として中世菊池一族の始原・連帯・活躍と、室町期守護職の宗教的機能を象徴する存在であった。その立地は、中世に船着場や石塁堤防があった菊池川乱流域に直面し、菊池氏の本拠北宮館と同社との間の菊池川岸に上市場・下市場の字があることから分かるように、氏神・総社と居館との間に市が立つ都市的な場が構成されていた。それは河川交通の結節点であり、鎌倉・南北朝期における菊池氏の一貫した軍事活動は、北宮の市での社会的分業の編成を基礎としてこそ、なしえたのではないか。

さらに北宮阿蘇神社の祭祀に際しては菊池川を通じて海（東アジア）と菊池郡平野部、それに阿蘇から多くの供物が搬入され、北宮市では活発な交易が展開されたと推察される。そして15世紀初頭には、菊池武朝によって北宮阿蘇神社に阿蘇十二神が勧請されて一国祭祀機能が加わり、同地域は守護所隈府町すなわち政庁に隣接する都市的な場として発展したものと考えられる。

Ⅱ　隈府時代の菊池氏

1．室町期肥後政治史のスキームと菊池氏

菊池武朝以後、菊池氏の直流は室町末の菊池能運にいたるまで同国守護をつとめた。さらにその間の15世紀中葉には、肥後国のみならず筑後国の守護職をも獲得しており、両国守護支配の特質の究明が課題となっている。

また永正元年（1504）に能運が死去して混乱した菊池氏の嫡流は絶えるが、永正17年（1520）に大友氏から迎えられ隈本に入った菊池義武は、八代の相良氏と結び付いて、逆に大友氏と対抗し続け、戦国期肥後の動乱史を象徴する存在となる。

以下、武朝の後継者兼朝から義武さらにその子則直にいたるまでの菊池氏権力のあり方を検討する。菊池氏の守護職歴代の流れは次のとおりである。

兼朝―持朝―為邦―重朝―能運―政隆―武包―義武

この時期の菊池氏に関する先駆的研究を発表した木村忠夫は、15世紀を通じて守護菊池氏が発給した所領宛行状、預状、寄進状、安堵状といった所領関係文書の発給先を検討し、それが実質的に肥後国阿蘇･宇土･球磨・芦北郡にはみられず、玉名郡から筑後国南部に偏って存在している事実を指摘した（木村・1973）。所領宛行・寄進状の分布は菊池氏の主従制支配と土地処分権が及ぶ範囲を示し、土地預置と所領安堵は統治

1　木造男神坐像１

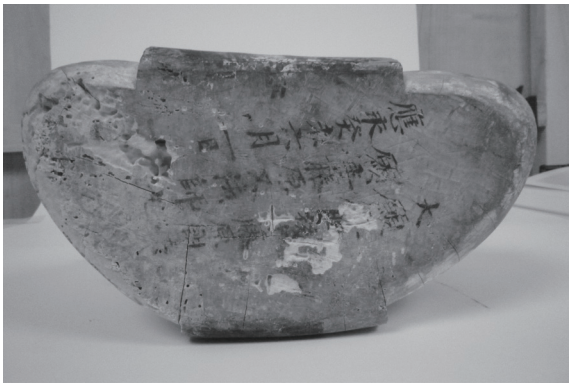

大願主肥後守藤原朝臣□□
願主藤原又法師丸
應永癸未六月一日

像底面墨書（赤外線写真）

2　木造男神坐像２

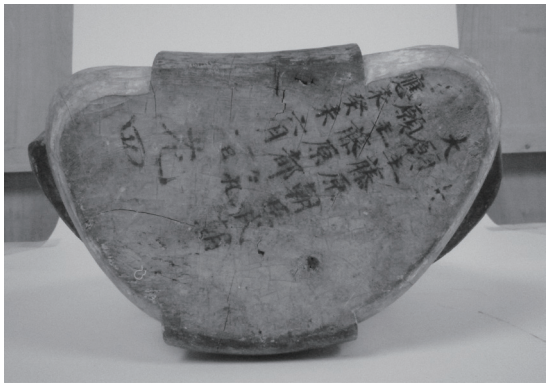

大願主藤原朝臣武朝
願主藤原都々丸
應永癸未六月一日　左四
※本文は斜めに書く。「左四」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

第97図　北宮阿蘇神社木造神坐像１（提供：北宮阿蘇神社　撮影：熊本県立美術館）

1　木造男神坐像３

願主肥後守藤原朝臣
武朝
右三　願主藤原道利
四　應永癸未六月一日
※「右三」「四」は異筆で斜めに書く

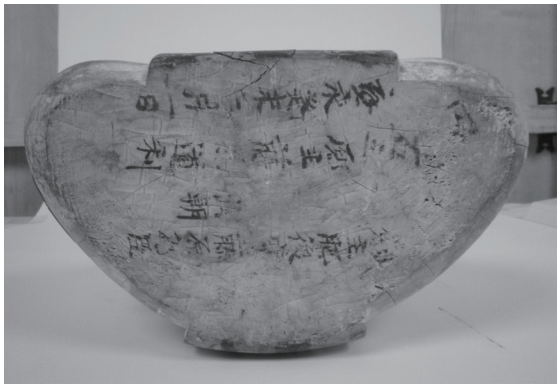

像底面墨書（赤外線写真）

2　木造男神坐像４

大願主肥後守藤
武朝
左二　願主藤原朝臣道朝
應永癸未六月一日
※「左二」は異筆

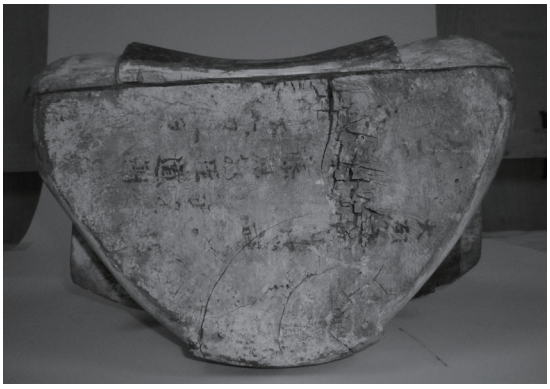

像底面墨書（赤外線写真）

第98図　北宮阿蘇神社木造神坐像２（提供：北宮阿蘇神社　撮影：熊本県立美術館）

1　木造男神坐像５

大願□
六
※「六」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

2　木造女神坐像１

□□原
□武朝
願主藤原氏女慈燦
應永□（以下判読不能）

像底面墨書（赤外線写真）

第99図　北宮阿蘇神社木造神坐像３（提供：北宮阿蘇神社　撮影：熊本県立美術館）

1　木造女神坐像２

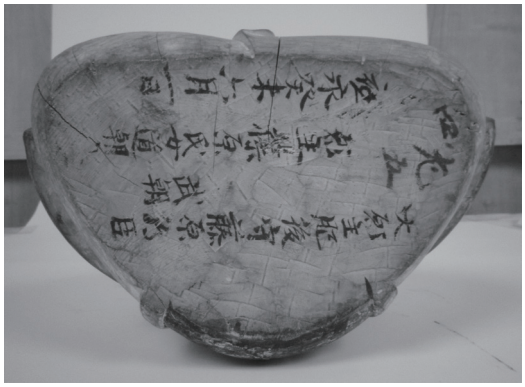

大願主肥後守藤原朝臣
武朝
左五　願主藤原氏女道朝
四　應永癸未六月一日
※「左五」「四」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

2　木造女神坐像３

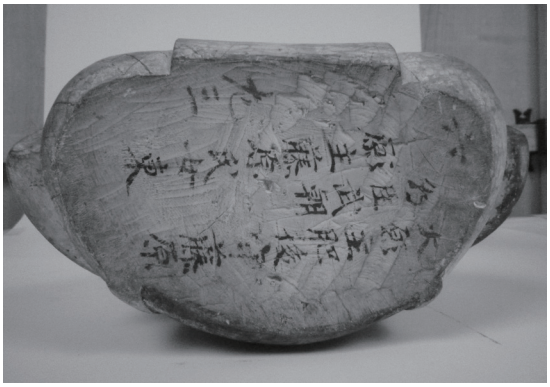

大願主肥後守藤原
朝臣武朝
六　願主藤原氏女東
左三
※「六」「左三」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

第100図　北宮阿蘇神社木造神坐像４（提供：北宮阿蘇神社　撮影：熊本県立美術館）

1　木造女神坐像４

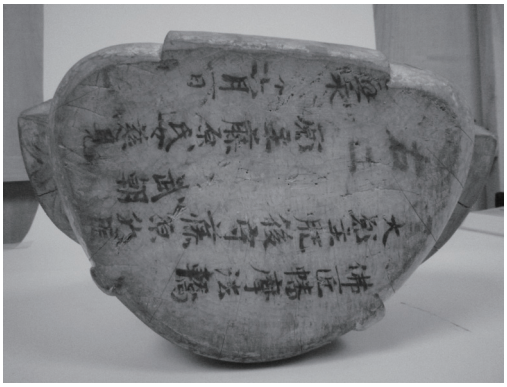

仏匠播磨法轎
大願主肥後守藤原朝臣
武朝
右二　願主藤原氏女慈見
應永癸未六月一日
※「右二」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

2　木造女神坐像５

右□
大願主肥後守藤原朝臣武朝
願主藤原氏女□□
五　應永癸未六月一日
※「右□」「五」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

第101図　北宮阿蘇神社木造神坐像５（提供：北宮阿蘇神社　撮影：熊本県立美術館）

権の及ぶ範囲を示す。つまりこの分布は、隈府を根拠とする室町期菊池氏権力による直接的な支配領域の肥後国北西部への限定と、筑後国南部への広がりを表現している。まずは肥後国からその実態を探ってみよう。

文明13年（1481）、菊池重朝が隈府城下で万句連歌を興行したのは有名だが、そこに出席した菊池氏家臣80名余のほとんどは、菊池郡・山鹿郡・玉名郡・山本郡・合志郡・飽田郡に本拠地をもつ者たちであった。室町期菊池氏が、直接的な家臣団編成を通じて大名としての権力を及ぼしうる地域、いわば菊池氏の直接支配領域は、阿蘇郡を除く肥後国北部であったとみてよい。

その他の地域を直接支配していたのは、肥後国内でおおよそ各郡単位に領域支配を打ち立てていた地域領主たちであった。それを鮮やかに示してくれるのが、文明４年（1472）における阿蘇御嶽本堂・下宮の造営に関する文書群である（「阿蘇家文書」272号以下、同写第九・二十二）。

室町期の守護は直接支配領域をこえた一国全体を対象に、将軍から付与された公権に基づいて平均の租税を賦課した。その方法には、守護が保持する土地台帳（大田文）に記載された田地面積に準じて賦課する「段銭」と、荘園などの内部にある百姓らの家数に応じて、一棟ごと何文という形式で賦課する「棟別銭」とがあった。文明４年（1472）、守護菊池重朝は、阿蘇大宮司惟忠の要請によって、阿蘇山上の上宮と麓の阿蘇社本堂の修造費用を調達するために、肥後国中に棟別銭を賦課した。その方式は、こうであった。

阿蘇惟忠からの要請をうけた重朝は、まず家中の「古老」＝重臣たちと阿蘇氏の要請を受けるか否かを審議し、その結果、受諾の意思を惟忠に伝達（「阿蘇家文書」写九）した。ここで家中の意思決定の中核にあった重臣たちこそが、のちに重朝が隈府で興行する万句連歌に出席した城氏や隈部氏といった武士たちであり、直接支配領域からの棟別銭徴収には、これら家臣たちがあたったものとみられる。

次に、重朝は重臣の隈部上総介を修造奉行に任じ、隈部は肥後国内の地域領主たちに棟別銭の賦課を周知させ、実際の収納はみずから行うのではなく、その地域領主らに委任した。委任されたことが明らかな領主は、球磨郡の相良為続、八代郡の名和顕忠、宇土郡の宇土為光、玉名郡高瀬の高瀬泰朝、やはり玉名郡に所領をもつ肥前徳鶴丸、託摩郡の詫磨重房、さらに天草の諸領主であった。このうち、高瀬泰朝･肥前徳鶴丸･詫磨重房の三名は、いずれも守護重朝にごく近い菊池氏一族であって、菊池氏の直接支配領域内に所領をもつ領主と位置づけられていた面々である。彼らは直接支配領域内にありながらも、自立的な所領支配を重朝から保障されていたが、そのかわり、菊池氏家中の意思決定には関与できない立場にあった。これに対して、相良為続、名和顕忠、宇土為光、天草の諸領主は、直接支配領域の外にあって一郡規模で領域支配を実現しており、守護からの自立性の高い地域領主たちであった。中世後期のこうした領主を学術的には国人領主と呼ぶ。守護の地位にあった菊池重朝が自らの権限でもって賦課した棟別銭の徴収をこれら国人に委任したことは、重朝が彼らの排他的な領域支配内部には立ち入ることができなかったことを示している。事実、相良為続や名和顕忠は、なかなか棟別銭を納入する意思を示さず、重朝をてこずらせていたのである。

以上を踏まえると、菊池氏を核とした室町期肥後国の政治秩序は、次のように理解することができる。

①菊池氏とその家臣による菊池郡・山鹿郡・玉名郡を核にした肥後国北西部の直接支配領域

②その領域内にありながら自立的領域支配を維持する菊池一族国人衆

③阿蘇・益城郡の阿蘇氏や肥後国南部の相良・名和・宇土氏といった国人領主が郡規模で維持する支配領域

このように、菊池氏が肥後国守護として行使する公権は一国全土に均一に展開するわけではなかったのである。

２．肥後国守護菊池氏の公権行使

⑴　阿蘇氏統一への関与

しかし、守護権限の弱さと国人領主の領域支配権の強さを一義的に強調するのも、当該期の菊池氏権力を

理解する上では正しいとはいえない。③の国人領主による領域支配強化の過程では、必然的に国人一族内の紛争や国人領主相互の領土紛争が激化したが、そのとき、守護菊池氏の権力が呼び出される重要な事例がみられるからだ。

阿蘇氏では、14世紀の内乱において一貫して宮方にあった阿蘇惟澄から家督を譲られた嫡子の惟村（本拠・益城郡矢部）は武家方となり、父と同様に宮方に奉公してきた次子の惟武（本拠・阿蘇南郷）との対立が、15世紀になっても続いていた。惟村の跡を継いだ惟郷は南郷方への対抗上、九州探題・幕府に接近して応永24年（1417）に将軍足利義持から阿蘇四社大宮司職と神領を安堵されたが（「阿蘇家文書」写第六）、南郷方の実力による抵抗にあい、統一実現は宝徳３年（1451）を俟たねばならなかった。その間に菊池兼朝は「肥後守兼朝」として応永26年には惟郷と契状を交換し、同盟関係を確認するとともに、惟郷の身に不慮があったとしても、「京都上意」つまり幕府・守護体制のもとで惟郷領をその遺志に任せて子息に相続実現させることを保障している。さらに正長２年（1429）には「肥後守」菊池持朝が惟郷の後継者惟忠の元服に際して加冠・名付役をつとめ、永享５年（1433）には「肥後守持朝」は惟郷・惟忠父子との同盟を誓う契状を交換している（同写第九）。そして宝徳３年の両阿蘇氏統一を主導した惟郷は惟忠に対して、統一実現のためには阿蘇家「老者」や「領分おとな」の意思統一とともに、「守護様」「菊池大方様」すなわち守護菊池為邦とその母からの支持が重要だと述べていた（同第十一）。惟郷・惟忠の益城郡支配に守護として正統性を付与してきた菊池氏が、それを前提にして両阿蘇氏統一の実現に関与していたことは確実である。

⑵　分郡安堵

次に、球磨郡の地頭一族傍流から身を起こして国人領主化し、球磨・葦北・八代三郡を領域支配するようになった相良氏の権力形成過程の諸段階に即して、守護菊池氏が郡支配権を安堵＝保障していた事実が知られている。

①　宝徳３年（1451）４月 菊池為邦による相良長続への当知行安堵（相良家文書）

文安５年（1448）に球磨郡内の相良一族の内乱を鎮定した相良長続の球磨郡支配事実を保障する為邦の安堵状が、「相良家文書」中に伝来している。

②　長禄４年（1460）10月 菊池為邦による相良長続への葦北郡安堵（同上）

葦北郡内の相良・名和両氏の係争地二見・日奈久を相良氏に引き渡すとともに、同郡全体の領域支配権を保障した安堵状が、同じく「相良家文書」中に伝来する。

③　永正15年（1518）６月 菊池重治（義武）による相良長祇への八代郡幷益城郡内豊福安堵（同上）

同年に相良長毎から代替りした長祇の八代郡領域支配の事実と、相良氏が宇土郡の名和氏から奪取した益城郡豊福の支配事実を保障した安堵状である。

このように守護菊池氏は、相良長続に始まる戦国期相良氏の封建的（私的）所領・領域支配事実を安堵＝保障することで、私的支配を国家的権限を分掌した公的支配権へと高め安定させる役割を担った。鎌倉時代の御家人が地頭職を鎌倉殿から安堵されたのに対して、室町殿はその役割を各国の守護に移管した。室町期領主層の所領・領域支配事実の安堵と支配事実への正統性の付与は、守護公権としての最も重要な機能であり、肥後南部の有力国人相良氏に対しても、明確に発揮されていた。

さらに長禄４年の葦北郡安堵（②）に際して菊池為邦は、郡境の二見･日奈久で「相論」が発生したために、係争地をいったん「点定」した上で相良氏の当知行を確認し、相良氏に打ち渡していた（198･199号）。二見･日奈久は葦北・八代郡境に位置するので、相良氏の領土紛争の相手は八代郡の名和氏であったに相違ない。

「点定」とは、何らかの公的権限に基づく物件の強制差押え行為のことで、為邦は守護としての公的権限によって当該係争地を正当な知行人に認定した相良長続に強制的に引き渡したわけである。

すなわち守護菊池氏による分郡安堵は決して形式的なものではなく、領主間紛争に対する裁判権の行使と

判決の執行を伴う実質ある一郡安堵だったのであり、長続にはじまる戦国期相良氏権力は、その三郡支配のスキームと領域支配の正統性を守護菊池氏の公権に依存することで調達し、出発せざるを得なかった事情が明らかになるのである。

⑶ 紛争調停者としての機能

こうした菊池氏の活動の意義は、文明16年（1484）4月、相良為続が「八代本主」と呼ばれた名和顕忠を没落させた直後に菊池重朝が相良氏重臣に宛てた次の書状から明確に読み取ることができる。

> 先度□筆候、御披見候哉、抑慮外之世上、無是非次第候、依八代事、為続他家へ被申談候、尤候、雖然八代本主退出之上者、時節到来候間、於于今者、為当家同心、永無為ニ知行候者、為自他可然候処、如今者、弓矢不可絶候、此趣可有故実之由、上津浦上総介へ申候、定彼方より可有意見候、早々事可然様ニ被取成候者、悦喜可申候、於其境逗留之由承候間、如此申候、憑入候、恐々謹言、
>
> 四月廿五日　　重朝（花押）
>
> 税所式部少輔殿（「相良家文書」232号）

重朝は為続の八代郡の実効支配を容認しながら、「弓矢」の停止すなわち平和状態の回復に必要だとして強い調子で次のように提案している。第一に、為続が八代郡支配のために「他家」と同盟しているのはもっともなことではあるが、名和顕忠が八代から没落した以上は、ここを区切りとして守護菊池家（「当家」）に「同心」して長期平穏（「永無為」）に八代支配を実現するのが「自他」のために、また「弓矢」を凍結するために重要である。第二に、八代での紛争仲裁について先例に基づく判断能力（「故実」）を有する天草の上津浦上総介に自分が依頼し、八代での戦後処理に関して「意見」させるので、即刻それに従って事を収めるべきである。

このように重朝は、私的な国人領主間同盟を超越した守護家として、紛争地帯の実情に精通した近隣第三者を動かして和平の具体的条件を提示させ、秩序回復を実現しようとしていたのである。この調停がどのような効果を発揮したのか、具体的な史料はの残されていないが、八代領をめぐる名和・相良両氏の紛争が、菊池氏と相良氏との対立による明応８年（1499）の争乱まで収束していたことは、客観的な事実である。

⑷ 肥後国守護菊池氏の評価

肥後国守護菊池氏は、阿蘇氏・名和氏・相良氏といった国人領主の郡支配の内部に介入する手段こそ有さなかったが、幕府体制の側に身を置きつつ、国人領主制の外側から郡支配に正統性を付与し、さらに応仁大乱後も国人領主どうしの紛争の調停に必要不可欠な公的第三者（公方）として、一国の秩序維持に固有の枠割を果たした。そして、こうした室町期菊池権力の存在は、肥後の戦国動乱の政治過程にも規定性を付与することになる。

３．室町期菊池氏と筑後

⑴ 筑後国守護職の獲得と北部九州の政治情勢

筑後国守護であった時期を含めた菊池氏による南筑後支配を検討した中村知裕の労作を参照しながら、その展開過程を概観してみよう（中村・2000）。

今川了俊のもとで室町幕府体制のもとに入ったにもかかわらず菊池氏は、応永３年（1396）に九州探題として着任した渋川満頼と対立、菊池武朝はすでに征西府・大宰府との関係で内乱期から安楽寺領を中心に領主権益を扶植していた筑後に度々侵入し、満頼と対峙した。さらに、武朝の子兼朝の時期には権益が拡大され、筑後国守護大友氏の勢力を抑えようという幕府の戦略ともあいまって、永享４年（1432）10月には持朝が筑後国守護に補任された（「満済准后日記」）。文安５年（1448）の安楽寺領の安堵関係史料（大宰府天満宮文書）からは、菊池氏の筑後守護代と菊池為邦発給の安堵状を受益者に執達する奉行人の存在も知られる。

しかし、筑後における守護菊池権力の形成は、従来同国の守護であった大友氏と菊池氏との対立を激化させずにおかなかった。将軍足利義政の意思を伝達した次の室町幕府御教書は、その様相を生々しく示す。

筑後国被折申之、以半国度々御成敗之処、菊池肥後守不去渡、結句入国之後、両度押寄及合戦之条、違背之上者、一円被成　御判訖、早任先例、致其沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正六年八月十三日　　尾張守　在判

大友豊後守殿（『大友家文書録』）

大友豊後守（親繁）は幕府に筑後守護職回復を訴訟し、大友氏の本主権を否定できない幕府は守護職を折衷して菊池･大友に半国ずつ補任する旨､度々の裁定に及んだが､菊池肥後守（為邦）は守護職を明け渡さず、入国した大友氏と両度の合戦となった。幕府は実力行使に及んだ菊池氏への下知違背の咎として、寛正６年（1465）８月、大友氏に筑後一円守護職を与えたのであった。中村が指摘するように、菊池為邦の実力行使を支えたのは筑後国全域に割拠する親菊池在地勢力や、一四世紀の内乱以来つちかわれてきた荘園領主との関係であった。したがって菊池氏の筑後回復の動きも収まらず、文明九年（1477）には菊池重朝が筑後の支配権回復を幕府に「愁訴」し、大友政親をして「言語道断」と激怒せしめていた。政親自身の見立てによれば､重朝はすでに応仁元年（1467）の大乱当初から西軍方の大内氏と通じていたとされる（「大友家文書録」）。

果たして文明10年、大内政弘が宿敵少弐氏を討つため九州に渡ると、菊池重朝が大内氏への「合力」のために筑後国に出兵（『正任記』10月３日条）、大友政親はこれを幕府に注進し、幕府は12月には重朝・大内政弘らに大友政親が「当知行」する筑後国での実力行使を即刻停止するよう命じていた（大友家文書録）。

こうして、戦国動乱前夜の筑後国には、

①守護の大友氏

②大友氏に対して守護職を競望する菊池氏

③大友氏との対抗する上で菊池氏と同盟（合力）関係を結び勢力を拡大してくる大内氏

という、三者の勢力がぶつかり合う状況が生まれた。この状況は16世紀中葉までの肥後及び九州の政治史を強く規定することになるのである。

⑵　菊池氏による筑後国人の編成実態

菊池氏による筑後国人の編成実態を示す史料群に「五條家文書」（史料纂集古文書編）がある。かつて懐良親王に従って九州に下向した五條氏は、豊後･筑後･肥後の三国境目に位置する要地である上妻郡矢部（現八女市）に土着し、室町期に菊池氏から受給した多くの所領宛行状などの文書を伝えている。

五條氏に最初に所領を宛行ったことが明らかなのは菊池武朝（応永14年＝1407没）で、「生葉百町分」と「今半分百町」の合計二百町を給与し（72号）、この所領は後に16世紀初期の菊池家老城重岑によって「生葉郡之内百町、橘田三十三町、やかたの村十三町、古河三十町、重朝様御代無相違被仰出地ニ候」として、つまり菊池重朝（明応２年＝1493没）からの安堵事実を根拠に、五條氏に重代安堵されている（92号）。また15世紀末頃に五條氏は菊池氏に所領宛行の「愁訴」（85・87号）を行い、結果的に「上筑後三原郡内」135町の知行分を得ていた（90・91号）。その他にも上妻郡内や三井郡のうちでも所領安堵されていた（61・93号）。

さらに注目されるのは､肥後国内における所領の存在である。すでに寛正７年（1466）と応仁２年（1468）に菊池為邦は山鹿郡泉荘内等の所領を五條氏に宛行っていた（62・64号）。16世紀初頭のものと推察される菊池家老赤星重規等10名連署の五條氏知行分目録（98号）によれば、山鹿、山本、託摩、飽田の各郡、すなわち肥後国内の菊池氏直接支配領域内に、合計百六十町もの所領を保障されているのである。

このように菊池氏は五條氏に対して、筑後守護職を獲得する以前から筑後国内に所領を宛行って安堵を重ね、なお肥後国内にも所領を保障し続けていたわけだが、もちろんそれは五條氏の軍事動員とセットであった。菊池為邦（長享２年＝1488没）が五條氏に大友方勢力と推察される「武清」（不詳）の軍事行動に備え

るよう自筆で伝えた書状（年未詳、65号）は、次のように述べている。

武清が出兵するとの情報が方々から入っている。五條氏のいる矢部などの国境の山中の防衛態勢を整えるよう、隈部式部丞に申し付けた。そのため一昨日、肥後国守護代の城兵部大夫を山鹿に派遣し、一族の肥前守（菊池為安）を出陣させた。その他の軍勢も敵の出現に備えている。もし矢部に敵が向かえば即時に「合力」する態勢だ。なお一層の「忠節」に励むなら、その志は決して忘却しない。

大友勢力の筑後での軍事行動に際して、為邦は五條氏への「合力」を約しながら、境目防衛への「忠節」を要求していた。知行分に即した具体的な軍役数を規定する権力段階には達していないものの、肥後国内での領主的権益の保障は五條氏を権力的につなぎ止めて動員するための有効な手段であったに違いない。なお、後の天文３年（1534）に大内義隆と結んだ菊池義武が筑後に出兵したとき、三池、溝口、河崎、蒲池、西牟田といった筑後国人衆が味方している（「相良家文書」308号）。これは、ひとり五條氏のみならず、南筑後の国人衆の多くが菊池氏からの所領給与・安堵と動員の関係に編成されていたことを暗示する事実である。

⑶　室町期菊池氏の支配領域構造

以上の分析をもとに室町期菊池氏の支配領域を見渡せば、

①隈府を中核にして南は肥後国北西部から北は筑後国南部にまで広がる直接支配領域と、

②一貫して保持した守護職を根拠とした肥後国阿蘇郡と南郡の国人衆への調停権行使領域

という、複合的な構成を見て取ることができる。従来の研究では、菊池氏の直接支配領域が肥後北西部に偏っていることをもって、もっぱら肥後国支配の脆弱性が強調されてきたが、それは〝肥後一国史観〟に基づくものだといわざるを得ない。隈府を中心に肥後・筑後二国にまたがった個性ある領域権力として捉えるべきなのであり、それは大宰府官から出発して征西府大宰府を拠点に14世紀の内乱を戦い抜き室町幕府体制のもとに確固たる地位を得た菊池氏の歴史そのものを反映した権力の態様であった。

４．室町末・戦国期の菊池氏

⑴　菊池氏の隈府没落

肥後における戦国時代の幕は、菊池氏権力の混乱とともに切って落とされる。明応２年（1493）に菊池重朝が死去し、年少の菊池能運がその跡を継承すると、菊池郡の重臣たちを含む家臣団の分裂が始まる。文亀元年（1501）７月７日付の城重岑の阿蘇山万福院宛寄進状（『新撰事績通考』所収）によれば、同年５月13日、分裂した家臣団のうちの一派に擁護された能運は、守護所隈府から玉名郡石貫に出奔、家臣団を二分した紛争となって、能運は島原へと逃れた。幼少の能運のもとで、家臣団内部に政治的対立が生じ暴発したのが、この事件の本質である。

守護菊池氏の権力構造の中枢にあったのは直接支配領域の家臣団の一揆的合議体であり、その構造は同時代の相良氏などにも共通するものであった。しかし一揆的組織が安定するためには、やはり主君たる守護を推戴する必要があった。そこで隈府を確保した城重岑らが頼ったのが、菊池能運の大叔父にあたる宇土為光であった。宇土から隈府へと迎えられた為光みずからが五條氏に宛てた貴重な書状が現存している。

当家之事、老若一味同心ニ申候之条、今月朔著府候、任代々義、益御忠節可為感悦候、恐々謹言、

六月十三日　　為光（花押）

五條殿（「五條家文書」76号）

「当家」すなわち菊池家の家臣団一同（「老若」）が「一味同心」して招聘したので、自分は６月１日に隈府に入った。守護菊池氏と五條氏との代々の関係にならい、今後とも忠節を尽くして欲しい、と。城重岑ら家臣団がとった「一味同心」とは、起請文の作成と「一味神水」の儀式によって成り立つ一揆的な意思統一・結合のことをいう。戦国期菊池氏の歴史は、そうした家臣団の協調と分裂に規定されていた。

だが為光を推戴した菊池氏の体制は長続きせず、文亀３年（1503）になると、亡命中の菊池能運は相良氏・天草一揆、阿蘇氏らの協力を得て隈府を回復し、家臣団は為光を見限って筑後に隔離、為光父子は能運によって殺害された（「相良家文書」319号）。しかし、その能運も永正元年（1504）に急死し、玉名郡石貫を本拠とする菊池一族の肥前家から政隆を守護に迎えたが、またも家臣団は分裂、反政隆派の家臣団は阿蘇氏から阿蘇惟長を迎えて両派は鋭く対立し、結果的に永正４年（1507）に阿蘇惟長が菊池武経となって隈府に入った。しかし武経は家臣団と対立して永正８年には阿蘇に帰ってしまい、その跡は菊池一族の武包が継承したとみられる。ところが、大友義鑑の弟菊法師丸（義武）が元服した永正17年（1520）、菊池氏家臣団は武包擁立派と義武擁立派とに分裂し、義武は彼を支持する飽田・託摩郡の鹿子木氏・田島氏らによって隈府ではなく隈本に迎えられ、菊池氏と肥後国守護職を継承したのであった（稲葉・2007）。

⑵ 菊池義武と肥後戦国史

義武が飽託地域の菊池家臣系国人衆に推戴されて隈本に入ったことは、肥後戦国史の画期となった。義武は、大友義鑑の手先となったわけではなく、肥後での自立を志向し、ついに天文２年（1533）11月には大友氏と対立する大内氏や南筑後国人衆と連携して筑後に出兵、翌年閏正月には八代の相良氏の支持を得る（「相良家文書」310号）。相良氏は大友氏と結ぶ阿蘇氏（阿蘇・益城郡）そして名和氏（宇土郡）との対抗上、隈本の義武らと結んで八代・益城・宇土三郡境の豊福領を確保し、隈本への進出を窺いつつ、両氏と対峙することになった。しかし大友氏に攻められた義武は隈本の鹿子木氏・田島氏のもとを離れ、次いで同４年12月には相良氏の八代城下へと移り、「屋形様」と呼ばれ、天文７年８月には義武の子息則治（則朝・則直）が八代で元服している（『八代日記』）。ここに隈府を核に肥後中部以北を支配する大友方国人衆と、菊池義武父子を奉じて八代・葦北・球磨の三郡を支配しつつ隈本に進出しようとする相良氏とが対峙するという、戦国期肥後国の政治状況の基本枠組みが形成されたのである。

注目すべきは、義武を擁する相良氏が天文５年から同７年にかけて豊後に使者を派遣し、大友義鑑・義武の和睦を目指して交渉を行っていたことである（「相良家文書」338号等）。相良氏（特に家臣団八代衆）の狙いは、肥後国南北の対立を緩和しつつ、みずから推戴する義武を中世国衙の所在地である隈本に復帰させ、自身の政治的地位を一気に向上させることにあったとみられる（松原勝也・2005）。肥後南部に確固たる基盤を築いていた相良氏が大友氏と渡り合いながら肥後一国に及ぶ大きな政治状況を創出していく上で、旧守護菊池氏の存在は格別な意味を持つものであった。

しかしこの和睦は結局成立せず、義武は天文19年（1550）の豊後府内での大友義鑑殺害事件に乗じて隈本に一時復帰して阿蘇氏らを攻撃するが、大友義鎮に反撃されて没落、相良領内で剃髪し、天文23年（1554）11月、ついに相良氏から大友氏に引き渡され、豊後国内で殺害された（『八代日記』）。

だが、これが菊池氏の滅亡ではなかった。義武の子息菊池則直は義武死後も相良氏のもとに居り続けた（「相良家文書」502号）。そして永禄11年（1568）には大内氏を滅ぼして九州に出兵する毛利氏（小早川隆景）と則直との間に次のようなやり取りがなされている（幸谷文書）。

（前略）如貴意、此国（豊前）令渡海、在々所々得大利候、此節肥筑可被任御存分之由、尤以珍重候、其御国之衆中、急度一行被顕其色之様、御調専一候、（中略）

九月晦日　　隆景（花押）

菊池殿　人々御中　貴報

豊前で大友氏と対決する毛利氏にとって、菊池則直の存在には、肥後・筑後の勢力を反大友にまとめる手段としていまだ利用価値が期待できたのである。それは則直を抱える相良氏にとっても同様であっただろう。菊池氏の存在を前提とした、かかる肥後戦国政治史の枠組みは、天正７年（1579）以降に本格化した島津氏の肥後侵攻によって完全に無意味化されるまで存続したものと考えられるのである。

⑶　室町・戦国期菊池氏の歴史的位置

以上、室町期菊池氏の肥後・筑後にまたがる権力の特質、守護職を保持する肥後国のうち阿蘇郡・南部への権力行使のあり方、そして戦国動乱のもとでの菊池氏・一揆的家臣団の動向、さらに隈本から相良氏のもとへと移った菊池義武父子の存在意味について論じた。当該期の菊池氏を〝戦国大名になれなかった守護大名〟として片づけ、その衰退を嘆くのみでは、15・16世紀の九州地域史に内在する多くの重要な問題や可能性を見失うことになってしまう。この点を再度強調しておきたい。

ただし本稿では、①室町期菊池氏の朝鮮との通交、②「菊池万句」に象徴される室町期菊池氏の学芸、③守護所隈府の中世都市としての発展の様相については、まったく検討できなかった。これらは参考文献をご覧いただきたいが、①については、15世紀の菊池氏名義の朝鮮通交を真使と理解する説（青木・1993）に対して、これを東アジア外交秩序の変動の渦中で対馬が創出した偽使だとする説（橋本・2002）が提示されている。また③については青木勝士論文（青木・1996）、さらに近年の阿南亨論文（阿南・2014）があり、実像の解明が期待される。

おわりに

最後に、本稿にて検討して得られた中世菊池氏の評価について、３点にまとめておこう。

⑴　菊池氏は、地付きの開発領主（大宰府官）武士団から出発し、11世紀から16世紀初期まで一貫して一国内武士団のトップの座を維持した稀有な存在である。さらに、菊池を退いた後も相良氏のもとにあって肥後や北部九州の諸領主の行動に正統性を付与するなど、その存在はいわば唯一無二の菊池ブランドとして、中世の肥後及び九州の政治史の中心にあり続けた。

⑵　東国から下向した勢力以外でその国の守護となった者は、九州では菊池氏をおいてほかにない。平安末、鎌倉、南北朝、室町、すなわち中世のそれぞれの時期で、武士団の教科書的存在であった。

⑶　肥後ひいては九州の中世史を体現する存在である菊池氏の本拠は、11世紀から15世紀末まで一貫して菊池にあった。菊池市が菊池氏関連の史跡・文化財の価値を明らかにして保全と活用に道をひらくため、それらの調査を進展させることには大きな意義がある。

【主要参考文献】

青木勝士「肥後国菊池氏の対朝交易」（『戦国史研究』26、1993年）
青木勝士「肥後菊池氏の守護町『隈府』の成立」（『熊本史学』72・73、1996年）
阿蘇品保夫『菊池一族』（新人物往来社、1990年）
阿南亨「肥後国菊池における中世城館の再検討」（『史学論叢』44、2014年）
稲葉継陽「室町・戦国期の宇土」（『新宇土市史 通史編第二巻 中世・近世』2007年）
稲葉継陽「室町・戦国期の菊池氏権力」（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年）
稲葉継陽「戦国期相良氏権力の構造的特質」（稲葉継陽・小川弘和編『中世相良氏の展開と地域社会』戎光祥出版、2020年）
小川弘和『中世的九州の研究』（高志書院、2016年）
小川弘和「中世菊池氏の虚と実」（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年 a）
小川弘和「人吉相良氏と葦北郡」（『日本歴史』859、2019年 b）
木村忠夫「大友氏の肥後支配」（『熊本史学』42、1973年）

工藤敬一『荘園公領制の成立と内乱』（思文閣出版、1992年）
鈴木元「『菊池万句』をめぐる幾つかの問題」（国文学研究資料館『調査研究報告』36、2016年）
中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」（『福岡大学大学院論集』32- 1 、2000年）
橋本雄「肥後地域の国際交流と偽使問題」（同著『日本中世の国際関係』吉川弘文館、2005年、初出は2002年）
松原勝也「天文期肥後国情勢と相良・名和・阿蘇三氏盟約」（『九州史学』141、2005年）
萬納恵介「菊池一族の信仰と造像活動について」（菊池市教育委員会・菊池文化研究所『菊池一族解体新章 巻ノ一』2021年）
森　茂暁「南北朝時代の菊池氏」（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年）
山本隆一朗「応永年間の九州情勢と菊池武朝」『菊池一族解体新章』（菊池市教育委員会･菊池文化研究所『菊池一族解体新章 巻ノ二』2021年）

第２節　文献史料調査の課題

本報告書収録の「文献史料にみえる菊池一族」の作成過程、またその前提としての一次史料（文書史料）を中心とした菊池氏関係文献史料の悉皆的調査の過程で、浮かび上がってきた課題を明記しておきたい。

１．一次史料上の城郭関係記事の詳細検討

菊池氏の拠点だとされる史跡については、近代の南朝勤王史観による菊池氏顕彰運動の過程で、さまざまな城跡等が注目されてきたが、近年には文献史料の研究がすすみ、概ね以下のような所見が明確化している。

⑴　小代光信軍忠状（詫磨文書）の建武３年（1336）正月の記述

菊池武敏が籠城していた「太手」を有する「**菊池山城**」の存在が記される。

⑵　正平５年（1350）恵良惟澄軍忠状、同申状追書写（ともに阿蘇文書）

武家方勢力が立て籠った「**菊池陣城**」「**菊池本城**」、それに「**外城**」があらわれる。

⑶　康暦元年（1379）今川了俊書状（阿蘇家文書）

「菊池事ハ**陣の城、くま目の城、木野城**なと」とある。

⑷　永徳元年（1381）深堀時久軍忠状・深堀時清軍忠状（深堀文書）

「**菊池陣城**」とともに「**熊部城**」とみえる。

⑸　永徳元年（1381）深堀時弘軍忠状尾（深堀文書）

「**菊池館城**」とともに「**隈部城**」がみえる。

⑹　至徳元年（1384）の安富了心軍忠状（深江文書）

「同六月廿二日菊池次郎武朝**要害熊耳城**没落」とある。

このように14世紀内乱期の菊池には、次の2つの城館が併存していたことがわかる。

a　菊池本城、菊池陣城、陣の城、菊池館城と呼ばれた居館

b　菊池山城、隈府城、熊部城、要害熊耳城と呼ばれた山城（詰の城）

このうちａは、江戸中期の地誌の記述以来、隈府の南東で菊池川に面した大字北宮の字「菊之城」に比定されてきた。そしてｂは、隈府の町を北東から見下ろす「城山」の遺構に比定される。

今後、二つの城館跡の発掘や実測調査にのぞむに際して、これらの文献史料及び関連史料の分析を深化させて、14世紀内乱の個別具体的戦況におけるこれら城館の機能と役割を究明して、それに応じた規模や防御施設のあり方などを想定する作業が必要とされよう。

２．文献一次史料群の詳細分析

本報告書には、平安・鎌倉期、それに14世紀内乱以降の菊池氏関係文献一次史料（大半が文書史料）、合せて559点の一覧表を収録している。しかし、「文献史料にみえる菊池一族」にて検討できたのは、菊池氏通史の枠組みにとどまり、北宮館や隈府城山、さらに守護所隈府の歴史的役割を明確にするには、以下の点について分析を深化させる必要がある。

⑴　平安・鎌倉期における菊池氏の具体的活動範囲と族的結合及び在地領主間の共同関係の展開

⑵　14世紀内乱期の宮方守護としての権限行使の全体像

⑶　室町期肥後国守護としての権限行使の全体像

⑷　室町期筑後国守護としての権限行使の全体像

３．室町期守護菊池氏の公権行使と連動した隈府の機能の分析と守護所としての評価

隈府が肥後国守護所としてプランニングされて発展したとするなら、そこには守護菊池氏の政治権限行使に対応するため、多くの使者等が訪問し、また他国からも使節の来訪が絶えなかったに違いない。たとえば、15世紀中葉の発給にかかる相良長続の葦北衆園田主計尉宛書状には、葦北郡の相良氏への安堵をめぐる菊池氏との交渉について、次のように記されている（「相良家文書」198号）。

又くまへ（隈部＝隈府）ニ光東寺坊主使者進□て候、昨日罷帰られ候、殊外屋形・隈部方、其余達行達ねんころニ申候、これに就、芦北の事、肥州（菊池為邦）より　八幡ニかけ候てせいこん（誓言）状をあつかり候、

葦北郡の当知行安堵を求める相良長続は、隈府に使僧を派遣して交渉し、守護の菊池為邦と重臣隈部氏やその他の菊池重臣たちと会釈・交渉して、為邦本人から葦北郡安堵を確約する八幡神＝北宮阿蘇神社にかけた起請文を引き出すことに成功している。

このように、守護菊池氏の公的権限の行使の前提として、受益者の隈府来訪による事前交渉が行われていた。受益者集団の逗留、振舞、交渉などを随時、しかも多くの受益者らを対象に実施できる空間と施設・設備の提供が、守護所隈府の機能であった。こうした面を文献史料からより具体化し、隈府の館跡や都市景観遺構の価値づけに活かしてゆかねばならない。

第４表　平安・鎌倉期の菊池氏関係史料

No.	和暦	西暦	月日	史料名	内容	出典	刊本
1	長暦4年	1040	4月13日・同21日	長暦四年四月十三日・同廿一日条	1040年、藤原（菊池）則隆の子息正隆が租税の運上使として肥後から上洛、肥後の前国司を殺害。二人は大宰権帥藤原隆家の従者である有力府官にして肥後国衙の在庁官人。	春記	増補史料大成
2	治承5年	1181	2月29日	治承五年二月廿九日条	鎮西において菊池九郎隆直等が平家に背き武士団を率いて挙兵した。	吾妻鏡	國史大系
3	養和元	1181	12月	肥後国鹿子木庄雑掌成安解	差出：雑掌成安　宛所：勝功徳院政所 菊池高□（直ヵ）の非法を訴えたもの。	僧綱申文裏文書	平安遺文　古文書編　第十巻　5075号
4	寿永元年	1182	4月11日	寿永元年四月十一日条	肥後国菊池隆直が常時の難を逃れるために帰伏する。	吾妻鏡	國史大系
5	文治元年	1185	12月6日	文治元年十二月六日条	菊池隆直ほか謀反を起こした4名の所領を没収する。	吾妻鏡	國史大系
6	文治元年	1185	12月6日	源頼朝言上状	差出：源頼朝　宛所：右中弁（藤原光長） 平家追討などについて述べた書状。（菊池）隆直の所領は没官領とする。	玉葉　文治元年12月27日条	鎌倉遺文　古文書編　第一巻　26号
7	建永元年	1206	8月	行西(長浦遠貞）譲状	差出：沙弥行西 肥後国鹿子木庄内の私領を左衛門尉に譲る旨を記した書状。その内長浦村の田地16町は菊池永富に寄進されている。	詫摩文書	鎌倉遺文　古文書編第三巻　1634号
8	承元2年	1208	3月9日	公文所下文	差出：公文政所　宛所：筒嶽覚俊上人所 （肥後菊池郡）石貫山内大平野に寺院を建立すべし旨を記した下文。	肥後廣福寺文書	鎌倉遺文　古文書編第三巻　1720号
9	建長2年	1249	3月	閑院内裏造営雑事目録	閑院造営の雑事として菊池入道（隆直ヵ）跡より、築地4本を負担することなどを記したもの。	吾妻鏡　建長二年三月一日条	鎌倉遺文　古文書編第十巻　7179号
10	建長5年	1252	8月27日	関東下知状案	差出：相模守（北条時頼）平朝臣・陸奥守（北条重時）平朝臣 肥後国鹿子木庄での沙弥幸阿と長浦太郎秀元の相論について述べたもの。鹿子木東庄の行西私領59町余の内、長浦村田地16町は菊池永富に寄進されたという記述あり。	詫摩文書	鎌倉遺文　古文書編第十巻　7610号 新熊本市史　詫摩文書 4号
11	文永4年	1267	11月23日	関東御教書	差出：：相模守（北条時宗）・左京権大夫（北条政村）宛所：菊池次郎母 亡父能秀の書置状の事について訴状を遣わし弁じ申すべき旨を記した御教書。	詫摩文書	鎌倉遺文　古文書編第十三巻　9806号
12	（文永10年）	1273	後5月29日	菊池武房書状	差出：菊池武房　宛所：平岡左衛門（実俊）殿 北条政村死去に際し、鎌倉に向かおうとしたが、鎮西の地頭と御家人は来てはならないと御教書があるので、代人井田泰経を向かわせる。	蓬左文庫所蔵文書	鎌倉遺文　古文書編第十五巻　11332号 熊本県史料中世編　第五　蓬左文庫所蔵文書　1号
13	（建治2年）	1276	壬3月2日	菊池道空請文	差出：沙弥導空 仰し下された物具員数などを注進しおえたことを記したもの。	石清水文書	鎌倉遺文　古文書編第十六巻　12291号
14	弘安年間	1281	―	蒙古襲来絵巻	蒙古襲来の際に菊池武房が出兵している様子が見られる。	蒙古襲来絵巻	―
15	弘安4年	1282	6月	相良頼俊公の条	相良頼俊、守護職菊池次郎武房に従って元寇を防ぐ。	求麻外史	求麻外史
16	弘安4年	1282	7月	相良頼俊公の条	相良頼俊、元寇の生き残り3万人を菊地武房らに従って襲撃し、博多津にて斬る。	求麻外史	求麻外史
17	嘉元2年	1303	5月26日	関東下知状	差出：相模守（北条師時）平朝臣・左京権大夫（北条時村）平朝臣 早く菊池九郎次郎高貫所領などを沙汰するよう命じたもの。	二階堂文書	鎌倉遺文　古文書編第十六巻　21838号

18	嘉元2年	1303	5月27日	関東下文案	差出：相模守（北条師時）平朝臣・左京権大夫（北条時村）平朝臣 早く菊池九郎次郎高貫所領などを沙汰するよう命じたもの。	二階堂文書	鎌倉遺文　古文書編第十六巻　21839号
19	正和元年	1312	12月21日	早岐正心（清基）譲状案	差出：正心（早岐清基） 肥後国小山村の地頭職などを菊池九郎隆信へと譲り渡す旨を記したもの。	詫摩文書	鎌倉遺文　古文書編第三十二巻　24748号 新熊本市史　詫摩文書 44号
20	文保元年	1317	12月22日	将軍（守邦王）家政所下文	差出：将軍家政所 菊池庄領家職替えのため、所領をあてがう旨を記したもの。	藤野文書	鎌倉遺文　古文書編第三十四巻　26475号
21	文保元年	1317	12月23日	関東下知状寫	差出：相模守（北条高時）平朝臣・武蔵守（金澤貞顕）平朝臣 菊池三郎次郎入道の跡地を早く沙汰すべき旨を記したもの。〃	福岡市立歴史資料館蔵青柳資料	鎌倉遺文　古文書編第三十四巻　26477号
22	元亨元年	1321	3月3日	肥後阿蘇社進納物注文	肥後阿蘇大明神神宮に進納する物々を記したもの。菊池からは初米を進納。	肥後阿蘇家文書	鎌倉遺文　古文書編第三十六巻　27747号
23	元亨四年	1324	12月16日	鎮西下知状	差出：修理亮（北条英時）平朝臣他 薩摩国石上村をめぐる永利如性と山田八郎次郎道政の相論について記したもの。先年石上村が収公され、菊池三郎に拝領されたとの記述あり。	入来永利文書	鎌倉遺文　古文書編第三十七巻　28910号
24	嘉暦三年	1328	3月9日	鎮西御教書	差出：修理亮（北条英時）　宛所：菊池次郎入道（菊池武時）殿 安富左近将監貞泰が申している肥後国大野別符岩崎村内田屋敷の事についての御教書。	深江文書	鎌倉遺文　古文書編第三十九巻　30177号
25	嘉暦三年	1328	3月9日	鎮西御教書	差出：修理亮（北条英時）　宛所：上総掃部助（北条高政）殿 安富左近将監貞泰が申している肥後国大野別符岩崎村内田屋敷の事についての御教書。菊池次郎入道と共に使者を送るよう命じている。	深江文書	鎌倉遺文　古文書編第三十九巻　30178号
26	元弘三年	1331	3月22日	石造五輪塔銘	（菊池）□（次ヵ）郎三郎入道の記述あり。	肥後菊池市東福寺所在	鎌倉遺文　古文書編第四十一巻　32064号
27	元弘元年	1331	―	―	元弘の乱の際の菊池武時の討死について。	博多日記	続史籍集覧
28	正慶元年	1332	正月11日	豊後由原宮年中行事次第	由原宮の年中行事を記したもの。光一松名は、菊池三郎二郎房高に拝領されたとの記述あり。	柞原八幡宮文書	鎌倉遺文　古文書編第四十一巻　31660号
29	（元弘三年）	1333	正月24日	菊池武重假名寄進状	差出：（菊池）武重　宛所：大智御前御房 てんたいまつ50ちやうを寄進すること。	廣福寺文書	熊本県史料中世編　第一　上　廣福寺文書 6号
30	元弘三年	1333	3月	相良長氏公の条	肥後守菊池武時が兵を起こして探題・北条英時を博多で討つ。	求麻外史	求麻外史

第５表　14 世紀内乱期以降の菊池氏関係文書

番号	文書群名	文書名	年月日(和暦)	年月日(西暦)	発給者	受給者	内容・キーワード	書止文言	出典(刊本)	備考
1	廣福寺文書	菊池武重寄進状	(元弘4年)正月24日	133401024	(菊池)武重(花押)	(大智御前御房)	てんたいまつ50ちやうを寄進。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書6号	袖書に「当国国司菊池次郎武重」の寄進の旨、元弘4年正月25日到来の旨あり。
2	阿蘇家文書	菊池武吉寄進料田坪付写	建武2年4月3日	133504003	藤原(菊池)武吉	(阿蘇御嶽大明神御宝殿)	寄進した肥後国大野別府内中村田地12町の坪付。	右、坪付如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十八399-401頁	紙の継目に花押あり
3	阿蘇家文書	菊池武吉寄進状写	建武2年4月3日	133504003	藤原(菊池)武吉裏ニ花押	(阿蘇御嶽大明神御宝殿)	肥後国大野別府内中村田地12町を寄進。	寄進状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十八399頁	
4	廣福寺文書	菊池武重四方指	延元3年3月27日	133803027	ふちわらの(菊池)武重(花押)		寄進する土地の四至の境を明記。	よて四しゝさかいのしやう、くたんのことし	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書13号	
5	廣福寺文書	菊池武重寄進状	延元3年3月27日	133803027	ふちはらの(菊池)武重(花押)		肥後国菊池郡に鳳儀山聖護寺の敷地を寄進。	きしんしやうくたんのことし	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書12号	
6	菊池神社文書	菊池武重起請文	延元3年7月25日	133807025	ふちはらの武重	松尾、惣坊主衆中	寄合衆の内談のことなど、三ヶ条(血判あり)。	つしんてはちはん大ほさつのミやうせうをあほきたてまつる	熊本県史料中世編第一 菊池神社文書1号	
7	肥後古記集覧	木野武茂起請文写	延元3年8月7日	133808007	藤原朝臣(菊池)武茂(花押影)	進上　輪足山東福寺栄吉御防	弓箭の家に生まれた者としての振る舞いのあり様を三ヶ条に渡り誓約。	可蒙日本国中諸神御罰候	南北朝遺文九州編6999号	本文書は検討を要す。
8	廣福寺文書	木野武茂起請文	延元3年8月15日	133808015	藤原朝臣(菊池)武茂(花押)		弓箭の家に生まれた者としての振る舞いのあり様を八ヶ条に渡り誓約。	所願成就	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書15号	
9	廣福寺文書	菊池武重書状	(延元３年ヵ）11月19日	133811019	(菊池)武重(花押)	(御房)	敵が慌てて撤退したこと、ひやうと山に参ったこと。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書14号	
10	廣福寺文書	菊池武敏起請文	延元4年6月2日	133906002	(菊池)武敏(花押)		永平の正宗を護持することを誓約。	諸天加護	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書19号	
11	廣福寺文書	木野武直起請文	興国3年3月17日	134203017	藤原(木野)武直(花押)		外行五常天道之正理のことなど、仏法の教えを守ることを誓約。	仍発願誓文、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書21号	
12	廣福寺文書	藤原武貞・時基・武世・惟武・武澄・源長弘連署起請文	興国3年5月3日	134205003	藤原武貞(花押)・藤原時基(花押)・藤原武世(花押)・藤原惟武(花押)・藤原武澄(花押)・源長弘(花押)		外行五常天道之正理のことなど、仏法の教えを守ることを誓約。	直可罷蒙三世常住十方三宝天龍護法善神御罰候	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書22号	
13	肥後古記集覧	菊池一族連署起請文写	興国3年6月日	134206099	嶋崎左馬助武経(花押影)・菊池七郎惟武(花押影)・同肥前守武澄(花押影)・同九郎武敏(花押影)・鬼肥前守武照(花押影)・詫摩別当武安(花押影)・鬼肥前太郎貞雄(花押影)・肥後守護代部武国(花押影)・肥後次郎武信(花押影)・片保多三郎武明(花押影)・木野但馬守武貞(花押影)・同次郎武直(花押影)・菊池又太郎武世(花押影)・同伊豆守武本(花押影)・同弥次郎時基(花押影)	進上　東福寺法印御房侍者中	仏法を守ること、菊池武重の跡を菊池武士が継承するにあたり、文武二道を守ることなど、五ヶ条を誓約・発願。	依而発願之起請文、如件	南北朝遺文九州編1804号	
14	廣福寺文書	菊池乙阿迦丸起請文	興国3年8月7日	134208007	乙阿迦丸(花押)		菊池武士の後継者となるにあたり、三ヶ条を誓約。	永可失弓箭冥加候	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書24号	
15	廣福寺文書	菊池武士起請文	興国3年8月10日	134208010	藤原武士(花押)※血判ヵ		政道のことは対馬殿等の合意を得て進めることなど、三ヶ条を誓約。	八幡大菩薩の御はつをまかりかふるへく候	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書25号	
16	肥後古記集覧	菊池武士起請文写	興国3年8月10日	134208010	藤原朝臣(菊池)武士(花押影)	寄合衆・嶋崎勘解由殿・林原与三殿・須屋刑部殿・城野(木野)対馬殿	政道は衆人の儀がまちまちでも、正直人をもととすること。自分が勝っても、内談衆の一統がなければ、我が儀は捨てること。対馬殿の申し付けでも、人々の一統が無ければ用いないこと。青木殿・片保多殿が寄り合いに参加される時は、この人数(寄合衆)に加えること。	若此条偽申候者、可罷蒙　八幡大神宮御罰候、已上、	南北朝遺文九州編1389号	
17	廣福寺文書	菊池武士書状	興国5年正月11日	134401011	藤原(菊池)武士(花押)	鳳儀山侍者御中	武士天性愚昧につき、御命に背いたならば、武重の遺言の通り、譲与された所領を残らず兄弟中の器用の仁に継がせると誓約。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書26号	

18	詫摩文書	菊池武宗和与状案	康永3年8月25日	134408025	(菊池)越前守武宗在判		肥後国六箇庄小山村の屋敷6ヶ所并陣の前の原より南屋敷・同田地4丁5反事、右の田地と屋敷は、和与により地頭職3分1を早岐六郎九郎殿に渡す。	仍為後和与状、如件	熊本県史料中世篇第五 詫摩文書117号	
19	廣福寺文書	菊池貞雄宛行状	貞和2年3月6日	134603006	(菊池)貞雄(花押)	持経房所	玉名庄西郷内田中毘沙門堂免田3段を持経房所に宛行。	早可被致丁寧之状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書28号	
20	阿蘇家文書	菊池武光自筆書状写	(正平元年ヵ)7月5日	134607005	(菊池)武光花押	忽ら殿(恵良惟澄)	少弐頼尚が近隣まで下向していること。阿蘇社領の郡浦の件で、五條頼元と相談していることなど。	恐々謹言	大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第九 229-230頁	年次比定は南北朝遺文九州編による。
21	古記集覧所収菊池古文書	菊池武政家中掟条々写	正平3年2月	134802099	肥後守(菊池)武政(花押影)	一家中并扶持人	家中に申し出す七ヶ条のこと。大小身によらず、侍ども覚悟すべき条々。	仍而如件	南北朝遺文九州編2450号	本文書は検討を要す。
22	詫摩文書	足利直義袖判下文案	貞和4年9月17日	134809017	(足利直義花押)	(菊池越前権守武宗)	肥後国六箇庄内小山の地頭職を宛行。	如口可領掌之状、如件	熊本県史料中世篇第五 詫摩文書100号	
23	詫摩文書	足利尊氏袖判下文案	貞和4年12月7日	134812007	御判(足利尊氏)	(菊池越前々司武宗〈本名隆元〉)	肥後国千田庄重富名南加治尾等内田畠在家地頭職〈養父武政跡〉半分の事、味方に参れば宛行。	可致沙汰之状、如件	新熊本県史料中世篇第五 詫摩文書227号	
24	肥後三池文書	三池頼親軍忠状	正平6年10月18日	135110018	藤原(三池)頼親	進上 御奉行所	正平6年9月29日肥後国肥猪原・同10月1日関城合戦等の軍忠を報告。	粗言上如件	南北朝遺文九州編3218号	奥書に「承了、(菊池武光花押)」とあり。
25	大友家文書録	菊池武光書状写	(正平6年)10月29日	135110029	肥後守(菊池)武光在判	謹上 田原六郎蔵人(貞広)殿御返事	いまだ申し通じていないが、以後は承りたい。その境のこと、利を得るように計らって欲しい。一色殿ことは、別の沙汰はない。注進して、御許容あるべしとの御意である。	恐々謹言	大分県史料三一～三四 大友家文書録104号	
26	廣福寺文書	菊池貞雄譲状	文和元年正月11日	135201011	(菊池)貞雄(花押)	比丘尼浄祐房所	肥後国玉名西郷石貫内山内阿弥陀堂免田地1町等を、比丘尼浄祐房に譲与。	仍為後日、譲状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書30号	
27	押領司文書	懐良親王袖判菊池武光軍勢催促状	正平7年3月20日	135203020	藤原(菊池武光)花押	和泉右衛門兵衛尉殿	一色道猷父子退治につき、親王の宣命により発向。馳せ参じて忠節せよ。	仍執達如件	宮崎県史史料編中世一 押領司文書4号	本文書は検討を要す。
28	深江文書	安富泰重軍忠状	正平8年2月日	135302099	(安富民部允泰重)		今月2日筑前国針摺原合戦での軍忠を報告。	恐々言上如件	南北朝遺文九州編3520号 大宰府・太宰府天満宮史料巻一一430頁	奥書に「承了、(菊池武光花押)」あり。
29	九州大学文学部所蔵草野文書	草野永行軍忠状	正平8年7月日	135307099	(草野孫次郎永行)	進上 御奉行所	肥前田手で警固のうえ、7月7日に朝井・仁比山で、9日に菩提寺で軍忠。	恐々言上如件	南北朝遺文九州編3578号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
30	九州大学文学部所蔵草野文書	草野永幸軍忠状	正平8年7月日	135307099	(草野孫次郎永幸)	進上 御奉行所	4月5日に懐良親王が高良山に御成して以来所々で警固、同28日に肥前田手で、7月7日に仁比山・菩提寺で軍忠。	為後証亀鏡、言上如件	南北朝遺文九州編3577号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
31	筑後木屋文書	木屋行実軍忠状	正平8年7月日	135307099	(木屋弾正左衛門尉行実)	進上 御奉行所	肥前国田手で宿直、今月7日に仁比山・朝井で凶徒と合戦、9日に菩提寺城で一色五郎以下没落の軍忠を報告。	恐々言上、如件	南北朝遺文九州編3579号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
32	志岐文書	志岐隆弘軍忠状	正平8年10月日	135310099	(志岐兵藤太郎隆弘)	進上 御奉行所	正平7年3月3日の託磨城攻め、今年5月20日筑前浦山要害・同飯盛城攻めの軍忠状。	粗言上如件	熊本県史料中世篇第4 志岐文書14号	奥書に「承了、(菊池武光花押)」あり。
33	廣福寺文書	比丘尼慈春置文	しやうへい8年12月5日	135312005	ひくにししゆん(花押)		菊池武重の命を受け、菊池武士が召し返した状は、沙汰の後に鳳儀山には返すこと、きとりふちいけを返されたならば、その坊主職は、鳳儀山の計らいとすること、天下静謐の後は、菊池殿に案内し、他領に寺を建てること。	よてのちのために、しやうくたんのことし	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書31号	
34	清源寺文書	菊池武尚寄進状	正平9年4月4日	135404004	菊池筑前守武尚(花押)		肥後国玉名西郷大野別符中村内高瀬清源禅寺敷地を寄進。	所奉寄付者也	熊本県史料中世編第一 清源寺文書4号	
35	肥前有馬文書	有間澄明軍忠状	正平9年9月12日	135409012	(有間鬼塚彦七郎澄明)	進上 御奉行所	去月22日高来発向にあたり、23日に湯江村に馳参、24日多比良城攻めの軍忠を報告。	恐惶謹言	南北朝遺文九州編3727号	奥書に「承了、(菊池武澄花押)」あり。
36	肥前木屋文書	木屋行実軍忠状	正平9年11月15日	135411015	(木屋弾正左衛門尉行実)		10月の筑前国千手城合戦・豊前国弓削田御陣警固の軍忠を報告。	為備亀鏡、言上如件	南北朝遺文九州編3748号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
37	九州大学文学部所蔵草野文書	草野永幸軍忠状	正平10年10月日	135510099	(草野孫次郎永幸)		去8月19日肥前国発向の時の小城城合戦、9月1日合戦の軍忠を報告。	恐々言上如件	南北朝遺文九州編3823号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
38	古文書二五 浅草文庫本 有間日向守家来佐山茂太夫	有間澄明軍忠状	正平10年11月18日	135511018	(有間彦七郎澄明)	進上 御奉行所	肥前国国府・小城郡城攻め・日田・玖珠郡・豊後国府・豊前・博多までの供奉・忠節を報告。	為後証、言上如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一一447～448頁	奥書に「承了、(菊池武澄花押)」あり。

39	廣福寺文書	菊池武澄書状	(正平11年)6月9日	135606009	(菊池)肥前守武澄(花押)	進上　古公禅師御寮	石貫寺のことは、方丈に申し、寺とすることについて。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書32号	
40	廣福寺文書	菊池武澄書状	(正平11年)6月20日	135606020	(菊池)肥前守武澄状(花押)	進上　禅古禅師御寮	所労難義となり、今一度上方にて御目にかかりたいと依頼。	恐惶敬白	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書33号	
41	廣福寺文書	菊池武澄願文	正平11年6月29日	135606029	藤原(菊池)武澄(花押)		病気平癒と寿命延長を発願。	仍発願如件、敬白	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書34号	
42	廣福寺文書	菊池武澄書状	(正平11年)11月3日	135611003	(菊池)肥前守武澄(花押)		違例が少し持ち直したこと、音信をありがたく思うこと、近々罷り下った時に、このことを申したいこと、薬を賜わり、そのおかげで回復したことなど。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書35号	
43	筑後木屋文書	征西将軍宮令旨	正平12年7月2日	135707002	勘解由次官(五条頼元)(花押)	菊池肥後守(武光)殿	木屋行実の申す兵粮料所筑前国桑原庄を志摩郡代官が違乱するとのこと、違乱を停止し、沙汰し付けるよう下知せよ。	依仰、執達如件	南北朝遺文九州編3975号	
44	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(正平12年ヵ)7月17日	135707017	肥後守武光(菊池)		菊池武澄他界のことについて。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九232-233頁	
45	藤崎八幡宮文書	菊池武光書状案	正平12年11月17日	135711017	藤原(菊池)武光上(裏書)「御在判」	進上　御奉行所	肥後国藤崎八旛宮造営の事、神官等申状を進上する。この旨を披露いただきたい。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第三 藤崎八幡宮文書12号	
46	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平13年8月13日	135808013	勘解由次官(五条頼元)	菊池肥後守(武光)殿	恵良惟澄の申す兵糧料所肥後国守富庄半分地頭職の事、川尻七郎が代官を渡さないとのこと。早く厳密に沙汰せよ。	依仰、執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第五131頁	
47	藤井耕吉氏旧蔵文書	菊池武光打渡状	正平13年9月17日	135809017	(菊池)武光(花押)	守護代(菊池武貫)	恵良惟澄の申す兵粮料所の守富庄半分地頭職の事、去月13日重ねて御教書によれば、河尻七郎代官が去り渡さないという。窪田越中介とともに沙汰し付けるように。	可被注申之状、如件	新熊本市史史料編第二 古代・中世　藤井耕吉氏旧蔵文書1号	
48	日向大慈寺文書	菊池武光禁制案	正平13年12月2日	135812002	肥後守(菊池武光)在判	(大慈寺)	濫妨狼藉の禁制。	可処罪科之状、如件	南北朝遺文九州編4081号	
49	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平14年2月15日	135902015	勘解由次官(五条頼元)花押	菊池肥後守(武光)殿	恵良惟澄の申す肥後国守富庄地頭職半分の事、たびたび仰せだが、川尻七郎が渡さない。厳密に下地を沙汰せよ。	執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四47頁	
50	筑後木屋文書	木屋行実軍忠状	正平14年5月	135905099	(木屋弾正左衛門尉行実)		去3月20日に大友氏時退治のために豊後発向の時、所々の陣で宿直、3月12日の竹崎城で警固、5月12日の帰国まで供奉の軍忠を報告。	為備亀鏡言上如件	南北朝遺文九州編4112号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
51	九州大学文学部所蔵草野文書	草野永幸軍忠状	正平14年6月日	135906099	(草野孫次郎永幸)		去3月20日大友氏時退治に豊後へ発向、4月13日に高崎城合戦、5月12日に帰国の軍忠を報告。	謹言上如件	南北朝遺文九州編4116号	袖に「加一見了、(菊池武光花押)」とあり。
52	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(正平16年)2月12日	136102012	肥後守(菊池)武光花押	謹上　阿蘇筑後守(惟澄)殿御返事	社領安堵の事、令旨并御教書案文に一見を加えた。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九228頁	
53	阿蘇家文書	菊池武光加冠状写	正平16年2月29日	136102029	肥後守(菊池)武光花押	宇治惟武	宇治惟武への加冠状。		大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九228頁	
54	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年6月12日	136106012	(菊池)武光花押	守護代(菊池武實)	阿蘇大宮司惟澄代の申す肥後国郡浦の事、令旨の旨に任せ、窪田越中孫次郎とともに現地へ下り、沙汰しつけよ。	可被沙汰付下地於社家之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四48頁	
55	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年6月12日	136106012	(菊池)武光花押	守護代(菊池武實)	阿蘇大宮司惟澄代の申す肥後国小河の事、令旨の旨に任せ、窪田越中孫次郎とともに現地へ下り、沙汰しつけよ。	可被沙汰付下地於社家之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四48頁	
56	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年6月12日	136106012	肥後守(菊池武光)	窪田越中孫次郎(早岐武宗)殿	阿蘇大宮司惟澄代の申す肥後国郡浦の事、令旨の旨に任せ、守護代とともに現地へ下り、沙汰しつけよ。	可被沙汰付下地於社家之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四48頁	
57	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年6月12日	136106012	肥後守(菊池武光)	窪田越中孫次郎(早岐武宗)殿	阿蘇大宮司惟澄代の申す肥後国小河の事、令旨の旨に任せ、守護代とともに現地へ下り、沙汰しつけよ。	可被沙汰付下地於社家之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四49頁	
58	正観寺文書	菊池武光書状	「正平16年」7月21日	136107021	肥後守(菊池)武光(花押)	謹上　阿蘇大宮司殿	守富庄の土貢のことは、御教書拝領。河尻より半分を弁じるとのことなので、社家へ直に沙汰するよう伝えたこと。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 正観寺文書2号	

59	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平16年9月5日	136109005	勘解由次官(五條頼元)花押	菊池肥後守(武光)殿	阿蘇大宮司惟澄代の申す肥後国小河・郡浦の事、名和顕興・宇土道光が異儀を申しているというが、厳密に沙汰しつけよ。	執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四49頁	
60	河上神社文書	菊池武光施行状	正平16年9月27日	136109027	肥後守(菊池武光)(花押)	矢俣口(越)前太郎殿	肥前国河上社雑掌の申す佐賀郡平尾村闕所5分3・同郡内田畠6町のこと。令旨の旨に任せ、守護代とともに現地に向かい、国分四郎・高木肥前入道の妨げを止め、社家に沙汰しつけるように。	仍執達如件	熊本県史料中世篇第五河上神社文書1号	
61	河上神社文書	菊池武光施行状	正平16年9月27日	136109027	菊池武光	守護代	肥前国河上社雑掌の申す佐賀郡平尾村闕所5分3・同郡内田畠6町のこと。令旨の旨に任せ、矢俣越前太郎とともに現地に向かい、国分四郎・高木肥前入道の妨げを止め、社家に沙汰しつけるように。	可被沙汰付下地於口家之状、如件	熊本県史料中世編第五河上神社文書2号	
62	深堀文書	深堀時勝軍忠状	正平16年9月日	136109099	(深堀五郎左衛門尉時勝)		7月17日の肥前国鳥山で宿直・8月6日の飯盛細峰城合戦・同7日の青柳御陣で大友・少弐勢と合戦他の軍忠を報告。	為備将来亀鏡、粗言口如件	南北朝遺文九州編4303号	奥書に「承了、(菊池武澄花押)」あり。
63	阿蘇家文書	菊池武光注進状写	正平16年10月14日	136110014	肥後守藤原(菊池)武光上(裏ニ花押)	御奉行所	阿蘇惟澄代が申す肥後国郡浦と小河の事、令旨に任せて守護代(菊池)武貴と窪田武宗を派遣したが、宇土道光と名和顕興が城郭を構えて異儀を申しており、打ち渡せない。このことを記した請文を提出するので、披露いただきたい。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四49-50頁	
64	山城八幡善法寺文書	少弐頼澄施行状案	正平16年10月22日	136110022	(少弐)頼澄在判	守護代(菊池武尚)	八幡宇佐弥勒寺領豊前国畠原下崎庄・大野井庄・菊丸保等之事、仰せ下された旨に任せ、沙汰せよ。	厳密可致其沙汰之状、如件	南北朝遺文九州編4312号	
65	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平16年10月23日	136110023	勘解由次官(五条頼元)花押	菊池肥後守(武光)殿	阿蘇惟澄が申す肥後国郡浦と小河の事、宇土道光と名和顕興が城郭を構え、打ち渡せないとのことだが、重ねて守護代を派遣し、城郭を破却し、沙汰しつけよとのこと。	執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四50頁	
66	河上神社文書	征西将軍宮令旨	正平16年10月28日	136110028	右中将(花押)	菊池菊童殿	肥前国河上社領山田庄内守山郷地頭職が押妨されている件につき、その妨げを退け、報告するように。	依仰執達如件	熊本県史料中世編第五河上神社文書3号	
67	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年11月7日	136111007	(菊池)武光花押	守護代(菊池武實)	阿蘇惟澄が申す肥後国郡浦と小河の事、宇土道光と名和顕興が城郭を構え、打ち渡せないとのことだが、重ねて守護代を派遣し、城郭を破却し、沙汰しつけよとの仰せである。窪田武宗とともにそれを実行し、起請文でそれを注進せよ。	可被注申之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四50-51頁	
68	阿蘇家文書	菊池武光施行状写	正平16年11月7日	136111007	肥後守(菊池武光)	窪田孫次郎(早岐武宗)殿	阿蘇惟澄が申す肥後国郡浦と小河の事、宇土道光と名和顕興が城郭を構え、打ち渡せないとのことだが、重ねて守護代を派遣し、城郭を破却し、沙汰しつけよとの仰せである。窪田武宗とともにそれを実行し、起請文でそれを注進せよ。	仍執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四51頁	
69	豊前宮成文書	某遵行状案	正平16年12月25日	136112025		守護代(菊池武尚)	八幡宇佐宮惣検校の申す豊前国向野郷等を沙汰し付けよ。	可被注申之状、如件	南北朝遺文九州編4334号	
70	深江文書	征西将軍宮令旨	正平17年5月10日	136205010	右中将(花押)	菊池肥後守(武光)殿	大野庄岩崎村の地頭職のこと、半分は勅裁により恩賞にあてたれた。残り半分は給人に付与されている。なので、代所が見つかり次第、安富孫三郎泰治女子に半分は返付するように。	依仰執達如件	熊本県史料中世篇第五深江文書29号	
71	廣福寺文書	菊池武明寄進状	正平17年7月19日	136207019	藤原(菊池)武明(花押)	(師匠大智上人御所)	肥後国山鹿庄片保田村内畠地1町を師匠大智上人大御所に寄進。	仍寄進状、如件	熊本県史料中世編第一廣福寺文書41号	
72	廣福寺文書	菊池武照ヵ寄進状	正平17年8月22日	136208022	沙［　］	(聖寿禅師長老大智上人御所)	菊池武澄の遺命により、肥後国玉名東郷内久井原村を寄進。	仍為末代亀鏡［　］	熊本県史料中世編第一廣福寺文書42号	
73	九州大学文学部所蔵樋田文書	菊池武光感状	貞治元年10月27日	136210027	(菊池)肥後守武光(花押)・検別当顕成(花押)	城越前守(親康)殿	去年の飯守山合戦、今度の長者原合戦の働きに対する感状。	仍而感状如件	南北朝遺文九州編4422号	本文書は検討を要す。
74	肥前深江文書	安富泰重軍忠状	正平17年11月25日	136211025	(安富民部大夫泰重)		9月14の豊後国万寿寺御立に供奉以来、11月24日に「帰津」するまでの軍忠を報告。	恐惶謹言	南北朝遺文九州編4430号	奥書に「承了、(菊池武澄花押)」あり。

75	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(正平17年)12月13日	136212013	肥後守(菊池)武光花押	謹上　阿蘇大宮司殿	毎月大般若転読料として大野庄下村を寄進していたが、本主が味方になったので、その替りに、豊後国直入郷柏原村を阿蘇御嶽へ寄進すること。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九229頁	
76	阿蘇家文書	菊池武光寄進状写	正平17年12月13日	136212013	肥後守(菊池)武光花押	(阿蘇御嶽)	豊後国直入郷柏原村を阿蘇御嶽へ寄進。	所寄進、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九229頁	
77	阿蘇家文書	左衛門尉隆頼書状写	(正平17年)12月23日	136212023	左衛門尉隆頼花押	謹上　大宮司殿御返報	御札を拝見。豊後国直入郷かしわはらの村の事、菊池武光より阿蘇の上宮へ打ち渡すよう伝えられた。知行されるように。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九268頁	
78	豊前大楽寺文書	少貳頼澄施行状	正平18年5月26日	136305026	(少貳)頼澄(花押)	守護代(菊池武尚)	大楽寺雑掌の申す豊前国上毛郡節丸名の田地のこと、重ねての御教書に任せ違乱を退け、沙汰し付け、寺家から請取を取るように。	可被執進請取之状、如件	南北朝遺文九州編4490号	
79	廣福寺文書	大智契状	正平19年2月23日	136402023	大智(花押)(手印)	(菊池武光ヵ)	野火による広福寺の焼失、山野の失火の事書のこと、菊池武重が豊後かた退いた時に、広福寺を深くたのみ、大般若経を転読したことなど。	当山正法を立てしとは、只御はからいたるへく候	熊本県史料中世編第一廣福寺文書45号	
80	自家便覧五(宇土細川家旧蔵細川家譜)	大内義弘起請文写	貞治3年3月	136403099	大内義弘	菊池彦次郎殿	朝敵の名を得て、先非を悔い、将軍の恩恵により命が助かった。その恩に報いるために、帰国の節は、長門の厚東氏を攻撃すると誓約。	罰文有別書	熊本県立美術館所蔵	本文書は検討を要す。
81	廣福寺文書	菊池武光(ヵ)禁制案	正平19年7月16日	136407016	藤原判(菊池武光ヵ)		玉名庄石貫村での野焼きを禁止。	仍状、如件	熊本県史料中世編第一廣福寺文書46号	
82	武雄神社文書	菊池武顕巻数返事	(正平19年ヵ)7月18日	136407018	(菊池)越前権守武顕(花押)	謹上　武雄大宮司殿御返事	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史史料編中世第五　武雄神社文書9号	
83	武雄神社文書	菊池武顕書状	(正平19年ヵ)8月14日	136408014	(菊池)武顕(花押)	武雄大宮司殿	違例により、この間音信できず。及阿の他界について。帰国のおりには、見参に入り、このこと申し伝えたい。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書10号	
84	武雄神社文書	菊池武顕寄進状	正平19年12月2日	136412002	藤原(菊池)武顕(花押)	(肥前国塚崎庄武雄社)	肥前国長嶋庄葦原平倉内安東左衛門尉跡田地26坪2町・14坪4段・南4段・横枕2段、合計2町分を寄進。	所奉寄進之、如件	熊本県史料中世編第五武雄神社文書8号	
85	河上神社文書	菊池武顕寄進状	正平19年12月2日	136412002	越前権守藤原(菊池)武顕（花押）	(肥前国河上社)	肥前国佐郡寺法浄寺内の田地1町を寄進。	仍所奉寄進如件	南北朝遺文九州編4562号	
86	武雄神社文書	菊池武顕書状	(正平20年ヵ)9月2日	136509002	(菊池)越前権守武顕(花押)	謹上　武雄大宮司殿御返事	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書11号	
87	武雄神社文書	菊池武顕書状	(正平20年ヵ)9月16日	136509016	(菊池)越前守武□(顕)(花押)	□□(謹上ヵ)　武雄大宮司殿	肥前国佐加郡寺法浄寺内田地□町を寄進。まず書札を進め、後日に寄進状を送付。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書12号	
88	武雄神社文書	菊池武顕書状	(正平20年ヵ)9月21日	136509021	越前守(菊池)武顕(花押)	謹上　武雄社大宮司殿	肥前国佐嘉郡寺法浄寺内字沙走田地1町を寄進。寄進状は後日に送付。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書13号	
89	肥前実相院文書	菊池武顕書状	(正平20年ヵ)9月21日	136509021	越前守(菊池)武顕(花押)	謹上　川上宮座主御房	肥前国佐郡寺法浄寺内の田地1町を寄進。寄進状は追って送付する。	恐々謹言	南北朝遺文九州編4590号	
90	武雄神社文書	菊池武顕書状	(正平20年ヵ)11月12日	136511012	(菊池)武顕(花押)	謹上　武雄大宮司殿御返事	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書14号	南北朝遺文と差出・宛名が相違
91	武雄神社文書	菊池武顕巻数返事	(正平20年ヵ)12月7日	136512007	(菊池)越前権守武顕(花押)	謹上　武雄大宮司殿御返事	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書15号	
92	河上神社文書	征西将軍宮令旨	正平22年7月27日	136707027	左少将(花押)	菊池肥後守(武光)殿	肥前国河上社造営の事につき、座主から重ねて申し出があっている。破損の状況を検見し、報告するように。	依仰執達如件	熊本県史料中世編第五河上神社文書5号	
93	深江文書	征西将軍宮令旨	正平23年5月18日	136805018	左少将(花押)	菊池肥後守(武光)殿	安富孫三郎泰治女子の申す肥後国大野庄岩崎村のこと、半分は勅裁により恩賞に宛てられ、残り半分は給人に付与されている。代所を給人に与え、半分は安富女子に返付するようにとの御沙汰である。よって代所を肥前国の闕所で探し、報告するように。	依仰執達如件	熊本県史料中世編第五深江文書30号	
94	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平23年7月12日	136807012	左少将(胤房)花押	菊池肥後守(武光)殿	守富庄地頭職半分年貢の事、阿蘇惟武の申状はかくのごとし。阿蘇社造営料として渡すよう川尻三河入道広覚に伝えているが、履行しない。厳密に沙汰し、なお難渋する場合は注進せよ。	執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四51-52頁	

95	肥前有馬文書	有馬澄世軍忠状	正平23年10月日	136810099	(有馬次郎三郎澄世)		去年の豊前国香春岳城合戦での軍忠を報告。	為備後証、言上如件	南北朝遺文九州編4757号	奥書に「承了、(菊池武光花押)」あり。
96	阿蘇家文書	征西将軍宮令旨写	正平24年11月13日	136911013	左少将(胤房)花押	菊池肥後守(武光)殿	阿蘇惟武が申す、守富庄地頭職半分年貢の事。阿蘇社造営料として渡すよう(川尻三河入道広覚に)伝えているが、履行しない。去々年以来200貫文の他は、未済。厳密に勘渡させよとのこと。	執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第四52-53頁	
97	太宰府天満宮文書	征西将軍宮令旨写	正平24年12月3日	136912003	左少将(胤房)花押	菊池肥前菊童殿	高良社造営段銭の事、安楽寺領は免除のところ、譴責しているという。早くその催促を止めるように。	依仰執達如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一二138頁	
98	肥後古記集覧	後光厳天皇綸旨写	応安3年正月13日	137001013	右大弁	菊池肥後守(武光)館・大内刑部允館	少弐・大友氏を逆臣として誅罰するよう指示。	仍執達如件	南北朝遺文九州編4812号	本文書は検討を要す。
99	武雄神社文書	菊池武平巻数返事	(正平25年ヵ)5月25日	137005025	藤原(菊池)武平(花押)	謹上　武雄大宮司殿	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書16号	
100	武雄神社文書	菊池武平寄進状	建徳元年9月29日	137009029	藤原(菊池)武平(花押)		肥前国塚崎庄武雄大明神に田地2町を寄進。	所奉寄進之状、如件	熊本県史料中世編第五武雄神社文書17号	
101	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(文中2年)2月19日	137302019	藤原(菊池)武政花押	謹上　阿蘇(惟武)殿	先日進状したが返信なく、心もとなく思っていたが、田口方に懇ろに伝えられていたようで、悦に思う。先日申したように、当国のことは同心により子細なく存じている。御所(征西将軍宮ヵ)が当国に御成りになるのも、それを仰せになるためだ。天下向きのことは差し置き、私として申し通じたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九238頁	
102	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(文中2年)4月4日	137304004	(菊池)武政花押	阿蘇(惟武)殿	天下御大事、私浮沈のこの時である。同心いただければ、鎮西も子細ない。公方から御教書をなされたので、進上する。一見してもらいたい。一途の計らいをいただければ、目出たい。日田氏はすでに御敵に現形したとのことだ。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九239-240頁	
103	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(応安6年)5月8日	137305008	(菊池)武政花押	あそ(阿蘇惟武)殿	田口入道方への御状の趣、承った。これよりも申し入れるので、同心いただきたい。眼病につき、自筆で申し入れず、心元ない。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九237頁	年次比定は裏書による。
104	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(文中2年)5月19日	137305019	(菊池)武政花押	あそ(惟武)殿御返事	身の所存は田口方に詳しく申したので、申されるはずだ。お目にかかり、申し入れたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九240頁	
105	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(文中2年)閏10月14日	137310114	(菊池)武政花押	あそ(惟武)殿	便宜なく、申し入れる機会を持てずに罷り過ぎてしまった。以前申したように、天下向きのことには、力がない。私において、細々申し入れたい。同心いただければありがたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九238-239頁	
106	阿蘇家文書	菊池武政書状写	(文中2年ヵ)12月9日	137312009	藤原(菊池)武政	謹上　阿蘇(惟武)殿	先日田口をもって申したこと、返事をいただき、恐れ入る。所望のことにつき、御意を得た。執り申す旨、公方より中子備中守を以て仰せ下された。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九240頁	
107	廣福寺文書	菊池武安寄進状	文中2年12月13日	137312013	(菊池)肥前守藤原武安(花押)		肥後国玉名郡石貫村紫陽山廣福寺領山野田畠敷地を寄進。	奉寄進之状、如件	熊本県史料中世編第一廣福寺文書49号	
108	正観寺文書	菊池武政寄進状	文中3年5月22日	137405022	肥後守(菊池武政)(花押)	正観寺	肥後国千田庄永富村内田地四町を寄進。	所奉寄彼田地之状、如件	熊本県史料中世編第一正観寺文書4号	
109	阿蘇家文書	菊池賀々丸書状写	(文中3年)12月25日	137412025	藤原賀々丸(菊池武朝)	謹上　阿蘇大宮司(惟武)殿	御所当国に御幸、さしたる合戦はないが、多くが官軍についた。ついては、合力いただければ本望だ。先祖以来の関係もあり、見放すことなく、頼みたい。なお、幼稚の間、判形に及ばず。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九241頁	
110	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(年未詳)正月26日	137401026	(菊池)肥後守武光花押	謹上　阿蘇筑後守(恵良惟澄)殿	新春のあいさつ。三河の事につき、山口兵部少輔を以て申せしむ。相違なく計らうように。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九232頁	
111	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(年未詳)3月6日	137403006	(菊池)武光花押	恵良豊前(惟雄)殿	三河孫太郎の申す甲佐社の神用米のこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九231-232頁	
112	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(年未詳)3月22日	137403022	(菊池)肥後守武光花押	謹上　阿蘇大宮司(恵良惟澄)殿	去十八日に京都より勅使下向、綸旨を送付。近日帰洛につき、請文を給わりたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九233頁	

113	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(年未詳)３月22日	137403022	(菊池)肥後守武光花押	謹上　阿蘇大宮司(惠良惟澄)殿	高智尾河内次郎四郎の申す知行地のこと、阿蘇氏の代官が違乱しているとのこと。よろしく取り計らうよう。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九233頁	
114	武雄神社文書	菊池武光書状	(年未詳)６月29日	137406029	(菊池)武光(花押)	武雄大宮司殿御返事	祈祷の巻数請取。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書4号	
115	薩摩島津家文書	菊池武光書状	(年未詳)７月4日	137407004	(菊池)肥後守武光(花押)	謹上　嶋津判官入道(師久)殿	子息(島津伊久)が参上する予定だったが、延引になり、無念であること。	恐々謹言	南北朝遺文九州編6532号	
116	清源寺文書	菊池武光書状	(年未詳)８月29日	137408029	(菊池)肥後守武光(花押)	清源寺凞春禅師	豊後国大坪村号松武名を舎弟菊池武尚へ恩賞として配分。その内の土貢30貫を武尚素意により寄進。寄進状は童龍丸成人の時に発給。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一清源寺文書5号	
117	武雄神社文書	菊池武光書状	(年未詳)12月９日	137412009	(菊池)武光(花押)	謹上　武雄大宮司殿御返報	祈祷の巻数返事。	恐々謹言	熊本県史料中世編第五武雄神社文書5号	
118	阿蘇家文書	菊池武光書状写	(年未詳)12月９日	137412009	(菊池)肥後守武光花押	謹上　阿蘇筑後守(惟澄)殿	吾平山供養塔に入るにあたり、熊皮の隔泥(あおり？)の借用を請う。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九232頁	
119	阿蘇家文書	菊池賀々丸書状写	(文中4年)５月６日	137505006	藤原賀々丸(菊池武朝)	謹上　阿蘇(惟武)殿	敵の今川以下が去月８日に日岡に着陣につき、合力を依頼。幼稚の間、半形に及ばず。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九241-243頁	
120	阿蘇家文書	菊池賀々丸書状写	(天授元年)６月２日	137506002	賀々丸(菊池武朝)	阿蘇(惟武)殿	先日の申し入れについてお返事、恐悦至極。その後申し入れるべきところ、洪水により遅延。先日述べたとおり、愚身は貴方しか頼める相手がいない。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九244頁	
121	阿蘇家文書	菊池武貞書状写	(天授2年)２月23日	137602023	対馬守(菊池)武貞花押	謹上　阿蘇(惟武)殿	菊池賀々丸の寄進を送付。寄進の場所は武貞の知行地ゆえ、代官を派遣いただければ渡す。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九245-246頁	
122	阿蘇家文書	菊池賀々丸寄進状写	天授2年2月23日	137602023	藤原加賀丸(菊池武朝)	(阿蘇御嶽)	肥後神蔵庄近見村半分地頭職を寄進。	奉寄之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九245頁	
123	薩摩島津家文書	菊池武興書状	(天授3年)６月10日	137706010	藤原(菊池)武興(花押)	謹上　島津上総介(伊久)殿御返事	今川了俊以下凶徒が山鹿・志々木に着陣。籌策なく計会。この堺のこと、先度は人々大略敵に与したが、今度は残すところ味方となり、他国勢が大勢でも退治はいく程ない。筑後のこと、御所があるために、国々の仁が子細を申し通じている。合戦の勝利は子細ない。それにつき、合力いただければめでたい。公方推挙の件については、使者が左右を待たずに御在所に向かったので、沙汰に及んでいない。	恐々謹言	南北朝遺文九州編5402号	南北朝遺文九州編5198号と同内容。年次はこちらが適切ヵ。
124	押領司文書	懐良親王令旨	天授4年9月日	137809099	(菊池)武朝[　]	和泉又三郎殿	今川勢が大友・少弐・大内氏に催促し、近日寄せ来るとのこと。合力するように。	依口将軍宮命、執達如件	宮崎県史史料編中世一押領司文書8号	本文書は検討を要す。
125	阿蘇家文書	菊池武興起請文写	天授6年7月18日	138007018	(菊池)武興花押		向後のために、堅く申し定めたく候条々。国の事、公私について一大事を申し入れること、籌策以下何事も子細を申し入れること。	若偽申候ハヽ、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九233-234頁	
126	阿蘇家文書	中山右隆書状写	(弘和元年)９月27日	138109027	(中山)右隆花押	菊池(武朝)殿	阿蘇雑掌の申す近見村半分の事、支証を持参したので、案文の裏を封し、銘を書くところ、粗忽に寄進状の正文に銘を書いてしまった。ついては、重ねて寄進状を遣わしてもらえないだろうか。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九246頁	
127	相良家文書	菊池武朝施行状	弘和3年4月14日	138304014	(菊池武朝)肥後守(花押)	相良近江守殿(前頼)	征西将軍宮令旨に任せ、球磨郡・葦北庄の安堵を施行。	仍執達如件	大日本古文書　相良家文書177号	
128	志岐文書	菊池武朝申状写	弘知(和)３年7月日	138307099	藤原武朝		内部反抗や讒訴に対する弁明を吉野の朝廷に訴えた申状。	仍言上如件	熊本県史料中世編第四志岐文書16号	「菊池古文書」にもあり(南北朝遺文九州編5826号)。実際は弘和４年(１３８４)の発給とされる。
129	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	元中元年11月21日	138411021	(菊池)武朝花押	阿蘇大宮司(惟政)殿	豊後国日田郷の事、良成親王の令旨に任せ、知行すべきこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九248頁	
130	大隅禰寝文書	菊池武朝書状	(元中2年)２月11日	138502011	(菊池)武朝(花押)	禰志目殿	御方に参じていただき、めでたい。令旨はこのとおりだ。早々の参陣を待っている。今度は等閑なく承りたい。	恐々謹言	南北朝遺文九州編5886号	

131	詫摩文書	早岐光圓目安案	嘉慶2年6月日	138806099	(早岐伊豆入道光圓)		本領肥後国小山村三分一地頭職を詫摩武者が押領していることについての訴状。詫摩武者の祖父は武宗。	粗目安言上如件	熊本県史料中世篇第五 詫摩文書116号	
132	廣福寺文書	菊池武照寄進状	元中6年2月3日	138902003	藤原(菊池)武照(花押)		父祖の菊池武澄・武安の菩提のために、河床富尾田畠山野等を寄進。	仍為後証、寄進状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書53号	
133	廣福寺文書	菊池武照書状	(元中6年ヵ)3月21日	138903021	(菊池)武照(花押)	牧越後守殿	石貫廣福寺寺領の河床富尾両名を、先日の寄進状に任せて打ち渡すよう指示。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書54号	
134	廣福寺文書	城重照寄進状	(年未詳、南北朝時代)3月1日	139203001	(城)重照(花押)	暁蔵主まいる	石貫之内阿弥陀田深町八段を寄進。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書56号	
135	廣福寺文書	城重照書状	(年未詳、南北朝時代)6月12日	139206012	(城)重照(花押)	廣福寺恵察監寺禅師	道秀名のことにつき、牧越後守からたびたび承ったこと。古上様の証文に任せ、相計らうべきこと。新たに寄進するつもりであること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書55号	
136	廣福寺文書	兵庫助光信書状	(年未詳、南北朝時代)7月16日	139207016	兵庫助光信上(花押)	謹上　古公大禅師御足下	石貫寺のこと、驚かれたこと、本学寺へのいろいを止めるよう申されたこと、いつ頃に神代に到着し、逗留されるのか、教えて欲しいことなど。	恐惶敬白	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書36号	
137	阿蘇家文書	菊池武興書状写	(年未詳、南北朝時代)7月20日	139207020	(菊池)武興花押	阿蘇殿	いつごろお出でになられるのか、内々に承ったこと、かようの事を申す時は、秀満を召し、諸事申し入れること。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九 236-237頁	
138	山城北野社文書	道永書状写	(年未詳、南北朝時代)7月22日	139207022	道永	菊池殿	河北庄内弥富名は当社の修理田であり、返付してほしいこと。	謹言	南北朝遺文九州編6555号	
139	阿蘇家文書	菊池武興書状写	(年未詳、南北朝時代)7月29日	139207029	(菊池)武興花押	あそとの御内可持参	豊後との間のこと、肥後のもりつみのこと、八代道前郷のこと、豊田庄こと、御手に属される人々のこと申し入れ。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九 235-236頁	
140	廣福寺文書	菊池武士書状	(年未詳、南北朝時代)8月7日	139208007	(菊池)武士(花押)	ほうきのほうちやうししやの御中	菊池武重寄進状2通のうち1通を紛失したことを受け、武士が自筆で案文を作成したことを通知・記録。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書27号	
141	小代文書	高瀬武国書状	(年未詳、南北朝時代)9月12日	139209012	「たかせとの」武国	野原預所殿	肥後国野原東郷内増永名について江田次郎五郎が申すことは子細がないことだと菊池殿が仰せられたので江田次郎五郎方へ沙汰するべきこと。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 小代文書34号	
142	正観寺文書	菊池武世・円仙連署書状	(年未詳、南北朝時代)9月20日	139209020	(菊池)武世(花押)・円仙(花押)	心宗和尚・雨渓和尚侍者御中	当寺入院儀式の浪費の禁止を通知。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 正観寺文書3号	
143	河上神社文書	菊池武顕書状	(年未詳、南北朝時代)9月21日	139209021	(菊池)越前守武顕(花押)	謹上　河上宮座主御房	当国嵯峨郡寺法淨寺内宇野副田地1町を河上社に寄進。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五 河上神社文書8号	
144	廣福寺文書	菊池武士譲状	(年未詳、南北朝時代)10月2日	139210002	(菊池)武士上(花押)		武士の跡を養子・乙阿迦に譲るが、発願を破ったときは、兄・与一を養子として跡を譲る。与一も発願を破ったならば、器量を持つものに譲ること。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書23号	
145	深堀文書	菊池武朝書状	(年未詳、南北朝時代)10月29日	139210029	(菊池)武朝(花押)	彼杵郡一揆人々御中	味方に参るとのこと、めでたい。令旨をお送りする。その時に所望のことを申し沙汰したい。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五 深堀文書21号	
146	阿蘇家文書	今川貞臣施行状写	明徳4年10月5日	139310005	陸奥守(今川貞臣)花押	菊池肥後守(武朝)殿	阿蘇大宮司の申す肥後国当社本神領并神用米等の事、御教書の旨に任せ、阿蘇惟政沙汰しつけよ。	若有子細者、可被注申之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十七378頁	
147	阿蘇家文書	今川貞臣施行状写	明徳5年6月19日	139406019	陸奥守(今川貞臣)花押	菊池肥後守(武朝)殿	阿蘇惟政代の申す肥後国鈎野日並村等の事、社家分を沙汰しつけ、請取状を提出せよ。	依仰、執達如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十七379頁	
148	太宰府天満宮文書	菊池道徹書状	「応永3年」9月22日	139609022	(菊池)道徹(花押)	長田豊前守殿	天満宮領筑後国水田庄并永田庄三分一の事、違乱の由、社家から訴えがあった。どういった子細か。神領に相違ないなら差し置くが、子細があれば承りたい。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一二472 ～ 473頁	
149	志岐文書	菊池武朝安堵状	応永6年3月14日	139903014	肥後守(菊池武朝)(花押)	志岐山城守殿	肥後国天草郡本渡の知行を安堵。	仍執達如件	熊本県史料中世編第四 志岐文書　18号	
150	太宰府天満宮文書	菊池武朝書状	「応永6年」7月12日	139907012	(菊池)武朝(花押)	吉田安芸守殿	天満宮安楽寺雑掌の申す筑後国吉田庄のこと。違乱があると聞いた。先例に任せ、その沙汰をするように。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一二509 ～ 510頁	
151	太宰府天満宮文書	菊池武朝書状	「応永6年」7月12日	139907012	(菊池)武朝(花押)	河崎出羽入道殿	天満宮安楽寺雑掌の申す筑後国上下妻庄忠見別府のこと。違乱があると聞いた。先例に任せ、その沙汰をするように。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一二509頁	

152	太宰府天満宮文書	菊池武朝書状	「応永6年」7月12日	139907012	(菊池)武朝(花押)	長田五郎大郎(助世)殿	天満宮領筑後国長田庄に違乱があるとのこと。先例に任せ、その沙汰をするように。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一二508 ～ 509頁	
153	八幡神社古文書集	赤星武続安堵状	応永12年5月10日	140505010	赤星遠江入道(武続)(花押)	光浄寺侍衣禅師	肥前国三根郡矢俣保内蓮町2町6段を寄進。	御知行不可有相違之状、如件	大日本史料第七編之七224頁	
154	牛屎院文書	菊池武朝書状	(年未詳)2月18日	140702018	(菊池)武朝(花押)	牛屎河内入道殿	先日御状をいただいたので、返事する。先に申したように、その境は残るところなく御方同心となり、喜ばれているだろう。早々に出陣いただければ、この境の凶徒は退治できるだろう。近辺の方にも、そう勧めて欲しい。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五牛屎院文書9号	
155	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)2月25日	140702025	(菊池)右京権大夫武朝花押	謹上　阿蘇殿御返事	続目安堵の事、その子細を言上したところ、相違なくなされたこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九244-245頁	
156	五條文書	菊池武朝書状写	(年未詳)3月8日	140703008	肥後守(菊池)武朝判	進上　五條殿人々御中	音信なきを詫びたうえで、この境の不審を聞かれたとしても、それは私曲ではないと通知。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第四五條文書24号	
157	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)4月17日	140704017	(菊池)武朝花押	阿蘇殿	当国砥持の事、別しての子細があり、預け進らす。ただし、目丸以下は武朝の味方に参じたので、前々の如く御沙汰して欲しい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九247-248頁	
158	正観寺文書	某書状	(年未詳)9月12日	140708012	(花押)	大福寺丈室御報	正観寺本敷地のことにつき、委細承ったこと。菊池武朝と相談し、申し付けること。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一正観寺文書7号	
159	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)8月15日	140708015	(菊池)武朝	阿蘇殿	肥後国棟別并国衙米の事、先規に任せて相違ないようにと安堵。。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九247頁	
160	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)8月19日	140708019	(菊池)右京大夫武朝花押	謹上　阿蘇大宮司殿	阿蘇社の祭料の国衙内符中畠地三町の事、先例に任せて沙汰すべきこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九248頁	
161	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)8月19日	140708019	(菊池)右京大夫武朝花押	謹上　阿蘇大宮司殿	当社修理御服以下の事、当国の棟別を先例に任せて沙汰すべきこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九246-247頁	
162	正観寺文書	菊池武朝書状	(年未詳)9月12日	140709012	(菊池)武朝(花押)	隈部山城守殿	正観寺の本敷地を渡山衆徒等が違乱していると伝えられたので、子細を尋ねること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一正観寺文書6号	
163	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)11月12日	140711012	(菊池)武朝花押	木山遠江守殿	先日申したように、守富庄は、半分・三分一はすでに知行されるべきであるので、早々に阿蘇氏に人を派遣し、知行するよう伝えること。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九249頁	
164	牛屎院文書	菊池武朝書状	(年未詳)11月25日	140711025	(菊池)武朝(花押)	牛屎河内守殿	いまだ見参したことはないが、本意を申し承りたく、進状。去月秋ころに凶徒が隈牟田城に押し寄せたが、撃退した。したがって、敵勢は日に日に減っている。それにつき、御同心(同盟)いただければ、鎮西の静謐は子細ないだろう。公方様にお申しの子細あれば、沙汰する。返事をいただきたい。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五牛屎院文書8号	
165	阿蘇家文書	菊池武朝書状写	(年未詳)12月7日	140712007	(菊池)武朝花押	阿蘇殿	肥後国府中三町畠の事、二・三代知行してきたが、承ることがあり、去り進らす。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九247頁	
166	牛屎院文書	菊池武朝書状写	(年未詳)12月8日	140712008	(菊池)武朝	牛屎河内守殿	先日の書状は届いただろうか。委細は先だって申したとおりである。御方同心いただければ、凶徒退治は子細ないであろう。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五牛屎院文書15号	
167	詫摩文書	渋川道鎮書状	(年未詳)12月19日	140712019	(渋川)道鎮(満頼)(花押)	菊池肥後入道(武朝)殿	鹿子木庄の事、地頭は詫磨入道が本領として沙汰し、領家は賀嶋入道が本所より契約して知行すると板倉美濃入道に指示して沙汰したところ、その両所の代官が違乱しているとのことだったので、その子細を先日伝えたところ、いまだう事行かないとのことである。早々に成敗を加え、相違ないようにしてほしい。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五詫摩文書154号	
168	詫摩文書	渋川道鎮書状	(年未詳)12月27日	140712027	(渋川)道鎮(満頼)(花押)	菊池肥後入道(武朝)殿	詫磨分領鹿子木庄地頭分内所々の事、たびたび沙汰したが事行かないと嘆いている。早々に去渡していただきたい。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第五詫摩文書155号	
169	寿福寺文書	高瀬武楯奉書	応永17年11月8日	141011008	(高瀬)武楯(花押)	寿福寺座主	供僧・社人・社家の役人は、座主の成敗を守るように通知。	仍執達如件	熊本県史料中世編第一寿福寺文書4号	

170	寿福寺文書	高瀬武楯書下案	応永17年11月8日	141011008	(高瀬)武楯判		寿福寺寺領を先院主が売却したので、他の地を替りに付与。もし古証文で売却地を沙汰すれば、替りの土地は差し押さえ、罪科に処すこと。	依為後日之煩、状如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書6号	
171	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状案	応永17年11月8日	141011008	(高瀬)藤原武楯判		肥後国大野別府中村内繁根木寿福寺・稲荷大明神に修理田3町を寄進。	仍為後日、寄進状、如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書5号	
172	寿福寺文書	高瀬武楯書下	応永18年2月16日	141102016	藤原(高瀬)武楯(花押)	寿福寺院主御房	肥後国玉名郡大野別府中村内の繁根木八幡宮仏性田等の事、清源寺に打ち替えの沙汰あり、もとの如く知行するように。安堵状。	仍口先例、社役無懈怠可令勤仕之状、如件	新熊本市史史料編第二 寿福寺文書3号	
173	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状	応永18年4月10日	141104010	(高瀬)武楯(花押)	寿福寺院主房	肥後国玉名郡大野別府岩崎内北方田地口町を寄進。	仍為後日寄進状、如件	新熊本市史史料編第二 寿福寺文書14号	
174	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状案	応永18年9月24日	141109024	藤原(高瀬)武楯判		肥後国玉名郡高瀬寿福寺末寺長福寺長慶院跡を本尊地蔵に寄進。	仍為後証、状如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書7号	
175	清源寺文書	高瀬武楯寄進状	応永18年10月10日	141110010	藤原(高瀬)武楯(花押)		肥後国玉名郡高瀬清源寺同村中村内田地1町1段3丈を寄進。	仍寄進状、如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書14号	
176	清源寺文書	高瀬武楯定書(清源寺法度)	応永18年11月15日	141111015	藤原(高瀬)武楯(花押)		玉名郡高瀬山清源寺法度を6ヶ条にわたり定める。	仍為後日、所定如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書16号	
177	正観寺文書	菊池兼朝安堵状	応永18年11月19日	141111019	肥後守(菊池兼朝)(花押)	正観寺方丈	当寺における代々の寄進地を安堵。	仍執達如件	熊本県史料中世編第一 正観寺文書9号	
178	河島書店所蔵文書	菊池兼朝加冠状	応永19年正月11日	141201011	右京大輔(菊池)兼朝(花押)	宗四郎左衛門殿	兼義の名乗りを承認。			本文書は検討を要す。
179	寶成就寺文書	高瀬武楯寄進状	応永20年4月2日	141304002	藤原(高瀬)武楯(花押)		肥後国玉名郡高瀬談議所宝成就寺敷地を寄進。	仍為後証、寄進之状、如件	熊本県史料中世編第一 寶成就寺文書7号	
180	寶成就寺文書	高瀬武楯寄進状	応永20年4月2日	141304002	藤原(高瀬)武楯(花押)		肥後国玉名郡高瀬談議所宝成就寺門前屋敷2ヶ所并国中之中原屋敷を寄進。	仍寄進状如件	熊本県史料中世編第一 寶成就寺文書6号	
181	寿福寺文書	高瀬武楯書下	応永21年3月18日	141403018	弾正少弼(高瀬武楯)(花押)	繁根木座主御坊中	当社八幡供僧職中村口六供事は、座主の計らいとして末代まで器用の仁に宛行こと。	仍執達如件	新熊本市史史料編第二 寿福寺文書16号	
182	寶成就寺文書	高瀬之油孫九郎寄進状	応永20年3月21日	141403021	高瀬之油孫九郎(花押)		菊池の高瀬殿より賜った肥後国玉名郡高瀬之談議所宝成就寺高瀬之田中之中原屋敷1ヶ所を寄進。	仍為後証状、如件	熊本県史料中世編第一 寶成就寺文書3号	
183	正観寺文書	菊池兼朝寄進状	応永21年11月21日	141411021	(菊池)兼朝(花押)	東松軒	菊池郡之内米田5段を寄進。	令寄附之状、如件	熊本県史料中世編第一 正観寺文書10号	
184	正観寺文書	菊池兼朝寄進状	応永21年12月13日	141412013	(菊池)兼朝(花押)	東松軒	河崎村十郎丸名3町を寄進。	令寄附之状、如件	熊本県史料中世編第一 正観寺文書11号	
185	徳本氏所蔵文書	高瀬武楯寄進状	口永21年12月23日	141412023	相模守(高瀬武楯)(花押)	繁根木山寿福寺座主権少僧都御房	当国高瀬津中門之内□□□□問料を寄進。	仍執達如件	熊本県史料中世編第三 徳本氏所蔵文書1号	
186	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状	応永24年3月3日	141703003	(高瀬)相模守武楯(花押)	繁根木山寿福寺座主御坊	肥後国玉名中村内田地1町畠地1町を寄進。	寄進之状、如件	新熊本市史史料編古代・中世第二　寿福寺文書5号	
187	小山田文書	菊池兼朝書状	(応永25年ヵ)11月3日	141811003	肥後守(菊池)兼朝(花押)	進上　人々御中	宇佐宮弥勒寺造営のこと、去年6月2日京都御教書并去月7日御札を拝見。分国のこと、先例に任せて催促する。	恐惶謹言	大分県史料七　小山田文書75号	
188	阿蘇家文書	渋川満頼書下写	応永25年12月3日	141812003	沙弥(渋川満頼)花押	菊池肥後守(兼朝)殿	阿蘇惟郷の申す四ヶ所大宮司職及び神領の事、安堵の成敗をなされたが、いまだ(押妨が？)止まらない。早く押妨の輩を退け、沙汰しつけよ。	厳密可被沙汰付惟郷之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第七191頁	
189	阿蘇家文書	菊池兼朝申定条々写	応永26年6月1日	141906001	肥後守(菊池)兼朝花押		京都の上意に不慮の子細があっても、身(私)に進退を任せるうえは、等閑にしないこと。御名字・御子息に不慮の子細があっても、阿蘇惟郷の相続の旨任せ、申し承ること。荒説があっても、隔心しないことを誓約。	仍契状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九249頁	
190	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状	応永26年12月18日	141912018	(高瀬武楯)相模守(花押)		肥後国玉名郡中村内田地を寄進。	不可為武楯子孫等状、如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書10号	
191	寿福寺文書	高瀬武楯・宇治氏女連署寄進状	応永26年12月18日	141912018	宇治氏女(花押)・(高瀬武楯)相模守(花押)		肥後国玉名郡中村内田地3段号横枕を寄進。	不可為武楯子孫号状、如件	新熊本市史史料編第二 古代・中世　寿福寺文書17号	
192	廣福寺文書	菊池元朝書状	(応永30年ヵ)6月27日	142306027	(菊池)元朝(花押)	廣福寺	玉名東郷庄之内久井原は、先年、菊池肥前守が当寺が寄進したため、九州探題渋川満頼が媒介したのか、少弐満貞が知行していると聞いた。前々の沙汰のあり様は、当方から申し計らうので、不審はない。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書63号	

193	廣福寺文書	氏種書状	(応永30年ヵ)10月2日	142310002	氏種(花押)	宗掃部助殿	玉名東郷庄之内久井原を廣福寺に渡すようにということだ。無沙汰するな。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書64号	年次、要検討。
194	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状案	応永31年11月15日	142411015	(高瀬)相模守武楯判		寿福延命院に如法料田として中村内を寄進したが、不足とのことなので、新開号内田5反を新たに寄進。	仍執達如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書11号	
195	寿福寺文書	高瀬武楯寄進状案	応永32年7月18日	142507018	(高瀬)相模守武楯判		筑後国三池南郷藤田別府内田地2町を寄進。	仍寄付状、如件	熊本県史料中世編第一 寿福寺文書12号	
196	西巌殿寺文書	高瀬武楯寄進状	応永32年7月18日	142507018	相模守藤原(高瀬)武楯(花押)	阿蘇山衆徒御中	筑後国三池南郷藤田別符内田地3町を阿蘇社上宮へ寄進。	仍寄進状、如件	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書50号	
197	廣福寺文書	菊池澄安寄進状	応永34年12月2日	142712002	(菊池)肥前守澄安(花押)		肥後国玉名西郷之内石貫廣福寺敷地山々を寄進。	仍為末代亀鑑状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書66号	
198	正観寺文書	源秀書状	「応永35年」8月19日	142808019	源秀(隈部対馬守ヵ)(花押)	東松軒	高宮若狭方知行の門前畠地のことを披露。相違ないようにとの仰せであったこと。寺家肝要の地として、懇望の仁がいても与えないように。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 正観寺文書15号	
199	阿蘇家文書	菊池持朝加冠状	正長2年12月15日	142912025	肥後守(菊池持朝)花押	阿蘇又次郎殿	阿蘇又次郎に加冠し、宇治惟忠とする。		大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第九 250頁	
200	阿蘇家文書	足利義教御内書写	(永享4年)10月26日	143210026	(足利義教)御判	菊池肥後守殿(持朝ヵ)	大内持世が近日九州へ渡海するので、発向して戦功に励むこと。	不日致発向、可抽戦功也	大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第三十二640頁	
201	阿蘇家文書	遊佐国盛書状写	(永享4年)11月1日	143211001	遊佐河内守国盛	謹上 御宿所	筑後守護職補任について御判をなされ、祝着。近日大内勢が九州へ渡海する。安芸・石見・伊予の諸勢も同行する。よく相談し、大内持盛退治を計略して欲しい。筑後守護の判物は路次が心配なので、まず案文を(畠山)入道が裏封した物を使者に渡す。	恐惶謹言	大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第三十二641-642頁	
202	阿蘇家文書	畠山持国書状写	(永享4年)11月1日	143211001	畠山殿 沙弥道畠(持国)	謹上 菊池肥後守殿(持朝ヵ)	筑後守護職補任について、去月26日に御判をなされたこと。大内持世がたびたび等閑なき由を注進したので、特別の御感となったこと。近日大内勢が九州へ渡海するので、談合し、忠節するように。	恐々謹言	大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第三十二641頁	
203	廣福寺文書	菊池貞雄寄進状	永享5年3月27日	143303027	(菊池)沙弥貞雄(花押)		肥後國玉名西郷之内石貫廣福寺敷地山の四至堺を決め、寄進。	弥々可被精誠致状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書67号	
204	阿蘇家文書	菊池持朝契状写	永享5年4月29日	143304029	肥後守(菊池)持朝花押	阿蘇殿進之候	阿蘇惟郷・惟忠が身(持朝)に不慮の怨みを持っても、そのことを尋ね、不快な関係とならないこと。惟郷・惟忠に大事があっても、見放さないこと。隠密に相談したことを他言しないことを誓約。	仍申定状、如件	大日本古文書 阿蘇家文書 阿蘇文書写第九 250-251頁	
205	廣福寺文書	菊池持朝安堵状	永享6年2月28日	143402028	(菊池持朝)肥後守(花押)	廣福寺	寺領を安堵。	領掌不可有相違状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書70号	
206	廣福寺文書	菊池持朝寄進状	(永享6年ヵ)2月28日ヵ	143402028	(菊池持朝)肥後守(花押)	(当寺)	肥後国玉名郷東郷庄久井原村を、菊池武澄の寄進状に任せ、寄進。	可領知給之状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書71号	
207	清源寺文書	菊池持朝安堵状	永享6年3月8日	143403008	(菊池持朝)肥後守(花押)	清源寺長老	当知行に任せて、寺領を安堵。	領掌不可有相違之状、如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書19号	
208	日輪寺文書(『肥後国志』所収)	日輪寺建立次第写	永享6年12月21日	143406021	住持比丘紹彝在判		肥後国山鹿荘醫福山日輪禅寺の建立次第。裏に「令存知訖 肥後守(花押)」と裏書あり。菊池持朝ヵ		肥後国志 上(青潮社)505頁	
209	阿蘇家文書	菊池持朝寄進状	永享7年4月29日	143504029	菊池肥後守藤原持朝(花押)	(甲佐三社大明神)	守富庄号居合免田地以下を寄進。	仍寄附之状、如件	大日本古文書 阿蘇家文書261号	
210	河島書店所蔵文書	菊池持朝書状(写ヵ)	永享8年6月20日	143606020	(菊池)持朝(花押影ヵ)	宗大和守殿	今度その表で「蜂動」の由、使札を披見。城備中守と与力300人を派遣。相談せよ。	恐々謹言		本文書は検討を要すヵ。
211	廣福寺文書	保田木五郎三郎請文	永享11年2月7日	143902007	保田木五郎三郎(花押)	廣福寺進上仕候	祝町1町について、毎年5石の年貢で請け負い。損亡の時は、検見うえで承ること。	仍為後日状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書72号	
212	正観寺文書	菊池持朝寄進状	永享11年秋12日	143909012	(菊池)持朝(花押)		肥後国菊池郡内荻原邊多前両所を寄進。	仍状、如件	熊本県史料中世編第一 正観寺文書16号	
213	島津家文書	大内持世書状	(嘉吉元年)4月10日	144104010	(大内)持世(花押)	菊池(持朝)殿	大覚寺義昭の切腹のこと。島津方より公方様へ、今後言上の時は三条実雅に付けて披露するとのこと、我々も知っておくようにとある方より指南があったこと。このことを堅固に諷諫されるように。	恐々謹言	大日本古文書 島津家文書266号	

214	清源寺文書	菊池持朝安堵状	嘉吉2年6月13日	144206013	従四位下行肥後守(菊池持朝)(花押)	当寺長老	当知行に任せ、寺領を安堵。	全可被提封也	熊本県史料中世編第一 清源寺文書20号	
215	太宰府天満宮文書	菊池持朝安堵状案	文安元年7月2日	144407002	従四位下肥後守御在判(菊池)「持朝」		大鳥居信堯の安楽寺留守職の継承を承認するもの。偽文書ヵ。	惟是無有踈懶乎哉	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三251頁	
216	五條文書	菊池兼朝書状	(年未詳) 10月3日	144510003	(菊池)兼朝(花押)	中山入道殿	生葉郡の五條方知行分について、問注所氏が違乱。そのことを五條氏に通知するよう依頼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書62号	
217	阿蘇家文書	菊池元朝書状	(年未詳) 11月14日	144511014	(菊池)沙弥元朝(花押)	謹上　阿蘇殿	立願により、阿蘇上宮に太刀・神馬を寄進。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書242号	
218	正観寺文書	菊池元朝書状	(年未詳) 11月24日	144511024	(菊池)元朝(花押)	正観寺侍者禅師	近見15町をまず渡しまいらすこと。この内の久福寺分田畠は指置くと承ったことが、知行あるべきこと。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 正観寺文書12号	
219	太宰府天満宮文書	木野了幸証状	文安3年4月15日	144604015	(木野)沙弥了幸(花押)	大鳥居東殿	筑後国山門郡得飯庄之内御神領分人足以下の事、先例に任せ、相違なきように。	為後、証状如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三260頁	
220	阿蘇家文書	阿蘇惟忠書状写	正長2年12月15日	144612015	宇治(阿蘇)惟忠在判	謹上　菊池(持朝)殿御報	御嶽への神馬寄進の受け取り報告と御礼。	恐々敬白	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十299頁	
221	相良家文書	菊池持朝書状	(年未詳) 2月18日	144702018	(菊池)持朝(花押)	そのだ主計允殿	当方への慇懃について、御礼を述べる。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書187号	
222	阿蘇家文書	菊池持朝起請文写	(年未詳)卯月11日	144704011	(菊池)持朝花押	阿蘇殿進之候	豊福の荒説の事、不慮の子細があったが、起請文に預かり、感悦であること。先日申し入れたことは、身(持朝)として違わないこと。今後荒説があった時は、事情を話し、怨霧を晴らすこと。これらを日本国諸神と菊池三宮に誓う。	恐々敬白	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九251-252頁	
223	相良家文書	菊池持朝書状	(年未詳) 4月22日	144704022	(菊池)持朝(花押)	薗田主計殿	高瀬泰朝の件につき、使者を派遣したところ、同篇の返事で心もとない。泰朝は一身の敵であり、相良氏が扶持するのは謂れがない。諷諫して欲しい。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書188号	
224	廣福寺文書	菊池持朝書状	(年未詳) 5月22日	144705022	(菊池)持朝(花押)	廣福寺了監寺	童犬丸(菊池為邦)の祈祷として大般若転読を謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書75号	
225	相良家文書	菊池持朝書状	(年未詳) 6月10日	144706010	(菊池)持朝(花押)	薗田主計允殿	先日、隈部式部少丞を派遣。高瀬泰朝が山門院に逗留していると聞いた。相良領中のことであり、佐敷も同前である。さっそく沙汰を仰せ付けられたい。佐敷に残る人々(泰朝関係者？)も成敗して然るべきである。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書189号	
226	廣福寺文書	菊池持朝書状	(年未詳) 8月2日	144708002	(菊池)持朝(花押)	廣福寺了監寺	去26日の御状到来、音問を謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書76号	
227	阿蘇家文書	菊池持朝書状写	(年未詳)桂月11日	144710011	(菊池)持朝花押	阿蘇殿御返答	阿蘇山本堂造立の事、みずから奉加する心底だが、当国・筑後を勧進するよう、学頭坊・定林坊に少々諷諫したこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九251頁	
228	五條文書	菊池持朝書状写	(年未詳) 11月15日	144711015	(菊池)持朝判	五條殿	くしま合戦の事、御感の内書を下され、面目の至り。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書63号	前欠
229	廣福寺文書	菊池持朝書状	(年未詳) 12月20日	144712020	(菊池)持朝(花押)	廣福寺回章	歳末の祈祷を謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書77号	
230	太宰府天満宮文書	木野了幸ヵ施行状	文安5年11月25日	144811025	(木野沙弥了幸ヵ)		安楽寺天満宮大鳥居職并筑後国水田当知行所領等の事、本家の補任に任せて信顕の領掌を菊池為邦も承認のうえは、相違なきように。	[　　] 相違之状、如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三273頁	
231	太宰府天満宮文書	木野了幸書状案	(文安5年) 11月25日	144811025	木野駿河入口沙弥了口(了幸)	仁保(盛安)殿進之候	去夏に御状に預かっていたが、返事が遅くなった。太宰府安楽寺大鳥居職の沙汰についての報告。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三274 ～ 275頁	
232	太宰府天満宮文書	菊池氏家臣連署書状案	(文安5年) 11月25日	144811025	宮崎刑部少輔忠利・阿佐古飛驒守兼吉	大鳥居殿	当職安堵の御判を執り進める。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三274頁	
233	太宰府天満宮文書	木野了幸施行状	文安5年11月25日	144811025	(木野)沙弥了幸(花押)	大鳥居殿	安楽寺天満宮大鳥居職并筑後国水田当知行所領等の事、本家の補任に任せて信顕の領掌を菊池為邦も承認のうえは、相違なきように。	不可有相違之状、如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三273頁	
234	大鳥居文書	菊池為邦安堵状	文安5年11月25日	144811025	藤原朝臣(菊池)為邦(花押)	大鳥居殿	安楽寺天満宮大鳥居職并筑後国水田当知行所領等の事、本家の補任に任せて信顕の領掌を承認。	可令勤仕之状、如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三272 ～ 273頁	

235	太宰府天満宮文書	隈部宗則書状案	(文安5年) 11月25日	144811025	關部(隈部)越後守宗則	阿佐古(兼清)殿・宮崎(忠利)殿	大鳥居方の安堵のことを承り、披露せしめ、執りまいらせる。安堵状の送り状。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一三273 ～ 274頁	
236	相良家文書	菊池為邦安堵状	宝徳3年4月1日	145104001	(菊池為邦)肥後守(花押)	相良殿(長続)	当知行の地を安堵。	領掌不可有相違状、如件	大日本古文書　相良家文書192号	
237	正観寺文書	沙弥元秀書状	(宝徳3年) 10月9日	145110009	沙弥元秀(花押)	菊池殿参	正観寺のこと披露し、上聞に達し、十刹御教書并公文を調進。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一正観寺文書21号	
238	汐崎稜威主文書	伊牟田基家・鹿子木基員連署願文	享徳3年4月吉日	145404099	伊牟田基家(花押)・鹿子木基員(花押)・先達京都四条烏丸内海越中永範(花押)	熊野山御師廊御防	隈部村住人の二人、熊野那智社に祈願。		史料纂集　熊野那智大社文書　汐崎稜威主文書51号	
239	五條文書	菊池爲邦安堵状	享徳3年11月3日	145411003	肥後守(菊池為邦)(花押)	五條殿	筑後国黒木山内寄之村の知行を安堵。	御知行不可有相違状、如件	熊本県史料中世編第四五條文書65号	
240	桑林山光九寺文書(『肥後国志』所収)	隈部忠直寄進状写	康正2年8月4日	145608004	源(隈部)忠直判	桑林寺光九寺錬室金大和尚	当時境内1町7段并山野の事・此方当知行之内雪野村小桝木田一所3町5段3畝を寄進。	後代之子孫以来不可有綺、仍状如件	肥後国志　上(青潮社)438頁	
241	玉祥寺文書(『肥後国志』所収)	玉祥寺寺領坪付写	寛正元年正月20日	146001020	荒木日向記	玉祥寺納所	玉祥寺に付された寺領の坪付。	我等代官仕所、如件	肥後国志　上(青潮社)473 ～ 474頁	
242	阿蘇家文書	菊池持朝宛行状	長禄5年正月28日	146101028	肥後守(菊池為邦)花押	阿蘇大宮司(惟忠)殿	肥後国八代郡之内海東村を宛行。	可有御領知之状、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九252頁	
243	玉祥寺文書	菊池為邦安堵状	長禄4年2月18日	146102018	肥後守(菊池為邦)(花押)	玉祥寺衣鉢侍者	当国野原郷之内倉満牛水田畠を安堵。	仍状如件	熊本県史料中世編第一玉祥寺文書1号	
244	河島書店所蔵文書	菊池為邦宛行状	長禄4年8月3日	146108003	(菊池為邦)肥後守(花押)	佐藤口口少輔殿	肥後国八城郡蜂屋近江守跡を宛行。	早可令領知之状、如件	菊池一族の戦いと信仰展図録79号	
245	相良家文書	忠治書状	(寛正元年) 10月26日	146110026	忠治(花押)	相良殿御宿所	葦北郡の相論、いまに相違なく、目出たい。山井但馬守から申し伝える。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書197号	
246	相良家文書	菊池為邦安堵状	長禄4年10月26日	146110026	(菊池為邦)肥後守(花押)	相良左近将監殿(長続)	肥後国葦北郡を安堵。	可有領知之状、如件	大日本古文書　相良家文書195号	
247	相良家文書	菊池為邦書状	(寛正元年) 10月26日	146110026	(菊池)為邦(花押)	相良殿(長続)	子細を伝えるべく使者派遣。山井但馬守朝続より申す。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書196号	
248	相良家文書	宮崎忠利書状	(寛正元年) 10月28日	146110028	(宮崎右衛門大夫)忠利(花押)	相良殿御宿所	音問の返事。葦北郡の相論、いまに相違なく、目出たい。山井但馬守から申し伝える。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書198号	
249	相良家文書	山井朝続書状	(寛正元年) 11月8日	146111008	(山井)朝続(花押)	相良又三郎殿・吉牟田新三郎殿	蘆北(葦北)安堵の事、人吉に持参。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書199号	
250	小代文書	菊池(ヵ)武為安堵状	寛正6年6月17日	146506017	武為	小代兵庫助殿	野原東西郷の知行を安堵。	任先例、御知行不可有相違状、如件	熊本県史料中世編第一小代文書46号	
251	五條文書	菊池爲邦宛行状	寛正7年正月23日	146601023	肥後守(菊池爲邦)(花押)	五條殿	肥後国泉庄之内8丁・芦原4町を宛行。	早可有領知之状、如件	熊本県史料中世編第四五條文書64号	
252	廣福寺文書	徳鶴丸寄進状	寛正7年4月20日	146604020	徳鶴丸	廣福寺	肥後国玉名庄扇の内田地1町を、菊池為安の追善のために施入。	仍為後証状、如件	熊本県史料中世編第一廣福寺文書81号	
253	清源寺文書	菊池持朝寄進状案	文正元年6月23日	146606023	肥後守(菊池持朝)判	季材西堂	肥後国玉名郡野原郷内田地5町并屋敷等を寄進。	可有御領知状、如件	熊本県史料中世編第一清源寺文書21号	
254	三宮大明神文書(『肥後国志』所収)	菊池為光寄進状写	応仁元年正月19日	146701019	菊池(宇土)為光	三宮社社家中	領地36町を前々の如く寄附。	仍状如件	肥後国志　下(青潮社)26頁	
255	相良家文書	菊池重朝書状案	(応仁2年ヵ) 4月9日	146804009	(菊池)重朝	野辺形部(刑部)大輔殿	上使として下向した野辺氏に、菊池父子不快の事情を説明。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書204号	
256	清源寺文書	菊池重朝寄進状案	応仁3年4月7日	146904007	藤原(菊池)重朝御判	清源寺季材西堂	前年に菊池為邦が寄進した2町は、野原八幡宮立用田により返付。代所として、本村水本百姓二人分田地2町2段并屋敷畠地等を寄進。	任先例可有領知之状、如件	熊本県史料中世編第一清源寺文書24号	
257	清源寺文書	高瀬泰朝安堵状	応仁3年4月7日	146904007	(高瀬)沙弥泰朝(花押)	清源寺季材西堂	清源寺住持職を安堵	可執務給之状、如件	熊本県史料中世編第一清源寺文書25号	
258	五條文書	菊池爲邦宛行状	応仁3年10月10日	146910010	肥後守(菊池爲邦)(花押)	五條殿	肥後国山鹿郡和泉荘100町を宛行。	全可有領知状、如件	熊本県史料中世編第四五條文書66号	
259	阿蘇家文書	城為冬書状	「文明4年壬辰」8月19日	147208019	(城)為冬(花押)	光永山城守殿	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。使者を送りいただき、目出たいこと。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書272号	

260	阿蘇家文書	菊池重朝書状写	「文明4年壬申」8月19日	147208019	(菊池)重朝花押	阿蘇殿(惟忠)	御嶽本堂の上葺并下宮御修造の由を承った。両使をもって示されたことは、老者どもと談合し、返答する。	恐々敬白	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九252-253頁	
261	阿蘇家文書	高瀬泰朝書状	「文明4年壬辰」10月19日	147210019	(高瀬)泰朝(花押)	隈部次郎右衛門殿	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。対応すると返事。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書273号	
262	阿蘇家文書	宇土為光書状	「文明4年壬辰」10月19日	147210019	(宇土)為光(花押)	隈部上総介殿	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。対応すると返事。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書273号	
263	阿蘇家文書	肥前徳鶴丸書状	「文明4年壬辰」10月19日	147210019	(肥前)徳鶴丸	隈部殿	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。対応すると返事。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書274号	
264	阿蘇家文書	武明書状写	「文明4年壬申」10月19日	147210019	武明花押	隈部上総介殿	阿蘇十二社并本堂修造の事、棟別銭を進上すると返事。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九254頁	
265	阿蘇家文書	詫磨重房書状	「文明4年壬辰」10月20日	147210020	(詫磨)重房(花押)	隈部上総殿	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。対応すると返事。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書276号	
266	阿蘇家文書	菊池重朝書状写	「文明4年壬申」10月21日	147210021	(菊池)重朝	相良殿(為続)	阿蘇十二社并本堂修造の事、旧例に任せ棟別銭を徴収する。奔走いただきたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九253-254頁	
267	阿蘇家文書	菊池重朝書状写	「文明4年壬申」10月21日	147210021	(菊池)重朝	伯耆殿(名和顕忠)	阿蘇十二社并本堂修造の事、旧例に任せ棟別銭を徴収する。奔走いただきたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九254頁	
268	阿蘇家文書	菊池重朝書状写	「文明4年壬申」10月23日	147210023	(菊池)重朝花押	阿蘇殿(惟忠)	阿蘇十二社并本堂修造の事、棟別の事、承った。それにつき、先例がないと古老者は申している。しかし、我等は奔走し、催促する。(各地からの)返事と壁書案を披見のために送る。球磨・八代・天草から返事が来たら、重ねて催促する。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九253頁	
269	阿蘇家文書	阿蘇惟歳書状写	「文明5年癸巳」6月吉日	147306099	(阿蘇)惟歳	菊池殿進之候	阿蘇山本堂の造営について、去年使者を送ったところ、懇ろに承った。今月12日から着工する。棟別の催促を依頼。	恐々敬白	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十300頁	
270	阿蘇家文書	相良為続書状	「文明5年亥巳」9月27日	147309027	(相良)為続(花押)	菊池殿御宿所(重朝)	阿蘇社の本堂造営料にかかる棟別銭のこと。時宜取り乱し、遅くなったが、進上すると報告。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書282号	
271	阿蘇家文書	菊池重朝書状写	「文明5年癸巳」10月7日	147310007	(菊池)重朝花押	阿蘇殿(惟忠)	阿蘇十二社并本堂修造の事につき、相良為続から棟別銭到来。彼の書状を添えて送る。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九254頁	
272	大友家文書録	室町幕府奉行人連署奉書写	文明10年12月14日	147812014	大和守(飯尾元連)在判・美濃守(飯尾貞有)在判	菊池十郎(重朝)殿	筑後国の事、大友政親当知行のところ、競望して弓矢に及ぶと聞いた。すぐにその妨げをやめるように。難渋あれば、成敗するとのことである。	仍執達如件	大分県史料三一～三四大友家文書録448号	
273	大友家文書録	伊勢貞宗書状案	(文明10年) 12月14日	147812014	伊勢守貞宗在判	謹上　菊池十郎(重朝)殿	筑後国の事、大友政親当知行のところ、競望して弓矢に及ぶと聞いた。それについて奉書をなされたので、すぐにその妨げをやめるように。難渋あれば、成敗するとのことである。	恐々謹言	大分県史料三一～三四大友家文書録449号	
274	大慈寺文書	菊池重朝書下写	文明11年7月4日	147907004	菊池藤原重朝	勅賜大慈禅寺方丈	多年に及び押妨の輩ありとの海印長老の訴訟を受けての安堵。	敢無怠慢状、如件	熊本県史料中世編第二大慈寺文書11号	熊本県史の頭注に「稍疑わし」とあり。
275	相良家文書	菊池重朝書状	(文明16年) 4月25日	148404025	(菊池)重朝(花押)	税所式部少輔殿	名和顕忠の退出にともない、相良為続に八代知行を承認したところ、紛争となっているので、上津浦上総介に仲介させると通知。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書232号	
276	清源寺文書	菊池重朝施行状	文明18年8月3日	148608003	(菊池重朝)肥後守(花押)	慈陽首座	台帖に任せ、清源寺住持職を執務するべきこと通知。	可有執務之状、如件	熊本県史料中世編第一清源寺文書29号	
277	正観寺文書	隈部忠直書状	(文明18年) 8月7日	148608007	(隈部)忠直(花押)	正観寺方丈侍衣禅師	今年は菊池持朝三十三回忌にあたるため、龍虎屏風一双を寄進。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一正観寺文書23号	
278	清源寺文書	高瀬泰朝遵行状	文明18年8月12日	148608012	(高瀬泰朝)沙弥(花押)	慈陽首座	鈎帖に任せ、清源寺住持職を執務するべきこと通知。	可令執務之状、如件	熊本県史料中世編第一清源寺文書30号	
279	志岐文書	菊池重朝安堵状写	長享3年2月4日	148902004	(菊池)肥後守重朝在判	(志岐次郎右衛門尉重遠)	志岐治部少輔遠治の家督と当知行地を次郎右衛門尉重遠が相続することを承認。	不可有相違之状、如件	熊本県史料中世編第四志岐文書19号	
280	五條文書	菊池爲邦書状	(年未詳) 2月3日	148902003	(菊池)爲邦(花押)	五條殿	肥前為安が津江へ用心として出陣。不審の時は相談されるように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書67号	

281	廣福寺文書	菊池為邦書状	(年未詳)４月２７日	148904027	(菊池)為邦(花押)	彰孝寺	廣福寺売得の地に違乱者が出たと聞き、進状。	恐々敬白	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書87号	
282	清源寺文書	菊池為邦書状	(年未詳)５月１０日	148905010	(菊池)肥後守為邦(花押)	謹上　清源寺侍衣下	闕所がないために、寄進できないと通知。	恐惶稽首	熊本県史料中世編第一 清源寺文書22号	
283	五條文書	足利義政御内書写	(年未詳)６月２日	148906002	御判(足利義政)	菊池肥後守(為邦)殿	新造の祝儀として、太刀・鎧・鷲眼万疋を進上の御礼。	仍太刀一振守家遣之候也	熊本県史料中世編第四 五條文書68号	
284	五條文書	菊池爲邦書状写	(年未詳)６月１５日	148906015	(菊池)爲邦判	五條殿	去年の新居祝儀を進上につき、御内書及び管領・細川右馬頭・伊勢守の返書が下着。写しを転送。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書69号	
285	清源寺文書	菊池為邦書状	(年未詳)７月１日	148907001	(菊池)為邦(花押)	清源寺尊答	寄進の地のことにより、御懇に承り、感謝。	恐惶敬白	熊本県史料中世編第一 清源寺文書23号	
286	五條文書	菊池爲邦書状	(年未詳)７月２８日	148907028	(菊池)為邦(花押)	五條殿	武清が働きを見せたと注進あり。山中用心のことを申すよう、隈部式部丞に指示。一昨日、当国守護代城兵部大夫を山鹿に派遣。肥前(菊池武安)の先導である。その夜軍勢を調え、敵が現形したら沙汰する。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書70号	
287	藤崎八幡宮文書	菊池重朝書状	(年未詳)６月２日	149306002	(菊池)重朝(花押)	出田山城守殿	藤崎八幡宮の上葺を申しだされたところ、各々の奔走により、修造を遂げたと承ったこと。遷宮等の祝儀につき、宮内庄給人に催促するとのこと、以前に書状で承ったこと。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 藤崎八幡宮文書22号	
288	廣福寺文書	菊池重朝書状	(年未詳)７月２２日	149307022	(菊池)重朝(花押)	廣福禅寺	敵退治について御懇に承り、喜悦。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書91号	
289	廣福寺文書	菊池重朝書状	(年未詳)７月２５日	149307025	(菊池)重朝(花押)	廣福禅寺	当敵退治にあたり配秩を賜り、御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書92号	
290	五條文書	菊池重朝書状	(年未詳)１１月６日	149311006	(菊池)重朝(花押)	城殿(重峯ヵ)	書状を披見。彼境の時宜を懇切に申され、喜んでいる。申し入れのこと、承った。神名を以て申され頼もしい。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書71号	
291	高田氏保管文書	菊池重朝一字書出写	(年未詳)１１月吉日	149311099	藤原(菊池)重朝(花押影)	宗丹治丸	重信の名乗りを付与。		熊本県史料中世編第四 高田氏保管文書1号	本文書は検討を要す。
292	大内氏掟書	大内政弘書状写	(明応４年)５月４日	149505004	御位署(大内政弘)	謹而　菊池肥後守(武運)殿	久しく無音のところ、示し預かり、祝着。以後は権介(大内義興)に示し預かりたい。去年秋から中風となり、もろもろ権介に申し付けている。これらの趣は京都へ言上するので、斟酌もあろうと、お伝えするものである。	恐々謹言	戦国遺文大内編0796号	
293	清源寺文書	菊池能運安堵状	明応6年8月29日	149708029	肥後守(菊池能運)(花押)	口源寺	代々寄進の地を安堵。	不可有相違之状、如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書31号	
294	伊倉北八幡宮文書	菊池武運加冠状	明応6年12月12日	149712012	肥後守(花押)(菊池武運)	伊倉中八郎殿	加冠名字「宇佐公貞」を与える。		熊本県史料中世編第一 伊倉北八幡宮文書1号	
295	西巌殿寺文書	城重岑・隈部朝夏連署書状	「明応7年戊午」9月14日	149809014	(隈部)朝夏(花押)・(城)重岑(花押)	大宝院・那羅延坊御報	渡鹿の結橋、今月成就と承った。来年は本橋を結構と聞いた。屋形様も助成されるだろう。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書125号	
296	西巌殿寺文書	阿蘇山衆徒行者連署書状案	「明応8年」菊月9日	149909009	契久・契義・懐順	城(重岑)殿・隈部紀伊(朝夏)殿御宿所	鹿渡橋再興のこと、延引のところ、御屋形様が参詣されると聞き、奔走するよう指示し、成就した。御屋形様から造営料として2万疋奉納いただいた。本橋については、来年取り組むこと。	恐惶	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書126号	
297	西巌殿寺文書	城重岑・隈部朝夏連署書状	(明応8年)９月１０日	149909010	(隈部)朝夏(花押)・(城)重岑(花押)	阿蘇山衆徒御中御報	渡鹿橋料として、2万疋を進上。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書127号	
298	志岐文書	菊池武運加冠状写	明応8年12月18日	149912018	肥後守在判(菊池武運)	志岐又二郎殿	藤原武遠の名乗りを付与。		熊本県史料中世編第四 志岐文書20号	
299	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	細川政元書状写	(明応9年)３月３０日	150003030	(細川)政元在判	菊池肥後守(武運)殿	足利義尹の周防山口下向の事につき、大友親治と相談し、忠節するようにとの御内書の添状。	恐々謹言	熊本県立美術館所蔵	大友家文書録545号
300	大友家文書録	足利義高御内書写	(明応9年3月30日)	150003030	御判(足利義高)	大内太郎とのへ・太宰少弐とのへ・菊池肥後守(武運)とのへ・阿蘇大宮司とのへ	足利義尹の周防山口下向の事につき、大友親治と相談し、忠節するように。	尤可為神妙候也	大分県史料三一～三五 大友家文書録542号	
301	細川家消息往来(宇土細川家旧蔵細川家譜)	安富元家書状写	(明応9年)４月７日	150004007	(安富)元家在判	菊池殿参人々御中	足利義尹の周防山口下向の事につき、各々相談のうえ忠節するようにと御内書がなされ、細川政元も書状をもって申されている。これらのことを、お伝えいたします。御内書・添状の送り状。	恐々謹言	熊本県立美術館所蔵	大友家文書録548号

302	五條文書	宇土爲光書状	(文亀元年ヵ)6月13日	150106013	(宇土)爲光(花押)	五條殿	当家の事、老若一味同心により、今月1日に着府。代々の儀に任せ、忠節するように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書73号	
303	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	室町幕府奉行人連署奉書写	(文亀元年)閏6月13日	150106113	加賀前守・大和守	嶋津陸奥守殿・河野六郎殿・伊東十郎殿・麻生与次郎殿・宗刑部少輔殿・大宰少弐殿・菊池肥後守(武運)殿・阿蘇大宮司殿・相良宮内少輔殿・有馬駿河守殿	大内義興退治の事、治罰之綸旨并御内書等の旨に任せ、大内太郎・大友備前守親治・同子息五郎と相談し、忠節に励むように。	仍執達如件	熊本県立美術館所蔵	大友家文書録564号
304	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	細川政元書状写	(文亀元年)閏6月25日	150106125	(細川)右京大夫政元	謹上　大宰少弐(資元)殿・菊池肥後守(能運)殿・阿蘇大宮司(惟長)殿	大内義興退治の事、治罰之綸旨并御内書をなされたうえは、九州衆は相談し、忠功に励むように。	恐々謹言	熊本県立美術館所蔵	大友家文書録574号
305	志岐文書	菊池武運宛行状	「明応10年辛酉」7月5日	150107005	(菊池)武運(花押)	天草一揆中	肥後国八代郡の小野・豊福両所を付与。当郡の方々と申し合わせ、手づかいの結構を依頼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 志岐文書21号	
306	阿蘇家文書	城重岑寄進状写	文亀元年7月7日	150107007	越前守藤原朝臣重峯(花押)	拝上　阿蘇山万福院	前欠。肥後国益城郡小野村内重岑当知行14町8段を寄進。	誠恐誠惶敬白	大日本古文書　阿蘇家文書293号	
307	阿蘇家文書	城重峯寄進状	文亀元年7月7日	150107007	(城)越前守藤原朝臣重峯(花押)	拝上　阿蘇山万福院	当国益城郡小野村之内重峯当知行14町8段を寄進。	誠恐誠惶敬白	大日本古文書　阿蘇家文書293号	
308	志岐文書	天草一揆談合覚書	明応10年7月	150107099			明応十年七月五日の「菊池武運(能運)宛行状」をうけて出された天草一揆の談合覚書。断簡と思われ詳しい内容は不明。		熊本県史料中世編第四 志岐文書22号	
309	廣福寺文書	城重峰書状	文亀元年8月29日	150108029	(城)重峯(花押)	拝復　廣福寺侍者御中	当寺の御判について、仰せを蒙った。ここもとでの取合は粗略にしない。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書95号	
310	廣福寺文書	宇土宮光丸書下	文亀元年8月29日	150108029	(宇土)藤原朝臣宮光丸	廣福寺	肥後国玉名郡石貫村紫陽山廣福寺を諸寺に准じ、永代守護宝地とする。	准諸寺可為永代守護宝地之状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書94号	
311	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	安富元家書状写	(文亀元年)10月2日	150110002	(安富筑後守)元家	菊池殿参人々御中	足利義尹の防州下向について、京都の公儀に対して忠節を尽くすよう以前に御内書をなされた。それを細川政元書状をもって申していたところ、お請けなされ、去三月五日の尊書が近日京着した。披露したところ、然るべきとのことであった。その後、大内義興退治の治罰綸旨もなされたので、戦功をあげるのが肝要である。このことをお伝えする。	恐惶謹言	熊本県立美術館所蔵	
312	大友家文書録	室町幕府奉行人連署奉書写	文亀元年［　　］(12月2日)	150112002	加賀前司(飯尾清房)在判・大和守(飯尾元行)在判	大友備前守殿・大内太郎殿・太宰少弐殿・菊池肥後守(武運)殿・河野六郎殿	大内義興治罰の御内書・御下知をなされるにあたり、使節泰甫和尚を安芸・石見に派遣。忠節すると請文を提出したうえは、このことを承知し、忠節するようにとの仰せである。	仍執達如件	大分県史料三一～三四 大友家文書録590号	
313	相良家文書	菊池武運(能運)書状	(文亀2年)3月9日	150203009	(菊池)武運(花押)	相良殿(長毎)	相良勢の堺出張につき、音信。時宜一決していないこと。この方については、筑後衆が同心すること。その現形により、渡海することを通知。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書257号	
314	相良家文書	菊池武運書状	(文亀2年)4月23日	150204023	(菊池)武運(花押)	相良殿(長毎)	去5日夜に隈本城に着国。堺の二・三郡の衆が馳せ来た。筑後・天草の人々は13～14日に現形とのこと。その他、諸勢の動向などを詳報。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書258号	
315	相良家文書	菊池武運書状	(年未詳)10月20日	150210020	(菊池)武運(花押)	相良殿(長毎)	開陣したと聞いたが、どういう事情だろうか。大友氏からの題目を待っているので、こちらの軍事は延期している。状況を知らせてほしい。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書253号	
316	相良家文書	菊池武運自筆起請文	(文亀2年)10月24日	150210024	(菊池)武運(花押)	相良殿(長毎)	武運弓矢の次第について、相良長毎を憑む。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書254号	
317	相良家文書	相良長毎起請文案	(文亀2年)11月4日	150211004	(相良)長毎	菊池(武運)殿御報	文亀2年10月24日菊池自筆武運起請文への返書。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書255号	
318	相良家文書	菊池武運書状	(年未詳)12月18日	150212018	(菊池)武運(花押)	相良殿(長毎)	子細を伝えるために内田薩摩守を派遣したところ、同前に意向を示してもらえ、ありがたい。頼もしく思う。	恐々敬白	大日本古文書　相良家文書256号	
319	廣福寺文書	菊池武運書状	(文亀3年ヵ)3月21日	150303021	(菊池)武運(花押)	廣福寺	敵城所々没落について、祈祷の大般若経転読の配帙を謝す。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書93号	
320	五條文書	宇土爲光書状	(年未詳)6月13日	150306013	(宇土)爲光(花押)	五條殿	その境で敵を撃退したことを称賛。感状。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書72号	

321	阿蘇家文書	菊池能運書状写	「文亀3年癸亥」9月24日	150309024	(菊池)能運花押	竹崎淡路守殿(惟夏)	去々年以来、木山の事を阿蘇惟長に再々伝えている。きっと彼城に入部するよう、伝えて欲しい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九256頁	
322	阿蘇家文書	菊池能運書状写	「文亀3年癸亥」9月27日	150309027	(菊池)能運花押	阿蘇殿(惟長)	木山350町と城の事、以前申したように、早々に入部されるように。	恐々敬白	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九255頁	
323	相良家文書	菊池能運書状	(文亀3年) 10月21日	150310021	(菊池)能運(花押)	相良殿(長毎)	当国静謐につき丁寧に承った。両一揆は代々の旨に任せ忠節してくれた。隈庄はたやすく手に入った。宇土為光は筑後の立花山城守が留め置いていると注進があった。	恐々敬白	大日本古文書　相良家文書259号	
324	相良家文書	菊池能運自筆書状	(文亀3年) 11月4日	150311004	(菊池)能運(花押)	阿蘇殿(惟長)	前日面談、本望であった。ますます諸篇について申し合わせたい。出陣については、指南により延期している。今後は相良長毎とさらに一味したい。	恐々敬白	大日本古文書　相良家文書260号	
325	相良家文書	菊池能運書状	(文亀3年) 11月7日	150311007	(菊池)能運(花押)	相良殿(長毎)	使者を派遣いただき、ありがたい。先月27日に合戦したとのこと、承知した。阿蘇惟長父子が着陣し、もっともなことだ。こちらは状況により出陣する。たびたび伝えたように、彼城の人数が漏れないようにせよ。天草一揆から何か言ってきただろうか。出陣するように伝えているので、そうするはずだ。	恐々敬白	大日本古文書　相良家文書261号	
326	阿蘇家文書	菊池氏家臣連署書状	「文亀3年癸亥」12月19日	150312019	武着(花押)・城上総介頼峯(花押)・隈部兵部少輔運治(花押)・能冬(花押)	竹崎(惟満ヵ)殿・村山(惟貞)殿	小山・砥嶋・長峯・上嶋半分の事について、示し預かり、披露したこと。こちらの所存も申し上げた。ご納得いただきたい。木崎郷45町・砥郷45町を進める旨、まず知らせること。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書295号	
327	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	室町幕府奉行人連署奉書写	永正元年3月14日	150403014	大和守・前肥前守	大宰少弐殿・嶋津陸奥守殿・菊池肥後守(能運)殿・阿蘇大宮司殿・伊東十郎殿・相良宮内少輔殿・秋月殿・筑紫下野守殿	大友五郎義長が去年筑後国へ出張したところ、合力されたとのこと。神妙である。いよいよ義長父子と相談し、忠勤するようにとの仰せである。	仍執達如件	熊本県立美術館所蔵	
328	清源寺文書	菊池氏家臣連署書状	(永正元年) 3月21日	150403021	(城上総介)武著(花押)・(山鹿但馬守)頼岑(花押)	清源禅寺	当寺の寺領について、代々の証文は歴然。先例に任せ、執務すべし。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一清源寺文書33号	
329	願行寺文書	菊池家臣連署書状	(永正元年) 3月21日	150403021	(山鹿但馬守)頼岑(花押)・(城上総介)武著(花押)	願行寺	寺領が安堵されたことを通知。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一願行寺文書1号	
330	阿蘇山古文書(『肥後国志』所収)	武治寄進状写	永正元年11月3日	150411003	武治判	阿蘇山萬福院御同宿中	山鹿郡岩原之内先知行5町を阿蘇大明神に寄進。	恐惶敬白	肥後国志　下(青潮社)537頁	
331	永青文庫所蔵文書	菊池能運書状	(年未詳)重陽	150409009	(菊池)能運(花押)	(宗口殿)	重陽の祝儀として、名代与七郎の到来を謝す。	恐々謹言	肥後の書画名品撰25号	
332	廣福寺文書	菊池政朝安堵状	永正2年8月5日	150508005	(菊池)藤原朝臣政朝(花押)	廣福寺	肥後国玉名郡石貫村廣福寺寺領を先例に任せて安堵。	任先例不可有相違之状、如件	熊本県史料中世編第一廣福寺文書96号	
333	阿蘇家文書	菊池氏家臣連署起請文写	永正2年9月5日	150509005	平山十郎太郎能世花押・小森田四郎兵衛尉運清花押・瀬田新左衛門尉宗方花押・隈部源兵衛尉守治花押・小山十郎三郎運貞花押・竹崎中左衛門尉惟豊花押・城弥七兵衛尉昌岑花押・岩川蔵人允運秀花押・隈部豊前守明貞花押・鹿子木民部左衛門尉員治花押・長田右衛門尉武秀花押・田嶋右京亮重実花押・城上総介頼岑花押・山鹿式部少輔武治花押・出田刑部大輔重綱花押・鬼嶋右京亮邦久花押・同兵部少輔朝久花押・立田伊賀守重雄花押・同小次郎重徳花押・長野備前守運貞花押・赤星弾正少弼重規花押・同右近允武規花押		(菊池政隆と戦うという)弓矢を定めた上は、一味の者どもが申し合わせ、馳走することを誓約。	仍起請文、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九259 - 261頁	
334	阿蘇家文書	阿蘇惟長起請文写	永正2年9月6日	150509006	(阿蘇)惟長	(菊池氏家臣ヵ)	当国弓矢についての各々の心底、承った。当家として菊池政朝その他の老中とは等閑ない関係であり、戦いとなれば、力及ばない。ついては、大友氏や相良長毎と相談し、調法するように。一味同心して馳走せよ。隈府・国中へ触れめぐるように。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第十304頁	

335	阿蘇家文書	菊池氏家臣連署起請文写	永正２年１２月３日	150512003	城上総介頼岑・隈部式部少輔武治・赤星弾正少弼重規・内古閑備前守重載・田嶋右京亮重実・小森田安芸守能世・内田遠江守重国・長野備前守運貞・立田伊賀守重雄・窪田大和守為宗・隈部和泉守宗直・鹿子木民部左衛門尉員治・御宇田上総介重直・長田右衛門尉武秀・出田刑部大輔重綱・岩河蔵人允運秀・立田小次郎重徳・城大蔵少輔敏岑・隈部豊前守貞明・吉田左衛門尉公世・北山城守公村・隈部源兵衛尉朝家・内田右京亮重貞・小森田和泉守朝右・内古閑二郎左衛門尉朝貞・瀬田新左衛門尉惟夏・山北掃部助景直・臼間田又十郎武益・隈部右京亮尚治・赤星右近允武規・宗与八郎盛頼・瀬田兵部丞惟衛・竹崎忠左衛門尉惟豊・高倉図書助俊直・隈部弥七郎衛年・相良式部少輔朝長・吉田新十郎公棟・竹崎兵部丞惟直・赤星飛騨守房継・関将監公頼・古閑山城守貞載・高橋薩摩守朝景・若薗源兵衛尉忠道・長野清左衛門尉運俊・阿佐古清左衛門尉能清・内古閑周防守朝誠・小森田加賀守高世・平山十郎太郎能世・隈部右馬助重門・合志蔵人少輔隆岑・小山十郎三郎運貞・関部満龍丸・小森田四郎兵衛尉運衛・窪田式部丞重宗・山井丹波守頼直・赤星大蔵少輔重生・隈部新兵衛尉頼夏・城弥七兵衛尉昌岑・御宇田山城守直貞・佐藤日向守重秀・鹿子木式部丞房員・内古閑神十郎運直・合志掃部助隆冬・馬見塚藤左衛門尉盛秀・白石民部丞朝道・出田六郎貞峯・佐藤式部丞朝佐・竹崎又丞丸・佐野伊豆守朝経・多比良出雲守朝道・牧右馬允朝満・内田右衛門尉朝藤・立田刑部少輔武実・赤星安芸守有継・馬見塚新左衛門尉長行・平山中務少輔秀直・若薗源兵衛尉忠村・竹崎二郎右衛門尉惟次・馬見塚左衛門尉盛岑・中山対馬守経世・大河内和泉守氏直・田中弾正忠朝宗・竹崎図書助惟秀		当国を阿蘇惟長様に格護いただくことを申し定めた。以後は二心野心を抱かないことを定め、起請文を奉納する。	仍起請文、如件	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九261-267頁	
336	西巌殿寺文書	隈部衆連署起請文(断簡)	(永正２年ヵ)	150599099			当国の事、阿蘇惟長様に御格護いただくことを申し定めたので、阿蘇社上宮に起請文を奉納。	益不可有聊爾候事	熊本県史料中世編第一西巌殿寺文書89号	
337	廣福寺文書	隈部忠直書状	永正３年３月２６日	150603026	(隈部)忠直(花押)	廣福寺監院侍司	正観寺丈室造立材木の所望について、懇ろに仰せ談ぜられたこと。それを披露したこと。	恐惶頓首	熊本県史料中世編第一廣福寺文書98号	
338	廣福寺文書	隈部(ヵ)親家寄進状	永正３年３月２６日	150603026	(隈部ヵ)親家(花押)	廣福寺侍者御中	河崎の内道秀名１町７段、同畠地７段、石貫の内今泉居屋敷一所を前代菊池重安の仰せのように寄進。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一廣福寺文書97号	
339	相良家文書	菊池氏家臣連署書状	(永正３年) １０月１３日	150610013	(内空閑)重載(花押)・(隈部)忠豊(花押)・(城)政冬(花押)	相良殿御宿所(長毎)	阿蘇惟長の合力として、豊後衆が出陣、紛争し、勝利している。安心されたい。筑後国衆が近日出陣とのこと。大聖院宗心・田原・佐伯諸氏が現形すると申してきている。国々の状況について、申し合わせたい。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書274号	
340	相良家文書	菊池政朝書状	(永正３年) １０月１３日	150610013	(菊池)政朝(花押)	相良殿	前日も手紙を送ったが、届いただろうか。阿蘇惟長への合力として、豊後衆が出陣してきた。国家静謐のために、相談したい。北小河・守山・海東・小熊野の地を、領知されよ。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書273号	
341	相良家文書	菊池氏家臣連署書状	(永正３年) １０月１６日	150610016	(内田)重国(花押)・(山北)邦続(花押)	園田右京殿	阿蘇惟長の合力として豊後衆が先月２２日に小国へ出陣。今月２日に隈部近所の木庭に着陣。屋形(菊池政朝)は３日に内古閑城に籠城。今度の事態については、両国人数が一味同心し、政朝に忠節を尽くす。国静謐のために、申し合わせたい。納得をもって、勝利のための武略を期待したい。	恐惶謹言	大日本古文書　相良家文書275号	
342	清源寺文書	菊池家臣連署書状	(永正４年)正月２８日	150701028	(城刑部少輔)重載(花押)・(内空閑備前守)政冬(花押)	清源寺鑒方丈	寺領都合５町７段について、数通の御判と証文を披露。相違なく領知せよと通知。。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一清源寺文書34号	

343	清源寺文書	菊池武経安堵状	永正４年２月１８日	150702018	肥後守(菊池武経)(花押)	清源寺	玉名郡の代々寄進地を安堵。	不可有相違状、如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書35号	
344	阿蘇山古文書(『肥後国志』所収)	城経通書状写	(永正４年) ３月１１日	150703011	藤原(城七郎)経通判	進上　萬福院	寄進状の添状。本意の時は、早速知行あるように。祈念のことを依頼。	恐惶謹言	肥後国志　下(青潮社)537 ～ 538頁	
345	阿蘇山古文書(『肥後国志』所収)	城経通寄進状写	永正４年３月１１日	150703011	藤原(城七郎)経通判	阿蘇山萬福院	山本荘平島之内５町を阿蘇大明神に寄進。	奉寄進所、如件	肥後国志　下(青潮社)537頁	
346	西巌殿寺文書	阿蘇惟長書状	「永正４年丁卯」８月２０日	150708020	(阿蘇)惟長(花押)	阿蘇山成満院衆徒中	時儀しかるべき条、さらに祈念するように。先日は巻数給わり、感謝。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書144号	
347	志岐文書	志岐重遠書状案	「永正４年丁卯」１０月２３日	150710023	(志岐)重遠	赤星駿河守殿	御書を頂戴。代々忠節を忘却なき儀につき、肥後益城郡砥河８０町を扶持されると仰せ下された。忝く存ずる旨、披露いただきたい。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第四 志岐文書25号	
348	阿蘇家文書	菊池氏家臣連署書状	「永正４年」１１月１８日	150711018	(城)頼峯(花押)・隈部式部少輔武治(花押)・御守田上総介重直(花押)・田嶋右京亮重実(花押)・窪田大和守為宗(花押)・隈部和泉守宗直(花押)・立田伊賀守重雄(花押)・鹿子木民部左衛門尉員治(花押)・内田遠江守重国(花押)・長田右衛門尉武秀(花押)・内古閑備前守重載(花押)・出田刑部大輔重綱(花押)・長野備前守運貞(花押)・赤星弾正少弼重規(花押)・(小森田)能世(花押)	村山(惟貞)殿	菊池能運死後の相続争いにつき、各々から頻りに頼んでいたところ、相違なく進み、めでたい。今後は忠貞に励み、敵を退治する旨、大友氏に相談し、実現していくと(阿蘇惟長へ)御披露いただきたい。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書301号	
349	阿蘇家文書	菊池氏家臣連署書状	「永正４年」１１月１８日	150711018	(隈部)武治(花押)・御宇田上総介重直(花押)・田嶋右京亮重実(花押)・鹿子木民部左衛門尉員治(花押)・窪田大和守為宗(花押)・隈部和泉守宗直(花押)・立田伊賀守重雄(花押)・長田右衛門尉武秀(花押)・内田遠江守重国(花押)・内古閑備前守重載(花押)・出田刑部大輔重綱(花押)・長野備前守運貞(花押)・城上総介頼峯(花押)・小森田安芸守能世(花押)・(赤星)重規(花押)	村山(惟貞)殿	菊池能運死後の相続争いにつき、大友義長二男が相続すると承り、めでたい。代々のごとく、忠義に励むこと。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書300号	
350	五條文書	隈部為治書状	(永正４年ヵ) １２月１２日	150712012	(隈部)為治(花押)	五条殿御宿所	所領のこと、千町と申されたこと、尤である。しかしながら、筑後は山ばかりで、現形も遅れているので、５００町で愁訴されるのが良い。津江方には５００町下され、貴殿も津江よりは多く知行されるべきだと思うが、「府州」は去年からの現形で３００町となっている。(５００町で)よしとすべきであろう。それでよければ、御判を申請する。また、大内殿より重ねて書状を給わり、島津殿よりも祝儀があったので、報告する。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書81号	隈部為治は大友サイドで活動ヵ。
351	西巌殿寺文書	菊池武経書状	(永正４年) １２月１５日	150712015	(菊池)武経(花押)	阿蘇山衆徒御中	当所に罷り出でたこと、巻數を給わったことを謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書158号	
352	五條文書	大友政親書状	(永正４年) １２月２９日	150712029	(大友)政親(花押)	隈部但馬守(為治)殿	五条良邦が大友家に一味するように申し談ぜられ、本望であること。それにつき、筑後国で５００町の判形をまいらせたこと。在所坪付を田原治部少輔に指示したこと。筑後国で望みの地があれば、忠節により沙汰すること。早々に現形するよう(五条氏と)申し談じるように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書78号	隈部為治は大友サイドで活動ヵ。
353	五條文書	隈部為治書状	(永正５年ヵ)正月１２日	150801012	(隈部)為治(花押)	五条殿御報	(筑後国内５００町宛行の)御判のこと、珠祥寺に渡したこと。坪付については守護代に持参したので、先方から申し合わせがあること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書79号	隈部為治は大友サイドで活動ヵ。
354	室町家御内書案	足利義澄御内書写	(永正５年) ２月２３日	150802023	御判(足利義澄)	嶋津陸奥守(忠昌)とのへ・菊池肥後守(政朝)とのへ・阿蘇宮神王(惟長)とのへ・宗刑部少輔(材盛)とのへ	足利義尹が山口を発し、すでに安芸まで出張したとのこと。大友氏と相談し、豊・筑・防・長に攻め入り、忠節せよ。	隨戦功、可有恩賞也	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四167 ～ 168頁	
355	西巌殿寺文書	菊池忠朝書状	(年未詳) １１月１０日	150911010	(菊池)忠朝(花押)	阿蘇山衆徒御中	進発の祈祷として仁王経巻数の賜った御礼。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書114号	
356	太宰府天満宮文書	菊池政朝書状	(年未詳) １２月２５日	150912025	(菊池)政朝(花押)	富納中将公(菅原信勢)	歳暮の祈祷巻数の返事。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四158頁	
357	廣福寺文書	宗重顕契約状	永正１２年２月吉日	151502099	(宗)重顕(花押)	廣福琳公監寺禅師・同山木遵公記室禅師参	用段の杉を一本拝領。その代として、またけの本９丈を３年間贈呈。	仍為後日証状、如件	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書99号	

358	自家便覧一二(宇土細川家旧蔵細川家譜)	大内義興書状	(永正14年)7月25日	151707025	(大内)左京大夫義興在判	謹上　菊池菊法師殿	家督のこと、肥後国の老若起請文連署の状等を披露したところ、申請のとおりに御判をなされた。めでたいことである。	恐々謹言	熊本県立美術館所蔵	
359	大鳥居文書	大友義長書状	(年未詳)8月28日	151808028	(大友)義長(花押)	田嶋右京亮殿	合志郡富納村の事、代々天満宮領であるにより、大鳥居氏に還補する。その代所として、御名字の地の内加江・古閑3町・玉名塩手分5町・木葉4町分を承った。知行のことは、隈部老中と仰せ合わされ、おってご報告いただければ、菊法師丸の領掌は相違ないだろう。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四158頁	
360	本郷文書	鹿子木親員書状	(永正16年)3月3日	151903003	(鹿子木)親員(花押)	本郷山城殿御報	凶徒現形にあたり、その境で大津山方同前に辛労と承った。「野木之河内」の敵は敗北したので、筒岳城に取り詰めるように。貴国の面々に馳走するよう伝えて欲しい。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二本郷文書 2号	
361	大友家文書録	鹿子木親員書状写	(永正16年)3月3日	151903003	(鹿子木)親員在判	[　　] 御宿口	欠損により断片的な内容。筒岳城に取り詰めることが専一。	恐々謹言	大分県史料三一～三四大友家文書録670号	
362	本郷文書	菊池重治書状	(永正16年)3月3日	151903003	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	凶徒現形にあたり、その境での辛労に謝意。感状。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二本郷文書 1号	
363	本郷文書	菊池重治書状	(永正16年)7月2日	151907002	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	残党落失につき、宿主御成敗、頸進上、堅固の儀を賀す。感状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第731号	
364	本郷文書	鹿子木親員書状	(永正16年)7月2日	151907002	(鹿子木)親員(花押)	本郷殿御宿所	残党落失につき、宿主御成敗、頸進上、案中の至りである。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二本郷文書 3号	
365	藤崎八幡宮文書	鹿子木親員書状	永正16年8月15日	151908015	(鹿子木)親員(花押)	藤崎宮社家中	おりましの調につき、合志左衛門方が先規のとおりに勤めることとなった。それにつき、彼の百姓が社役を勤められないと逐電したので、国中成敗のことを相談している。後日、一書で申し入れる。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三藤崎八幡宮文書25号	
366	藤崎八幡宮文書	菊池重治書状	(永正16年)12月26日	151912026	(菊池)重治(花押)	藤崎八幡宮社司供僧中	歳暮の嘉例として、祈祷の巻数受領の御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三藤崎八幡宮文書32号	
367	本郷文書	菊池重治預ヶ状	(永正17年)6月18日	152006018	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	南親興反逆のおりの軍忠により、恩賞として10町を預け置き。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第741号	
368	本郷文書	菊池氏家臣連署坪付	(永正17年)6月18日	152006018	(田嶋)一千(花押)・(怒留湯)重賢(花押)・(山下)長就(花押)	本郷山城守殿	南親興反逆のおりの軍忠により、恩賞として10町預け置かれた分の坪付。玉名郡で2ヶ所。		早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第744号	
369	大津山家文書	菊池重治宛行状	(永正17年)6月28日	152006028	(菊池)重治(花押)	大津山源三郎殿	南親興反逆のおりの軍忠により、恩賞として西肥猪21町を宛行。	恐々謹言	柳川市史史料編Ⅴ近世文書　大津山家文書1号	
370	怒留湯文書	菊池重治書状	(永正17年)閏6月13日	152006113	(菊池)重治(花押)	宗薫蔵主	金亀寺を預け、寺領のうち平嶋2町余を近年分けたとおり、知行すること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一怒留湯文書3号	
371	久保文書	菊池重治書状	(永正17年)8月7日	152008007	(菊池)重治(花押)	久保中務少輔殿	肥後入国につき、木上筑前守のもとでの粉骨を称賛	恐々謹言	豊後国荘園公領史料集成七(下)　緒方荘171号	
372	三代文書	菊池重治書状	(永正17年)8月7日	152008007	(菊池)重治(花押)	三代河内守殿	肥後入国につき、木上筑前守のもとでの粉骨を称賛	恐々謹言	豊後国荘園公領史料集成七(下)　緒方荘172号	
373	志岐文書	菊池武包宛行状	永正17年9月30日	152009030	藤原(菊池)武包(花押)	志岐弾正少弼(遠弘)殿	守富之内町村30町・同所大野12町・松山之内10町・詫磨之内笛田10町・守富榎津之村38町を宛行。	可有執務之状、如件	熊本県史料中世編第四志岐文書26号	
374	河島書店所蔵文書	菊池重治寄進状写	大永2年8月16日	152208016	藤原(菊池)重治(花押影)	南福寺	灯油田を寄進。	仍一書如件		
375	本郷文書	菊池重治書状	(大永3年)閏3月6日	152303106	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	今度の粉骨、感悦により、一書をなした。詳細は正観寺より伝える。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第730号	
376	本郷文書	菊池重治加冠状	大永4年正月20日	152401020	(菊池)重治(花押)	本郷七郎殿	藤原治忠の名乗りを付与		早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第743号	
377	鹿子木文書	菊池重治預ヶ状	大永4年正月28日	152401028	(菊池)重治(花押)	野中喜三殿	奉公の御恩として、50町を預け置く。	全可領知之状、如件	熊本県史料中世編第一鹿子木文書3号	
378	志岐文書	菊池重治加冠状	大永5年12月12日	152512012	藤原(菊池)重治(花押)	志岐又次郎殿	藤原重経の名乗りを付与。		熊本県史料中世編第四志岐文書28号	
379	志岐文書	菊池重治書状	(大永5年)12月12日	152512012	(菊池)重治(花押)	志岐又次郎殿	加冠名字のことにつき、刀一腰を祝儀として付与。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四志岐文書29号	
380	植田文書	菊池重治書状	(大永7年ヵ)2月29日	152702029	(菊池)重治(花押)	田原殿	旧冬の逆徒蜂起は追討したが、それが耳に入っただろうか。遠いところにお示しいただき、ありがたい。そちらの長途の軍労、お察しする。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二古代・中世　植田文書1号	年号の推定は貼紙による。

381	津野田文書	肥後守宛行状	享禄2年3月23日	152903023	肥後守(花押)	角田右衛門尉殿	玉名郡東郷之内両岩村36町・小原之内20町を宛行。	任先例、全可領知之状、如件	熊本県史料中世編第三 津野田文書1号	花押は菊池重治と異なる。
382	相良武任書札巻	足利義晴御内書写	享禄2年5月20日	152905020	御判(足利義晴)	菊地(菊池重治)殿	細川右京大夫(高国)に諸事よろしく相談するように。	可然候也	『山口県史研究』18号 87頁	
383	相良武任書札巻	細川常桓書状写	(享禄2年) 5月26日	152905026	恒桓(細川高国)	謹上　菊地(菊池重治)殿	入洛について諸事相談するよう御内書あり。上意に応じ、行動されることが忠儀である。私としても、合力により本意を遂げることが本望である。	恐々謹言	『山口県史研究』18号 87頁	
384	相良武任書札巻	大内義隆書状写	(享禄4年以前) 3月3日	153103003	(大内)義隆	菊池十郎(重治)殿進之候	いまだ申し通じていないが、代々の関係もあり、企筆した。太刀・鞍をお贈りする。	恐々謹言	『山口県史研究』18号 88頁	
385	大館記(四)御内書并私状等案	足利義晴御内書案	(享禄4年) 3月14日	153103014	(足利義晴)	菊池左兵衛佐(重治)殿	官位の儀につき、太刀・腹巻到来の礼状。	猶右京大夫入道可被申候也	天理図書館報ビブリア 83号77 ～ 78頁	
386	大館記(四)御内書并私状等案	足利義晴御内書案	(享禄4年) 3月14日	153103014	(足利義晴)	菊池左兵衛佐(重治)殿	先途内書を送ったところ、言上の趣を聞いた。太刀・万疋到来、神妙である。	猶右京大夫入道可被申候也	天理図書館報ビブリア 83号78頁	
387	阿蘇山古文書(『肥後国志』所収)	阿佐古能貞書状写	享禄4年4月5日	153104005	阿佐古兵部少輔能貞判	阿蘇山萬福院	養生の子細により、無沙汰。立願の儀により、窪田平名之内すすめさこ1町を寄進。	恐惶謹言	肥後国志　下(青潮社)538頁	
388	五條文書	菊池重治預ヶ状	(年未詳) 2月15日	153202015	(菊池)重治(花押)	五条殿	南親興退治のため、19日に発向。馳走して欲しい。肥後国中100町を預進らせる。知行相違なきように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書101号	
389	西安寺文書	菊池重治書状	(年未詳) 2月19日	153202019	(菊池)重治(花押)	西安寺	所望していた樹を賜ったことに御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西安寺文書5号	
390	本郷文書	菊池重治書状	(年未詳) 3月13日	153203013	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	在陣日夜辛労をねぎらった感状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第729号	
391	五條文書	菊池重治宛行状	(年未詳) 6月9日	153206009	(菊池)重治(花押)	五条殿	逆徒誅伐につき、その賞として30町を付与。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書104号	
392	五條文書	菊池家家臣連署坪付	(年未詳) 6月11日	153206011	(田嶋宮内大輔)重賢(花押)・(山下治部少輔)長就(花押)・(怒留湯帯刀允)一千(花押)	五条殿	山鹿郡小田8町・山本郡平嶋22町の計30町の坪付。		熊本県史料中世編第四 五條文書105号	
393	相良家文書	菊池重治安堵状写	(年未詳) 6月12日	153206012	藤原(菊池)重治	相良太郎殿(長祇)	八代郡并益城郡豊福240町を安堵。	領掌不可有相違之状、如件	大日本古文書　相良家文書302号	
394	荒巻文書	菊池重治書状	(年未詳) 6月26日	153206026	(菊池)重治(花押)	田原殿御報	前欠により、ほぼ内容不明。少しも等閑ではないと申されている。	恐々謹言	大分県史料一〇　荒巻文書18号	
395	後藤博正氏所蔵文書(国東町立歴史民俗資料館寄託)	菊池重治書状	(年未詳) 6月26日	153206026	(菊池)重治(花押)	田原殿御宿所	馬一疋拝領の御礼	恐々謹言	東京大学史料編纂所写真帳	
396	本郷文書	菊池重治書状	(年未詳) 7月17日	153207017	(菊池)重治(花押)	本郷七郎殿	親父の本郷山城守に預け置いていた領知の譲与を承認。安堵状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第742号	
397	本郷文書	菊池重治書状	(年未詳) 7月26日	153207026	(菊池)重治(花押)	本郷山城守殿	残党成敗につき、真光寺が出国したところ、堅固に才覚いただいた。感状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第732号	
398	廣福寺文書	菊池重治書状	(年未詳) 11月4日	153211004	(菊池)重治(花押)	廣福寺監寺	勝軍の祈祷を謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書105号	
399	本郷文書	菊池重治書状	(年未詳) 11月18日	153211018	(菊池)重治(花押)	本郷七郎殿	残党追討のために、筑後国に長野左衛門大夫を指し遣わしたところ、案内に辛労の由、祝着。感状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第736号	
400	西安寺文書	菊池重治書状	(年未詳) 12月13日	153212013	(菊池)重治(花押)	西安寺	歳末の祈祷巻数に御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西安寺文書6号	
401	西安寺文書	菊池重治書状	(年未詳) 12月24日	153212024	(菊池)重治(花押)	西安寺	歳末の祈念・巻數の御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西安寺文書7号	
402	牛島文書	大内義隆書状写	(天文2年ヵ) 11月21日	153311021	(大内)左京大夫義隆	謹上　大友左兵衛佐(菊池義宗)殿	筑後出張につき、本意に任され、めでたい。よって太刀・馬を進上。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 牛島文書2号	
403	太宰府天満宮文書	鹿子木親俊書状(断簡)	天文3年正月2日	153401002	鹿子木彦三郎親俊(花押)	溝口薩摩守(長資)殿	・・・遣わすべきだが、若輩ながら判形を渡し申す。	仍如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四361頁	
404	太宰府天満宮文書	田島重賢書状	「天文3年」正月14日	153401014	(田島)重賢(花押)	大鳥居殿貴報	その国(筑後)の立柄、是非に及ばない。ほどなくふたたび弓箭となろう。御判の儀、調えてお送りする。飯得地頭分は溝口方に賜られた。なお、ここ元の御陣に用があれば、承る。	萬吉恐惶謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四361 ～ 362頁	

405	太宰府天満宮文書	菊池義宗寄進状	天文3年正月14日	153401014	右兵衛佐(菊池)義宗(花押)	大鳥居殿	筑後国下妻郡北嶋12町・飯得之村内加恵6町を寄進。	可被抽丹誠之状、如件	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四361頁	
406	蜂須賀文書(『肥後国志』所収)	菊池義宗書状写	(天文3年ヵ)正月15日	153401015	(菊池)義宗	蜂須賀摂津守殿	弓箭の覚悟の趣、名和武顕・重行に申し談じたところ、相良長唯一意をもって馳走するとのことであった。心添えを頼む。赤星六郎より申す。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)371頁	
407	鹿子木文書	菊池義宗感状	(天文3年)閏正月1日	153401101	(菊池)義宗(花押)	野中左衛門尉殿	鹿子木三河守の内談を以ての、隈庄在城を称賛。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一鹿子木文書4号	
408	相良家文書	菊池義宗書状	(天文3年)閏正月1日	153401101	(菊池)義宗(花押)	薗田帯刀允殿	弓箭について相良長唯(義滋)と申し談じ、本望だ。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書310号	
409	観世音寺文書	菊池義宗書状	(天文3年ヵ)12月6日	153401206	(菊池)義宗(花押)	観世音寺殿	当国出張につき、祈祷の巻数頂戴の返事。なお臼杵与三左衛門尉より申す。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四362頁	
410	牛島文書	大内義隆書状写	(天文3年ヵ)3月17日	153403017	(大内)左京大夫義隆	謹上　菊池左兵衛佐(義宗)殿	筑後出張につき、本意に任され、めでたい。鎮興寺長老から委細承った。太刀・馬を進上。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四牛島文書3号	
411	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義宗宛行状写	天文3年6月23日	153406023	(菊池)左兵衛佐義宗	合志勘解由左衛門殿	所々粉骨の恩賞として、山鹿郡志々岐13町・同郡寺島之内10町を宛行。	早可令領知候条、如件	肥後国志　上(青潮社)329頁	
412	阿蘇山古文書(『肥後国志』所収)	武豊寄進状写	天文3年9月3日	153409003	武豊判	阿蘇山萬福院御同宿中	山鹿郡岩原之内先知行5町を阿蘇大明神に寄進。	恐惶敬白	肥後国志　下(青潮社)537頁	
413	本郷文書	菊池氏家臣連署書状	(天文3年)10月19日	153410019	臼杵与三右衛門尉親宣(花押)・津々良兵部少輔長宣(花押)・小田原伊賀守親弘(花押)・後藤右京亮祐家(花押)・鹿子木紀伊介員久(花押)・赤星弥七太郎重冬(花押)・小森田右京亮長家(花押)・大神左馬助治廉(花押)・志賀山城守親兼(花押)	本郷七郎殿	舎兄兵部少輔持留の3ヶ所26町の事、多年奉公により、名字を継ぐよう仰せられている。筑後に在国し、名は同前とするように。御判等を国衆へ仰せ出されたならば、頂戴したい。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二本郷文書 4号	
414	鹿子木文書	鹿子木親員知行目録	(天文4年4月)	153504099	鹿子木三河入道(親員、寂心)		鹿子木親員の知行地一覧とその町数を記す。		熊本県史料中世編第一鹿子木文書7号	
415	本郷文書	菊池義宗書状	(天文4年ヵ)7月2日	153507002	(菊池)義宗(花押)	本郷七郎殿	築河(築川？柳川？)での働きを称賛。感状。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第734号	
416	本郷文書	菊池義宗宛行状	「天文4年」8月23日	153508023	(菊池)義宗(花押)	本郷七郎殿	不慮の弓箭により口国に滞在のところ、遠方堪忍の儀に悦喜している。ついては、15町を宛行。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第735号	
417	荒武文書	菊池義宗書状	(天文4年ヵ)9月5日	153509005	(菊池)義宗(花押)	荒武右京亮殿	大内義隆と申し談じている弓箭の儀について、祐吉まで一翰を送ったところ、丁寧に承った。(弓箭は)天下の御下知により差し延ばした。再興のために余儀ないところだ。佐伯太郎がその国に逗留している。豊後堺の調略を申し付けている。指南に預かりたい。	恐々謹言	宮崎県史史料編中世一荒武文書28号	
418	平井坊文書	菊池義宗願文写	天文4年12月3日	153512003	(菊池)従四位下左兵衛佐義宗(花押)	竹崎山平井坊	平井坊に参詣、一泊逗留。今度の本意疑いなし。成就の暁には、川尻之庄6町を寄進。	令得本意之成就之丹誠也	大塚俊司「「平井坊文書」の紹介と基礎的研究」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』一二号、1号	
419	相良家文書	菊池義宗書状	(年未詳)6月3日	153606003	(菊池)義宗(花押)	薗田帯刀允殿	酒肴が届いたことに対するお礼。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書311号	
420	池邊寺文書	菊池義宗書状写	(年未詳)6月5日	153606005	(菊池)義宗		本堂再興において、国中勧進を許可する。		熊熊本県史料中世編第四　池邊寺文書4号	
421	相良家文書	大友義鑑書状写	(年未詳)7月16日	153607016	(大友)義鑑	鹿子木民部少輔殿(親俊)・田嶋伊勢守殿(重賢)・小森田讃岐守殿・長野伯耆守殿・内古閑形部少輔殿(長載)・西兵庫頭殿・隈部上総守殿・赤星左衛門大夫殿・城越前守殿(親冬)	前九日に菊池義宗の残党が隈庄を攻めたことについて、田嶋重賢の忠貞を懸念。相良勢が菊池勢を支援していないことを確認。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書325号	端裏書に「国中老者へ」とあり
422	藤崎八旛宮文書	三条西公条勅額添状	(天文11年)6月3日	154206003	(三条西公条花押)	鹿子木参河守(親員)殿	後奈良天皇の勅額が調い、送付する旨の添状。	仍状如件	熊本県史料中世編第三藤崎八幡宮文書38号	
423	西巌殿寺文書	鹿子木寂心書状写	天文13年2月19日	154402019	(鹿子木)寂心(花押影)	学頭坊両年行事御報御同宿中	詫磨近見御神領雑務について、委細承ったこと、そのことを裁判の仁に尋ね、口上分を書き付けて進覧すること。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一西巌殿寺文書188号	
424	西巌殿寺文書	鹿子木寂心書状案	(天文13年ヵ)3月22日	154403022	(鹿子木)寂心	阿蘇山年行事御報御同宿中	近見の雑務について、手紙を受け取ったこと。彼地の下人が計らわないこと。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一西巌殿寺文書189号	

425	相良家文書	鹿子木寂心書状	(天文14年)正月8日	154501008	(鹿子木)寂心(花押)	相良殿御報(長唯)	年始の挨拶、酒井寺・森越前守の申し越しにより、農寺出頭。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書360号	
426	相良家文書	田嶋重賢書状	(天文14年)正月8日	154501008	(田嶋)重賢(花押)	相良殿御報(長唯)	豊後両使から農寺の出頭要請があったことについて。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書361号	
427	相良家文書	田嶋重賢書状	(天文14年)正月9日	154501009	(田嶋)重賢(花押)	(濃寺)	藤四郎のこと、相良長唯の調達に与るよう、伝えること。	恐惶謹言	大日本古文書　相良家文書362号	
428	相良家文書	田嶋重賢・鹿子木寂心連署書状	(天文14年)正月21日	154501021	(田嶋)重賢(花押)・(鹿子木)寂心(花押)	相良殿御報(長唯)	豊後両使と農寺の面談について。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書363号	
429	相良家文書	菊池義武書状	(天文14年ヵ)6月20日	154506020	(菊池)義武(花押)	相良殿(長唯)	球磨郡の静謐を承る。官位の祝儀を贈答。当時、義武は「遠島」に所在。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書416号	
430	相良家文書	菊池義武書状	(天文14年)10月29日	154510029	(菊池)義武(花押)	相良殿(長唯)	球磨郡での相良治頼の反乱平定と勅使官務下向について。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書379号	
431	相良家文書	菊池則治書状	(天文14年)12月16日	154512016	(菊池)則治(花押)	相良殿(義滋)	小槻伊治の下向、官途の獲得を祝う。近衛殿御筆の御礼。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書399号	
432	相良家文書	菊池義武書状	(天文14年)12月16日	154512016	(菊池)義武(花押)	相良殿(義滋)	小槻伊治の下向、官途の獲得を祝う。近衛殿御書三躰和歌の御礼。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書398号	
433	藤崎八旛宮文書	鹿子木寂心(親員)書状	(天文15年)6月30日	154606030	(鹿子木)寂心(花押)	藤崎宮社家御中	末永名の事、承った。両上使の分別として、古庄弾正左衛門尉領地和泉庄之内寺田名を代所とすること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三藤崎八幡宮文書39号	
434	相良家文書	菊池義武書状	(天文15年)8月6日	154608006	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	相良義滋の病を聞き、平癒を願う。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書420号	
435	相良家文書	菊池義武書状	(天文15年ヵ)10月3日	154610003	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	相良義滋の在世時分に世上の儀を内談。従来どおりの関係を確認。一衆合力を義定いただけると、頼もしい。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書421号	
436	相良家文書	菊池義武書状	(天文15年ヵ)10月3日	154610003	(菊池)義武(花押)	相良上総介殿(上村頼興)	相良義滋の在世時分に世上の儀を内談。それにつき、相良晴広にも申し入れている。従来どおりの関係を確認。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書422号	
437	西巌殿寺文書	鹿子木親員書状	(天文17年以前)7月6日	154807006	(鹿子木)親員(花押)	両年行司御同宿中	彦山からの題目があり、福寿坊を雇ったこと。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一西巌殿寺文書163号	
438	西巌殿寺文書	鹿子木親員書状	(天文17年以前)7月25日	154807025	(鹿子木)親員(花押)	両年行事御同宿中	彦山からの申し入れにつき、返事をいただいた。その分は、先方に伝えること。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一西巌殿寺文書164号	
439	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)3月18日	155003018	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	14日に隈本城に入城。この節の心添えを依頼。高来において平河藤七郎から心底については承った。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書428号	
440	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)4月7日	155004007	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	大友義鎮に異儀なき覚悟のところ、筑後・肥後で義絶の廻文があったので、これまで何度か和睦を訴えてきたが、それは難しい。相良義滋は和睦を周旋してくれたが、うまくいかない。あまつさえ大友義鎮の一通は言語道断の文面である。菊池義武挙兵の檄文的なもの。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書432号	
441	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)4月7日	155004007	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	相良氏の入魂を喜ぶ。矢部における慮外の仕合について、心底を承る。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書431号	
442	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)4月8日	155004008	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	矢部における入田の進退について聞いたこと。豊府の錯乱は必定であること。筑後衆が味方として現形すること。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書433号	
443	今井書店所蔵文書	大内義隆書状	(天文19年ヵ)4月18日	155004018	(大内)義隆(花押)	菊池左兵衛佐(義武)殿	肥後の輩に子細有るにより御入国の由、珍重。心底は承った。今後も報告ありたし。	恐々謹言	http://www.e-furuhon.com/~imai/cgi-bin/picture.cgi?bangou=431	
444	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)4月24日	155004024	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	安養寺と相良織部祐を遣わし、入魂を申し出てきたことについて。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書434号	
445	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)5月3日	155005003	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	菊池・相良・名和三氏の提携交渉について。名和行興から入魂の旨の使者がやってきたこと。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書435号	
446	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)5月4日	155005004	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	名和氏との交渉のため、相良織部佑を滞留させたことについて。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書436号	
447	大友家文書録	大友義鎮書状写	(天文19年)5月18日	155005018	(大友)義鎮在判	立田兵庫頭殿	隈本へ向かう人数のことにつき、真光寺をもって通知。最前より変化なく承り、頼もしい。	恐々謹言	大分県史料三一～三四大友家文書録1264号	

448	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義武書状写	(天文19年)5月20日	155005020	(菊池)義武	合志山城守殿	昨19日に津守においての忠節を称賛。感状。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二古代・中世　合志文書1号	
449	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義武書状写	(天文19年ヵ)5月20日	155005020	(菊池)義武	合志山城守殿	昨19日津守においての合戦を称賛。感状。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)310頁	
450	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)壬5月15日	155005115	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	昨日十四日に阿蘇五ヶ所衆の兵を健軍で破ったことなどを伝える。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書441号	
451	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)壬5月19日	155005119	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	去14日に阿蘇五ヶ所衆を健軍で破り、同所に放火。今日19日に津守・木山に取りかかり、100余名討ち取り。隈庄口で甲斐名字の者を11名討ち取り。合志孫次郎が津守へ発向。筑後溝口で18日に大友勢が攻め懸けたが、数多討ち取ったと注進あり。相良勢の力添えも頼む。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書442号	
452	鹿子木文書	菊池義武感状	(天文19年)閏5月25日	155005125	(菊池)義武(花押)	野中主水佑殿殿	去19日の木山口合戦における粉骨を称える。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一鹿子木文書5号	
453	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)6月1日	155006001	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	名和行興から神載の起請文到来。披見のために転送。菊池側からも送付。この件については、相良晴広も起請文を調え、隈庄表に出陣して欲しいとのことだ。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書446号	
454	相良家文書	菊池義武起請文	(天文19年)6月1日	155006001	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	今回の入国につき、相良氏の尽力を案じていたが、別儀ないと承り、本望。名和行興からも忠節すると伝えられている。互いに申し談じることを誓約。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書445号	
455	相良家文書	菊池氏家臣連署書状	(天文19年)6月2日	155006002	(鹿子木)鎮有(花押)・津々良兵部入道宗見(花押)・隨鴎軒憩宅(花押)・大神掃部頭治廉(花押)・(吉弘)親守(花押)	相良殿御宿所	先日蓮性寺を派遣して三ヶ条を遣わした。それぞれ蓮性寺に返事がきているが、そちらには届いただろうか。名和行興からは去28日に両使をもって入魂の旨伝えられた。行興が現形するよう、そちらも分別して欲しい。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書447号	
456	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)6月9日	155006009	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	名和行興との起請文のやり取りについて、さっそく調え、こちらへも心を添えられ、ありがたい。行興の起請文の返書が来たので、それを送る。互いに相談し、軍勢を動かすこと、頼りにしている。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書449号	
457	相良家文書	菊池義武書状	(天文19年)6月9日	155006009	(菊池)義武(花押)	相良殿(晴広)	相良氏の心底を伺い、頼もしいこと。きっと軍勢を差し寄せられることが肝要だ。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書450号	
458	相良家文書	菊池氏家臣連署書状	(天文19年)6月9日	155006009	(鹿子木)鎮有(花押)・隨鴎軒憩宅(花押)・大神掃部頭治廉(花押)・津々良兵部入道宗見(花押)・(吉弘)親守(花押)	相良殿御宿所(晴広)	名和行興とのやり取りについては、竹林寺をもって熟談。起請文を取り交わし、予定どおり。ついては、軍事に参加いただきたい。こちらからは、10日に宇土へ使者を派遣する。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書453号	
459	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義武書状写	(天文19年ヵ)6月30日	155006030	(菊池)義武	合志山城守殿	その面について巨細を申すために、竹林寺・後藤木工左衛門尉を派遣。城越前・同長門の「振巡」(裏切りヵ)、是非に及ばない。早々に退治する。豊後衆が出陣するというが、さしたることではない。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)310頁	
460	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義武書状写	(天文19年ヵ)7月2日	155007002	(菊池)義武	合志山城守殿・合志越前守殿	昨日住吉表で親堅一手をもって合戦に勝利を称賛。その方兄弟の心添えに感謝。市川左近允より申す。感状。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)309 ～ 310頁	
461	怒留湯文書	菊池義武感状	(天文19年)7月4日	155007004	(菊池)義武(花押)	怒留湯孫太郎殿	田代伊豆守同前をもって、毎日粉骨を謝す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一怒留湯文書4号	
462	鹿子木文書	菊池義武感状	(天文19年)7月8日	155007008	(菊池)義武(花押)	野中四郎殿	去月21日の託摩合戦における父の戦死を称賛。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一鹿子木文書6号	
463	怒留湯文書	大友氏家臣連署書状	(天文19年)9月17日	155009017	(小原)鑑元(花押)・(田北)鑑生(花押)・(吉岡)長増(花押)・(臼杵)鑑続(花押)・(雄城)治景(花押)	城越前守殿・赤星筑前守殿	怒留湯孫太郎・坂梨宮内丞が(大友当主と)対面し、帰国のこと。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一怒留湯文書6号	
464	相良家文書	菊池義武書状	(年未詳)正月28日	155301028	(菊池)義武(花押)	相良殿	年始の贈り物を謝す。当時、義武は「遠境」に所在。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書418号	
465	津野田文書	菊池義武・則興連署状	(天文22年)閏正月12日	155301112	(菊池)義武(花押)・(菊池)則興(花押)	(隨鴎軒)	津野田将監が申す旨について了解。堪忍の儀は忘れない。領知については、申す子細があろう。顕然の儀となれば、判形をもって与える。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三津野田文書5号	

466	津野田文書	隨鴎軒憩宅知行預ヶ状	天文22年閏正月23日	155301123	憩宅(花押)	津野田将監殿	玉名郡之内上文田9町・山本郡之内敷手3町の事、内々の契約により、預け置き。	全可有領地之状、如件	熊本県史料中世編第三 津野田文書6号	
467	津野田文書	菊池義武宛行状	(天文22年)2月20日	155302020	(菊池)義武(花押)	津野田将監殿	山本郡之内舟嶋3町を宛行。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 津野田文書3号	
468	津野田文書	菊池義武書状	(天文22年)6月3日	155306003	(菊池)義武(花押)	津野田将監殿	有馬茂直の上洛にあたり、名代として憩宅が薩州まで渡海したことを称賛。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 津野田文書4号	
469	津野田文書	隨鴎軒憩宅書状	(天文22年)7月5日	155307005	憩宅(花押)	津野田将監殿	ここもとの儀につき、心を添えられ、忘却しない。私領の内山本郡舟嶋3町を預け置く。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 津野田文書7号	
470	阿蘇品文書	菊池義武官途状	(年未詳)2月3日	155302003	(菊池義武袖判)	四郎兵衛男	可為左京也		新熊本市史史料編第二 阿蘇品文書 2号	
471	田尻文書	菊池義武書状写	(年未詳)2月16日	155302016	(菊池)義武御書判	田尻駿河守殿・田尻左衛門尉殿	遠境に至るたびたびの音信に御礼。巨細は高鑑より申す。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第二 田尻文書1号	
472	本郷文書	菊池義武宛行状	(年未詳)2月16日	155302016	(菊池)義武(花押)	本郷七郎殿	多年の堪忍につき、筑後国本郷名字の地50町・北分12町を宛行。	恐々謹言	早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書第733号	
473	内田文書	菊池義武書状写	(年未詳)2月16日	155302016	(菊池)義武(花押影)	内田織部佐(頼次)殿	遠境の音信に御礼。委細は高鑑より申す。	恐々謹言	熊本県史料中世編第二 内田文書1号	
474	藤崎八旛宮文書	菊池義武書状	(年未詳)3月13日	155303013	(菊池)義武(花押)	藤崎宮社家中	入国の祈祷巻数受領の御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 藤崎八幡宮文書34号	
475	願行寺文書	菊池義武書状	(年未詳)4月11日	155304011	(菊池)義武(花押)	願行寺	前日のお越しと、播磨杉原の贈答の礼状。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 願行事文書2号	
476	相良家文書	菊池義武書状	(年未詳)4月15日	155304015	(菊池)義武(花押)	相良殿	無事の近況を報告。当時、義武は「遠境」に所在。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書419号	
477	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義武書状写	(年未詳)6月14日	155306014	(菊池)義武	合志越前守殿・合志治部少輔殿・岩元和泉守殿・合志但馬守殿・合志山城守殿	神事の用心として小山表で終日辛労をねぎらう。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)310頁	
478	相良家文書	菊池義武書状	(年未詳)7月15日	155307015	(菊池)義武(花押)	相良殿	その表の儀、かわりないこと。球磨郡の「御調」が重要なこと。これらを申し承るべく、愛甲西甫を派遣すること。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書451号	
479	平井坊文書	菊池義武書状	(年未詳)8月20日	155308020	(菊池)義武(花押)	竹崎山平井坊	先日不図参詣したところ、丁寧に対応いただき、ありがたい。今後もいよいよ申し談じる旨、吉弘備後守に伝えさせる。	恐惶謹言	大塚俊司「「平井坊文書」の紹介と基礎的研究」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』一二号、13号	発給年の下限は大塚の推定による。
480	藤崎八幡宮文書	菊池義武巻書状	(年未詳)10月6日	155310006	(菊池)義武(花押)	宮司坊・三郎丸治部少輔殿・其外社家中	入国祈祷として、巻数を受領したことの御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第三 藤崎八幡宮文書33号	
481	河島書店所蔵文書	菊池義綱・則朝連署書状	(天文23年ヵ)2月29日	155402029	(菊池)則朝(花押)・(菊池)義綱(花押)	草野右二郎殿	今度、乗船上乗いただき、感謝。	恐々謹言		
482	合志文書(『肥後国志』所収)	菊池義国官途挙状写	(年未詳)2月5日	155406030	(菊池)義国		勘解由左衛門尉所望の由を承認。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)329頁	
483	相良家文書	菊池則朝起請文	(天文24年)3月2日	155503002	(菊池)則朝(花押)	相良殿(晴広)	菊池義武の横死につき、時分をもって菊池家を再興する旨、承ったこと。上村頼興と相談し、外聞実儀調達いただきたく頼むこと。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書471号	
484	相良家文書	菊池則朝書状	(天文24年ヵ)4月7日	155504007	(菊池)則朝(花押)	薗田左近大夫殿	相良晴広の入魂により、当郡(球磨？八代？)に逗留している旨を通知。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書472号	
485	志岐文書	菊池高鑑預ヶ状	天文24年4月9日	155504009	藤原(菊池)高鑑	燕語斎	飽田郡川尻庄の島森四町などを与えたもの。		熊本県史料中世編第四 志岐文書30号	
486	相良家文書	菊池則治書状	(年未詳)7月15日	155507015	(菊池)則治(花押)	相良殿	その表の儀につき、西甫を派遣すること。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書452号	
487	西安寺文書	菊池義国書状	(年未詳)12月23日	155512023	(菊池)義国(花押)	西安寺	歳暮の巻数の御礼。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一 西安寺文書4号	
488	志岐文書	菊池高鑑預ヶ状	弘治2年5月2日	155605002	(菊池)高鑑(花押)	志岐殿	玉名郡石貫25町・山鹿郡之内南嶋12町・飽田郡河尻之庄白石之内10町・同庄之内渡口3町を預置。	可有御知行之状、如件	熊本県史料中世編第四 志岐文書31号	
489	西巌殿寺文書	城親冬書状	(永禄元年以前)12月10日	155812010	(城)親冬書状	阿蘇山学頭坊参御同宿中	詫磨郡八王子山王免の知行について。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 西巌殿寺文書175号	

490	相良家文書	菊池則直書状	(永禄9年ヵ)9月11日	156809011	(菊池)則直	相良殿(頼房)	中国衆の渡海につき、存分を申し上げ、懇意を示されたこと。阿蘇氏とは「深重」なので、意向を探ること。毛利氏へ相良氏から使者を派遣すると聞き、祝着であること。川尻へ入部するよう、宇土の名和氏から要請があっていること。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書504号	
491	相良家文書	菊池則直書状	(永禄9年ヵ)9月21日	156809021	(菊池)則直(花押)	相良殿(頼房)	中国衆の渡海により、筑後・肥前方面の状況が変わっていると通知。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書503号	
492	大鳥居文書	合志親為書状	(年未詳)8月2日	158505009	(合志)親為(花押)	天満宮大鳥居殿御報	天満宮領の富尾村のこと、弓箭のために入組となっている。しかし、御神領であるので打ち渡したところ、御礼を仰せ蒙り、ありがたい。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四157頁	発給年の下限は没年による。
493	大鳥居文書	合志親為書状	(年未詳)5月9日	158505009	(合志)親為(花押)	天満宮大鳥居殿御報	天満宮領の富尾村のこと、入組の儀となっている。しかし、御神領であるので、打ち渡す。祈念のことを頼む。	恐々謹言	大宰府・太宰府天満宮史料巻一四156 ～ 157頁	発給年の下限は没年による。
494	廣福寺文書	菊池重安書状	(年未詳)正月20日	999901020	(菊池)重安(花押)	廣福寺	借りた田地の替わりとして下ゑの木町三段を進らす。	恐々謹言	熊本県史料中世編第一廣福寺文書88号	
495	内田文書	城親冬書状写	(年未詳)正月27日	999901027	(城)親冬(花押影)	内田左近大夫(頼豊)殿	巷説の儀につき、龍福寺をもって承った。気遣いなきよう。	恐々謹言	熊本県史料中世編第二内田文書3号	
496	五條文書	隈部朝度書状	(年未詳)2月8日	999902008	(隈部)朝度(花押)	五條殿まいる御報	愁訴の趣、承知した。今度は当家に同心とのこと。忠節の至りである。御感の儀は、城氏より申される。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書95号	
497	五條文書	隈部為治書状	(年未詳)2月10日	999902010	(隈部)為治(花押)	五条殿まいる御宿所	豊後へ案内者等を奔走され、悦喜されているとの上意である。大友氏は懇ろにされており、為治に対しても丁寧の上意があった。御愁訴のことは、披露した。どのように仰せがあっても、めでたいことである。宮法師殿に梅野跡を給われたが、その知行が遅れているのは、憚りあることだ。早々に知行され、境目を静謐にすることが肝要だ。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書79号	隈部為治は大友サイドで活動ヵ。
498	内田文書	菊池高鑑書状写	(年未詳)2月16日	999902016	(菊池)高鑑(花押影)	内田織部佐(頼次)殿	中丸渡海のおりの忠貞を依頼。直々も御一通あり(義武書状のことか)。	恐々謹言	熊本県史料中世編第二内田文書2号	
499	田尻文書	菊池高鑑書状写	(年未詳)2月16日	999902016	(菊池)高鑑御書判有	田尻駿河守殿・田尻左衛門尉殿	音信に御礼。中丸渡海のおりの忠節を依頼。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第二田尻文書2号	
500	田尻文書	菊池高鑑書状写	(年未詳)2月16日	999902016	(菊池)高鑑御書判有り	牛嶋三郎左衛門尉殿・牛嶋左衛門尉殿	田尻駿河守へ心底の趣を述べられ、祝着。渡海のおりの忠儀を依頼。	恐々謹言	熊本県史料中世篇第二田尻文書3号	
501	牛島文書	菊池高鑑書状	(年未詳)2月16日	999902016	(菊池)高鑑(花押)	牛嶋三郎左衛門尉殿・牛嶋左衛門尉殿	田尻駿河守に心底を示され、うれしい。渡海のおりには、忠節するように。そうすれば、感状をなされるはずだ。	恐々謹言	新熊本市史史料編第二古代・中世　牛島文書6号	
502	内田文書	城親冬書状写	(年未詳)2月19日	999902019	(城)親冬(花押影)	内田左近允(頼豊)殿	巷説の儀につき、起請文を承った。今後は隔心なく申し談じること。	恐々謹言	熊本県史料中世編第二内田文書4号	
503	相良家文書	菊池則直書状	(年未詳)2月27日	999902027	(菊池)則直(花押)	相良殿(頼房)	筑前表より上洛下向の便により、書状が2通届いたこと。披見のために、それを持たせたこと。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書501号	
504	五條文書	城重峯書状	(年未詳)2月27日	999902027	(城)重岑(花押)	五条殿まいる御報	一ヶ条につき、承った。忠節のとおり、御書をもって仰せられる。いよいよ勤等肝要である。	恐々敬白	熊本県史料中世編第四五條文書90号	
505	五條文書	宮崎重作書状	(年未詳)2月27日	999902027	(宮崎兵部少輔)重作(花押)	五條殿まいる御宿所	左京方跡の事、愁訴の段、披露した。良本御舎弟の千代童殿の給所にとの仰せである。吉日であるので、御奉書を送付する。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書96号	
506	牛島文書	菊池氏家臣連署書状写	(年未詳)3月7日	999903007	(内古閑)重戴判・(城)政太判・(隈部)忠豊判	牛嶋美作守殿	河尻御公領之内鵜森4丁を下された。面目の至りである。領地を全うされよ。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四牛島文書8号	
507	五條文書	菊池常朝書状	(年未詳)3月8日	999903008	(菊池)常朝(花押)	中山入道殿	五條殿へ先日筑後生葉郡で100町分を沙汰したところ、不足とのことで、さらに100町を沙汰すると通知。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書25号	
508	河島書店所蔵文書	隈部忠直書状(写ヵ)	(年未詳)3月21日	999903021	(隈部)忠直(花押影ヵ)	監院禅師侍者御中		恐惶謹言		
509	五條文書	城重峯書状写	(年未詳)4月29日	999904029	(城)重岑	五条殿まいる御報	筑後国河北における給所の相違により、代所として200町を遣わされた。まず135町の坪付をお送りする。不足分は闕所次第に沙汰する。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四五條文書92号	
510	五條文書	城重峯坪付	(年未詳)4月29日	999904029	城越前守重岑(花押)	五條殿	上筑後三原郡における135町の坪付	先坪付進之候	熊本県史料中世編第四五條文書91号	

511	五條文書	城重峯書状	(年未詳)５月２４日	999905024	(城)重岑(花押)	五条殿御報	筑後国河北２００町の代所として、三原において１３５町分の坪付を遣わされる。残りについては、闕所がない。闕所を尋ねられ、申請されたら、披露する。	恐々敬首	熊本県史料中世編第四 五條文書93号	
512	相良家文書	鹿子木親俊・田嶋重賢連署書状写	(年未詳)７月２３日	999907016	田嶋伊勢守重賢・鹿子木民部少輔親俊	皆吉伊豆守殿・内河備後守殿	豊後からの飛脚を宇土へ送る。それから八代へ送るように。	恐々謹言	大日本古文書　相良家文書329号	端裏書に「うとへ隈本両人より」とあり
513	阿蘇家文書	小森田武世書状写	(年未詳)７月１９日	999907019	(小森田)武世花押	阿蘇殿人々御中御報	(八代郡)道前郷の証状2通と菊池武光書状を披露。正文は写して返送。返事はこちらから申し上げると通知。	恐惶謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九256頁	
514	廣福寺文書	菊池武本書状	(年未詳)８月５日	999908005	(菊池)伊豆守武本上	進上　焼香侍者御足下	菊童丸扶持人で、寺領に狼藉を働いた者は、十ヶ年間に渡り給分の三分の一を召し上げ、重科の者は退出させることを通知。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書20号	
515	河島書店所蔵文書	菊池氏家臣連署書状	(年未詳)８月７日	999908007	親基(花押)・(鹿子木)親員(花押)・(出田)親綱(花押)	宗一揆衆中	先日の使札の返事をすべきところ、お越しになって物語りされ、忝いこと。	恐々謹言		
516	阿蘇家文書	隈部兼親書状写	(年未詳)８月１５日	999908015	(隈部対馬守)兼親花押	千田殿進之候	和睦の事、受け入れられずに無念。領状いただきたい。	恐々謹言	大日本古文書　阿蘇家文書　阿蘇文書写第九267 - 268頁	
517	五條文書	城重峯書状	(年未詳)８月１６日	999908016	(城)重岑(花押)	五条殿	筑後国生葉郡之内朝田１００町・橘田３３町・やかたの村１３町・古河３０町は、菊池重朝様の代に相違なく仰せ出された土地である。いまも同前であるので、知行されるように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書94号	安堵の通知。１７日？
518	廣福寺文書	城為冬書状	(年未詳)８月２９日	999908029	(城)為冬(花押)	廣福寺御報	寺領のことは談合を経られ、知行のとおりに奉書をなされた。恵栗又十郎が寺家に煩いをなすについては、成敗すること。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書85号	
519	小代家所蔵文書(『肥後国志』所収)	高瀬武国書状写	(年未詳)９月１２日	999909012	たかせとの(高瀬)武国(花押影)	野原預所殿	肥後国野原東郷内増永名の事、江田次郎五郎から申請があり、菊池殿はそれを認められた。江田方に沙汰し付ける。	恐々謹言	肥後国志　上(青潮社)646頁	
520	清源寺文書	高瀬武楯定書	(年未詳)９月１８日	999909018	従五位下行相模守藤原朝臣(高瀬武楯)(花押)		当寺灯油免の中村新開発は、下地は寺家が知行し、年貢を沙汰すること。弥四郎作分８段は、名代寺家の作分とすること。	為後証、申所定、如件	熊本県史料中世編第一 清源寺文書15号	
521	廣福寺文書	隈部源秀書状	(年未詳)１１月３日	999911003	源秀(花押)	廣福寺監座御寮	玉名庄妙悟寄進田地2町について、難しい旨を菊池貞雄様に伝えたこと。	恐々敬白	熊本県史料中世編第一 廣福寺文書68号	
522	津野田文書	肥後守袖判坪付	(年未詳)１１月１１日	999911011	肥後守(花押)	角田右衛門尉殿	泉之庄、隈庄をはじめ12ヶ所、計247町分を記す。		熊本県史料中世編第三 津野田文書2号	
523	五條文書	菊池氏家臣連署書状	(年未詳)１１月１４日	999911014	(隈部九郎右衛門尉)重直(花押)・(城太郎)政冬(花押)	五条殿	高橋・小田・蒲生之事、当知行の内を池辺２５町に変えたいとのこと、承り、披露した。忠節により、相違ないようにとの上意であった。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書86号	
524	五條文書	石貫安政書状	(年未詳)１１月２５日	999911025	(石貫)安政(花押)	山北殿	筑後国三井郡河北庄之内所々の事、御注文・御奉書の旨に任せ、五條良邦へ渡し付けたことを報告。	恐惶謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書88号	
525	五條文書	石貫安政書状	(年未詳)１１月２５日	999911025	(石貫)安政(花押)	(内海中務入道殿)	筑後国三井郡河北庄之内所々を五条殿御使に渡し付けるように。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書87号	
526	五條文書	石貫安政書状	(年未詳)１１月２５日	999911025	(石貫)安政(花押)	五条殿御内まいる御報	御札を拝見。愁訴がうまくいき、めでたい。注文のとおり、(五条氏の)御内に(所領を)渡すよう内海中務入道に伝えた。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書89号	
527	五條文書	田嶋重賢坪付	(年未詳)１２月５日	999912005	(田嶋宮内大輔)重賢(花押)	五条殿	山本郡平嶋九条分の坪付。		熊本県史料中世編第四 五條文書106号	
528	五條文書	菊池武時預ヶ状	(年未詳)１２月３０日	999912030	(菊池ヵ)武時(花押)	五條殿	両国慮外のところ、忠節いただいたこと、忘却しない。それにつき、御宇田80町を預置。	恐々謹言	熊本県史料中世編第四 五條文書75号	
529	五條文書	菊池氏家臣連署坪付	(年月日未詳)	999999099	城上総介頼岑(花押)・内田遠江守重国(花押)・内空閑備前守重載(花押)・出田形部大輔重綱(花押)・立田伊賀守重雄(花押)・鬼嶋右京亮邦久(花押)・隈部和泉守宗直(花押)・長野備前守運貞(花押)・山鹿式部少輔武徳(花押)・赤星弾正少弼重規(花押)	五条殿	寺嶋・泉荘・平嶋・芦原・春武・古賀分・田中方・池上・河尻・住吉方跡・かちを・たかはし・かむら等での知行地の坪付。		熊本県史料中世編第四 五條文書84号	

第Ⅵ章　北宮阿蘇神社の民俗学的調査
―北宮阿蘇神社の伝承―

はじめに

本稿では北宮阿蘇神社の伝承について民俗学の立場から注目すべき点について述べる。

１、北宮阿蘇神社の概観

北宮阿蘇神社について、「国郡一統志」では「菊池郡北宮者阿蘇宮也菊池肥後守武政建立」と記されている。以下、『菊池市史 下巻』（1986）の記述により当社の概要を述べる。当社は大字北宮の中央、菊池川に臨む道路脇に位置している。祭神は国造速瓶玉命。天授4年（1378）、第16代菊池武政（1342～1374）が阿蘇北宮の分霊を勧請したものとされる。境内には寛文２年（1662）の明神鳥居、享保19年（1734）の石手水鉢、寛延２年（1749）の石灯籠があり、楼門には永禄５年（1562）の右大臣、左大臣像が安置されている。征西将軍宮軍配扇（1966年に市文化財に指定）や能面なども納められており、本殿内には応永10年（1403）の男女各五神像がある。祭日は、隈府地区が９月９日、北宮地区が11月21日であり、地区青壮年による奉納宮相撲や北部地区ゲートボール競技大会などが行われる。境内には五社宮（八幡、若宮、新宮、山崎霊社、春日）、天満宮、稲荷社、猿田彦神も祀られ、およそ200m西方には御神輿休めの跡として榎の古木が残っている（下巻456～457頁）。

「肥後国誌」には「北宮大明神　祭北宮村ハ十一月廿一日隈府町ハ九月九日社人緒方和泉石川石見」とあり、当時から大きな祭礼はこの二つであった。

２、祭神

北宮阿蘇神社の五社宮の祭神は、山崎（第一座）、春日（第二座）、八幡宮（第三座）、新宮（第四座）、若宮（第五座）である。ただし昭和11（1936）年の「由緒書」（佐藤直人宮司筆）では、五社宮の祭神のうち第一座・第二座は「菊池経隆（二代）・菊池隆基（西郷系二代・西郷隆基）」と記されている。

鯰を食べるとなまず（皮膚に斑点を生じる症状）が出来る。北宮の氏子は代々、鯰を食べないものとされてきた。阿蘇の国造様（国造神社）は鯰の神様であり、その分霊を勧請しているからだと言われ、阿蘇で鯰を食べないのと同様だという。

３、行事

「肥後国誌」では「永和四年八月菊池家十六代肥後守武政阿蘇北ノ宮ヲ勧請ス古ハ寄附の社領神宝等有シモ薩州勢乱入ノ時悉ク奪却ス征西将軍御寄進錦ノ旗ハ此時紛失シ軍配団扇ノミ残レリ形チ小ニシテ質素ノ古物也当社ハ北宮村隈府町等ノ氏神ニテ当郡鎮護ノ神ト云菊池家全盛ノ比ハ九月九日祭礼ニ社ヨリ西ニ方ツテ山ヲ飾リ神輿御幸アリテ翁ヲ渡シ能式ヲ勤ム即チ此能ヲ山ノ能ト云リ其旧跡今ニ北宮村下ニ能場ト云所アリ菊池家断絶ノ後能式モ絶タリ伝来ノ翁ノ面二ツアリ春日作ト云伝フ又痩男ノ面アリカワズト名ク作者不知一説ニヒビノ作ト云」とある。

菊池氏全盛の時代には、社の西方に御旅所を設けて神輿の渡御もあり、能楽も奏せられ、盛大な祭礼であったことが伺えるが、天正年間の戦乱にて社宝・古文書類を焼失した。

「（補）陣迹誌曰北宮大明神社ハ北宮村ニアリ阿蘇北宮ヲ勧請アリ菊池家全盛ノ時分ハ祭礼モ賑々敷行幸場ニ出座アリテ能ナト見物アリ」「行幸場ト云ハ北宮ノ未申ノ川上道ノ北ニ二反余ノ屋敷アリ今ニ名テ桟敷場ト云神輿行幸アリテ能興行アリ因テ行幸能場トモ云菊池氏ノ桟敷掛リシ所也村々ニヲ、セテ柴山ヲ出サス古

記ニ河原村ヨリ柴山三ツ奉ルトアリ此柴山ト云フハ屋台ナリ屋台ニ種々ノ飾物ヲ作リ奉納セシ也故ニ能ヲ山ノ能ト云又深川村ノ田ノ中ニ少シ堆キ所アリ神輿ヲ休メ奉ル仮殿ノ跡也今ニ其所ヲミコシヤスメト云又北宮村ノ西深川村ノ界ニ通リタル道今モ地方ノ下ヶ名ヲ上市場下市場ト云フ神輿通リタル道ニテ市立タル所ナリ」といった記述もみられ、ミコシヤスメ・上市場・下市場などの地名由来が記されている。

明暦２（1656）年再建時の棟札では当社の勧請・創建の年月は不詳とされており、「肥後国誌」では創建年を文和４（1355）年・永和４（1378）年のどちらと解すべきかの考証が述べられている。

平成12（2000）年９月に記された「北宮阿蘇神社御鎮座六百五十年祭記念事業奉賛会趣意書」では、北宮阿蘇神社が文和４（1355）年、肥後守菊池公が阿蘇大明神を北宮の地に勧請し、菊池北部郷（隈府町外北部十二ヶ町村）の五穀豊穣、産業繁栄の祈願所とされたのが起源だと記されている。

４、現在の行事

９月９日の秋の大祭には、隈府の方も、北宮の方も、参詣に来る。11月21日は「座の祭り」であり、この日は朝座、前日（20日）が夕座である。奉納相撲は近年も実施していたが、コロナ禍の令和２年以降は中断中。現在はゲートボールではなくグランドゴルフを行う。

座祭は、昭和63（1988）年当時、氏子は30戸ほど（５軒×６班。徐々に戸数が減ってきた）だった。全員が集まるのは大変なので、昭和の終わり頃に、５軒ずつ10軒が集まるように変えた。宮司・区長・これまでの座元５名・受け元５名と、これだけでも計12名となる。料理は受け元の女性たちが担当する。「ブリの切身は何センチ×何センチ」など細かく次第が決まっていた。この当時は、宮司が座元宅で朝風呂に入って潔斎してから神事を行うなどしていたが、平成以降、集まる方の服装も略式が進んだ。

北宮阿蘇神社近く、菊池川沿いに立つ御神木の椋の木の根元に、70cm四方の竹で編んだ台を作り、夏と冬に水神様を祀る川祭りが行われる。夏には麦の粉団子に黄粉をつけて供え、冬には米の粉団子を座組の５家が作って供え、区民に配るのを習わしとしてきた。

５、深川区 佐保川八幡宮の伝承・行事

ここでは北宮阿蘇神社宮司が兼務を務める佐保川八幡宮（深川区）の伝承・行事について記す。

『管内実態調査書　城北篇』（1960）に伝説「菊之池」が記されている（649頁）。「昔、深川村（菊池村）に広大な池があった。その形は花形をなし、池の辺り一帯に紅白の花が咲き乱れて非常に美しかった。この池を菊池則隆が「菊之池」と名づけてからこの名が起った。この池は常に満々と水を湛え、旱魃のため附近の河川が涸れてもこの池の水は涸れることなく、谷中の田を濁したと伝えられる。」（この内容は『菊池郡誌』（1919）に拠る。）

以下『菊池市史　下巻』（1986）、457～458頁の記述により佐保川八幡宮の概観を述べる。当社は菊池氏初代則隆の墓所の南方、大字深川の道路脇に位置し、祭神は応神天皇である。

創立は、「初代則隆が五穀豊穣･水運息災を祈り、佐保川（菊池川）のほとりに建立したといわれ、また『肥後国誌』には延久年中（1069～1074）に則隆がここに居を構え、宇佐八幡を勧請したと記されて」いる。

拝殿には文政２年（1819）、天保14年（1843）、嘉永２年（1849）の絵馬があり、境内に天明３年（1783）の石灯籠一対、石鳥居、玉垣などがある。祭日は12月８日で、境内には天満宮もある。

当社は安政７年（1860）に百年祭、以後50年ごとに祭りが行われ、当日はその年祭りを受け持った者（約13～14戸）による「節頭渡しの儀」が行われる。『熊本県神社誌』（1981）では氏子数50戸である。

佐保川八幡宮の主要行事

６月　足洗い御願立て（田植え終了後の豊作祈願と無病息災の祈願）

８月１日　菊池則隆公墓前祭　　菊池神社理事と当前が準備執行する。深川区で手伝いを行う。

10月15日　菊池神社秋の大祭（新宮さん）。もともと氏子であった深川区でもその手伝いをする。

12月最初の日曜日　注連縄造り。佐保川八幡宮、猿田彦碑用。

12月８日　佐保川八幡宮祭（収穫感謝）

12月最後の日曜日　門松造り

３月８日　三社祭り（佐保川八幡宮、天満宮、稲荷神社）

おからや野菜で「狐、菅原道真公、八幡神」の造り物を作り、拝殿内に供える。米菓子を供える。

三社祭り

毎年３月８日に深川区の佐保川八幡宮で行われる春祭りは、三社祭りとも言われ、当社に合祀されている三社（それぞれ猿田彦大明神・天満宮・正一位稲荷大明神と記された小さな幟が立つ。幟の台座は輪切りの大根）それぞれをかたどった造り物が拝殿内に飾られる。猿田彦大神は炭で、天神様（天満宮）はおからと小麦粉を混ぜたもので体、ニンジンで烏帽子や錫を作る。稲荷はニンジンで出来た鳥居の背後にセリを配し、中に小さな狐の面を置く。三社をつなぐ参道の部分には、玄米で作られたお菓子（「ポン菓子」）と青大豆による砂利が敷かれる。

祭礼当日は、拝殿内で祝詞奏上、修祓、玉串奉奠などの神事が行われた後、神官（北宮阿蘇神社宮司）が御幣によってくじを引き翌年の座元を選ぶ「御籤御幣（みくじごへい）」が行われる。くじで選ばれた来年の座元は、神様（神事で使われた御幣）を背負って家まで帰る。

小括

北宮大明神の縁起・祭礼・ゆかりの地名等については「国郡一統志」「肥後国誌」「菊池風土記」などに記された内容が、「菊池郡誌」などを経由して今日も広く伝承されている。「嶋屋日記」にも折々登場する北宮阿蘇神社の座祭は、御松囃子御能等と並び、中世以来今日まで伝えられてきた菊池の民俗文化を代表する「顔」の一つである。

『菊池郡市神社誌』（熊本県神社庁菊池支部、1967）では、「特殊祭儀」の項で北宮阿蘇神社の座祭の概要を記している（207頁）。それによれば、11月20日と21日に座祭があり、20日が夕座・21日が朝座である。座元では門口に注連縄を張り、床の間には青竹の棚を仮設し、四方に注連縄をめぐらし、中央に御幣を祀る。供物はオゴク、神酒、かけ魚（若鰡）等である。神職が降神の儀を奉仕した後で「お座」を行う。翌年の座元は神職が神占にて定める、というのが当時の流れである。

平成元（1989）年の北宮阿蘇神社の年中行事記録には、以下の行事が記されている。総ざらえ（５月始め）、夏越・茅の輪くぐり（７月末）、小祭（３月末）、春祭・御願立て（４月９日）、川祭（夏）（７月中旬・麦の粉団子）、風止め（８月末）、御願ほどき（10月始め）、川祭（冬）（12月中旬・米の粉団子）、座祭（11月21日）。これらの行事が、年行司５名を中心として営まれていた。祭礼の余興の一つとして造り物があるが、これは今日なお佐保川八幡神社の三社祭りで神占と共に伝承されており、地域の民俗文化を特色づける要素となっている。